

伊勢市公報

第370号
令和3年4月5日
月曜日

目次

	頁
条 例	
○ 伊勢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例	4
○ 伊勢市犯罪被害者等支援条例	16
○ 伊勢市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例	21
○ 伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例	24
○ 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例	27
○ 伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例	29
○ 伊勢市奨学金支給条例の一部を改正する条例	31
○ 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例	33
○ 伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例	36
○ 伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	40
○ 伊勢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	64
○ 伊勢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	76
○ 伊勢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	82
○ 伊勢市離宮の湯条例の一部を改正する条例	89
○ 伊勢市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例	91
○ 伊勢市議会委員会条例の一部を改正する条例	93
○ 伊勢市市税条例の一部を改正する条例	95
○ 伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例	103
規 則	
○ 伊勢市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	106
○ 伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則	108
○ 伊勢市広報いせ印刷業務受託者選定委員会規則等を廃止する規則	110
○ 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	112
○ 伊勢市一時保育の実施に関する規則の一部を改正する規則	114
○ 伊勢市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則	116
○ 伊勢市福祉施設指定管理者選定委員会規則の一部を改正する等の規則	118
○ 伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則等の一部を改正する規則	120
○ 伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則	133
○ 伊勢市会計規則の一部を改正する規則	152
○ 名勝二見浦保存管理計画運営委員会規則	155
○ 旧賓日館保存整備委員会規則	158
○ 伊勢市美術展覧会運営委員会規則	161
○ 伊勢市美術展覧会審査委員会規則	164
○ 伊勢市観光文化会館等指定管理者選定委員会規則	167
○ 伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館条例施行規則	170

○ 伊勢河崎商人館条例施行規則	182
○ 尾崎罌堂記念館条例施行規則	194
○ 山田奉行所記念館条例施行規則	206
○ 伊勢市観光文化会館条例施行規則	217
○ 伊勢市観光文化会館駐車場条例施行規則	224
○ 伊勢市文化財保護条例施行規則	228
○ 伊勢市の花・木・鳥選考委員会規則	261
○ 伊勢市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則	263
○ 伊勢市公印規則の一部を改正する規則	265
○ 伊勢市犯罪被害者等支援金の支給等に関する規則	267
教育委員会規則	
○ 伊勢市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則	281
○ 伊勢市小中学校教育用タブレット端末導入事業者選定委員会規則を廃止する規則	283
○ 伊勢市教育振興基本計画策定委員会規則	285
○ 伊勢市教育委員会事務局等処務規則及び伊勢市教育委員会事務委任規則の一部を改正する等の規則	287
○ 伊勢市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則	290
○ 伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則	293
訓 令	
○ 伊勢市会計管理者事務の専決等に関する規程の一部を改正する訓令	296
○ 伊勢市事務決裁規程の一部を改正する訓令	298
○ 伊勢市文書管理規程の一部を改正する訓令	305
教育委員会訓令	
○ 伊勢市教育委員会事務決裁規程及び伊勢市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令	313
固定資産評価審査委員会訓令	
○ 伊勢市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する訓令	315
上下水道事業管理規程	
○ 伊勢市水道料金等徴収業務受託者選定委員会規程を廃止する規程	317
病院事業管理規程	
○ 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程及び市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程	319
○ 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	321
○ 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	323
○ 市立伊勢総合病院放射線障害予防規程	325
告 示	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	343
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	344
○ 道路の供用開始について	346
○ 伊勢市岡本町財産区議会の招集について	347
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	348
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	349
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	350
○ 令和3年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について	351
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	352

○ 令和3年度固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録について	354
○ 伊勢市人事行政の運営等の状況について	355
○ 道路の区域変更について	375
○ 道路の供用開始について	376
○ 市道の路線の廃止について	377
○ 市道の路線の認定について	378
○ 道路の区域の決定について	379
○ 道路の供用開始について	380
○ 令和3年度当初予算並びに令和2年度補正予算及び令和3年度補正予算の要領について	381
○ 令和2年度補正予算の要領について	445
○ 伊勢市市営庭球場、伊勢市倉田山公園野球場、伊勢フットボールヴィレッジ及び伊勢市御 菌B&G海洋センターの使用料の収納の事務の委託について	449
上下水道事業告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定取消しについて	450
公 告	
○ 伊勢市地域の農業の振興に関する計画の変更に伴う公告について	451
○ 第2期伊勢市生活排水対策推進計画の変更について	452
○ 農用地利用集積計画について	453
○ 公示送達	454
公 表	
○ 令和2年度定期監査等結果の公表について	455
○ 令和2年度財政援助団体等監査結果の公表について	472

伊勢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 1 号

伊勢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行する。

- (1) 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- (2) 文化財の保護に関すること。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

第 2 条 この条例の施行前に本則各号に掲げる事務に係る法令又は条例、教育委員会規則その他の規程（以下この条において「法令等」という。）の規定により教育委員会（教育長に委任された事務にあつては、教育長。以下この条において同じ。）がした処分その他の行為又はこの条例の施行の際現に法令等の規定により教育委員会に対してされている申請その他の行為で、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、施行日以後における法令等の適用については、市長がした処分その他の行為又は市長に対してされた申請その他の行為とみなす。

（伊勢市行政組織条例の一部改正）

第 3 条 伊勢市行政組織条例（平成18年伊勢市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表情報戦略局の項に次の 1 号を加える。

- (10) 文化芸術に関すること（産業観光部の所管に属するものを除

く。)

(伊勢市附属機関条例の一部改正)

第4条 伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 市長の部伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン懇談会の項の次に次のように加える。

名勝二見浦 保存管理計 画運営委員 会	名勝二見浦の保 存、管理及び活 用に関する重要 事項についての 調査審議に関す ること。	7人以 内	(1) 学識経 験を有する 者 (2) 関係行 政機関の職 員 (3) 地域住 民 (4) その他 市長が必要 と認める者	2年
旧賓日館保 存整備委員 会	旧賓日館の保存 及び整備に関す る事項について の調査審議に関 すること。	5人以 内	(1) 学識経 験を有する 者 (2) その他 市長が必要 と認める者	2年
伊勢市美術 展覧会運営	伊勢市美術展覧 会の企画及び運	10人以 内	(1) 美術に 関する専門	2年

委員会	営に関する事項 についての調査 審議に関するこ と。		的な知識経 験を有する 者 (2) その他 市長が必要 と認める者	
伊勢市美術 展覧会審査 委員会	伊勢市美術展覧 会の応募作品の 審査に関するこ と。	30人以 内	(1) 美術に 関する専門 的な知識経 験を有する 者 (2) その他 市長が必要 と認める者	委嘱さ れ、又 は任命 された 日から その日 の属す る年度 の末日 まで

別表第1 教育委員会の部名勝二見浦保存管理計画運営委員会の項、旧
賓日館保存整備委員会の項、伊勢市美術展覧会運営委員会の項及び伊勢
市美術展覧会審査委員会の項を削る。

(伊勢市附属機関条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 この条例の施行の際現に前条の規定による改正前の伊勢市附属機
関条例第5条各項の規定により委嘱され、又は任命された名勝二見浦保
存管理計画運営委員会、旧賓日館保存整備委員会又は伊勢市美術展覧会
運営委員会の委員等（以下この条において「旧委員等」という。）、臨時
委員等又は専門委員等である者は、施行日に、前条の規定による改正後
の伊勢市附属機関条例第5条各項の規定により名勝二見浦保存管理計画

運営委員会、旧賓日館保存整備委員会又は伊勢市美術展覧会運営委員会の委員等、臨時委員等又は専門委員等として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる委員等の任期は、同条例別表第1の規定にかかわらず、同日における旧委員等としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館条例の一部改正)

第6条 伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館条例（平成18年伊勢市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「伊勢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第5条第4号中「又は教育委員会」を削る。

第6条ただし書及び第7条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条第1項第2号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「前項の規定による許可の取消しにより、利用の停止若しくは制限により、又は」を「又は前項の規定による許可の取消し若しくは利用の停止若しくは制限若しくは」に、「教育委員会」を「市」に改める。

第11条第2項中「別表」を「別表第1及び別表第2」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条中「若しくは制限」を削る。

第17条中「教育委員会が別に」を「規則で」に改める。

別表中「伊勢古市参宮街道資料館利用料金」を「施設利用料金」に改め、同表注を削り、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第11条関係）

1 冷暖房設備利用料金

区分	暖房	冷房
1時間当たりの金額	100円	100円

備考 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

2 附属設備利用料金

器具の名称	単位	金額	備考
拡声装置	一式	510円	マイク1本を含む。
ワイヤレスマイク	1本	200円	
長机	1脚	100円	外部に持ち出して使用する場合に限る。
折り畳み椅子	1脚	30円	

備考 利用料金は、9時から12時まで、13時から17時まで及び18時から21時までの利用時間を単位として、それぞれ徴収する。

(伊勢河崎商人館条例の一部改正)

第7条 伊勢河崎商人館条例（平成17年伊勢市条例第193号）の一部を次のように改正する。

第5条中「伊勢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に、「教育委員会が」を「市長が」に改める。

第6条第4号中「又は教育委員会」を削る。

第7条ただし書、第8条ただし書並びに第9条第3項及び第4項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第13条第1項第2号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「前項の規定による許可の取消しにより、利用の停止若しくは制限により、又は」を「又は前項の規定による許可の取消し若しくは利用の停止若しくは制限若しくは」に、「教育委員会」を「市」に改める。

第14条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第19条第1項中「第13条」を「第13条第1項」に改める。

第20条第2項を削る。

第21条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表第1の1の表備考第2号及び2の表備考第3号中「教育委員会」を「市長」に改める。

(尾崎罌堂記念館条例の一部改正)

第8条 尾崎罌堂記念館条例（平成17年伊勢市条例第194号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「伊勢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第5条第4号中「又は教育委員会」を削る。

第6条ただし書、第7条ただし書並びに第8条第3項及び第4項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第12条各号列記以外の部分中「第10条」を「第10条第1項」に改め、「停止し」の次に「、若しくは制限し」を加え、同条第4号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第5号を同条第7号とし、同条第4号の次に次の2号を加える。

(5) 天災その他の事由により利用できなくなったとき。

(6) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により利用できなくなったとき。

第12条に次の1項を加える。

2 会議室の利用により、又は前項の規定による利用の許可の取消し若しくは利用の停止若しくは制限若しくは利用の許可に付した条件の変更により損害が生じても、市及び指定管理者は、その賠償の責めを負わない。ただし、同項第6号の規定に該当する場合は、この限りでな

い。

第17条第1項中「第12条」を「第12条第1項」に改める。

第18条第2項を削る。

第19条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第13条関係）

1 施設利用料金

区分	午前	午後	夜間	全日	時間外又は超過時間
	9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～21時	1時間当たり
会議室	1,570円	2,090円	1,570円	5,230円	520円

2 冷暖房設備利用料金

区分	暖房	冷房
1時間当たりの金額	330円	330円

備考 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

（山田奉行所記念館条例の一部改正）

第9条 山田奉行所記念館条例（平成17年伊勢市条例第195号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「伊勢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第5条第4号中「又は教育委員会」を削る。

第6条ただし書及び第7条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改

める。

第10条第1項各号列記以外の部分中「第8条」を「第8条第1項」に改め、同項第2号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市」に改める。

第12条第2項及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第17条第1項中「若しくは制限」を削る。

第19条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(伊勢市観光文化会館条例の一部改正)

第10条 伊勢市観光文化会館条例（平成17年伊勢市条例第153号）の一部を次のように改正する。

第4条中「伊勢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に、「教育委員会が」を「市長が」に改める。

第5条第4号中「及び教育委員会」を削る。

第6条ただし書及び第7条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条第1項第2号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「市又は」を「市及び」に改める。

第19条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(伊勢市観光文化会館駐車場条例の一部改正)

第11条 伊勢市観光文化会館駐車場条例（平成17年伊勢市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第3条中「伊勢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に、「教育委員会が」を「市長が」に改める。

第4条第4号中「及び教育委員会」を削る。

第5条ただし書及び第6条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条中「教育委員会が教育委員会規則」を「規則」に改める。

(伊勢市文化財保護条例の一部改正)

第12条 伊勢市文化財保護条例（平成17年伊勢市条例第201号）の一部を次のように改正する。

第3条中「伊勢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第5条第1項から第3項までの規定及び第6項並びに第6条第1項、第4項及び第5項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条第1項中「教育委員会規則及び教育委員会」を「規則及び市長」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条第1項及び第3項並びに第9条第1項及び第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条中「以下」を削り、「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条中「教育委員会に」を「市長に」に改め、同条ただし書中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第12条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第13条各号列記以外の部分中「市」を「市長」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第14条第1項及び第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条第2項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「市は」を「市長は」に改める。

第16条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3項及び第4項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第17条から第21条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第22条第1項から第3項までの規定及び第5項中「教育委員会」を

「市長」に改め、同条第7項中「第2項」を「市長は、第2項」に改める。

第23条第1項、第2項及び第6項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第7項中「すべて」を「全て」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同条第8項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第24条から第27条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第28条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第4項中「第1項」を「市長は、第1項」に改める。

第29条第1項及び第7項、第30条第1項及び第2項並びに第32条から第34条の2までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第35条第1項中「教育委員会」を「市長」に、「三重県指定史跡、名勝又は天然記念物」を「三重県指定史跡、三重県指定名勝又は三重県指定天然記念物」に改める。

第36条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「三重県指定史跡、名勝又は天然記念物」を「三重県指定史跡、三重県指定名勝又は三重県指定天然記念物」に改める。

第37条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第38条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第40条第2項及び第3項並びに第41条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第42条中「教育委員会に」を「法第190条第2項の規定に基づき、」に改める。

第43条中「教育委員会」を「市長」に、「これら」を「並びにこれら」に改める。

第44条第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第48条中「教育委員会が別に」を「規則で」に改める。

第51条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(伊勢市文化財保護条例の一部改正に伴う経過措置)

- 第13条 この条例の施行の際現に前条の規定による改正前の伊勢市文化財保護条例（次項において「旧文化財保護条例」という。）第44条第3項の規定により委嘱され、又は任命された伊勢市文化財保護審議会の委員（以下この項において「旧文化財保護審議会委員」という。）又は臨時委員である者は、施行日に、前条の規定による改正後の伊勢市文化財保護条例（以下この条において「新文化財保護条例」という。）第44条第3項の規定により伊勢市文化財保護審議会の委員又は臨時委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる委員の任期は、新文化財保護条例第45条第1項の規定にかかわらず、同日における旧文化財保護審議会委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 2 この条例の施行の際現に旧文化財保護条例第46条第2項の規定による互選により定められた伊勢市文化財保護審議会の会長又は副会長である者は、施行日に、新文化財保護条例第46条第2項の規定による互選により伊勢市文化財保護審議会の会長又は副会長として定められたものとみなす。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

伊勢市犯罪被害者等支援条例をここに公布する。

令和3年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第2号

伊勢市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号。以下「法」という。)に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、もって市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 関係機関等 国、三重県その他の地方公共団体、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (5) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や心無い言動、プライバシーの侵害、インターネットを通じて行われる^{ひぼう}誹謗中傷、報道機関等による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失等の被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が個人としての尊厳を重んぜられるとともに、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重

されるよう、犯罪被害者等の立場に立って適切に推進されなければならない。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等の置かれている生活環境その他の事情に応じて、適切に推進されなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、必要な支援が途切れることなく行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等の支援は、市、市民、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、犯罪被害者等の支援に係る体制の整備に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性及び犯罪被害者等を地域社会で支え合うことの重要性について理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性及び犯罪被害者等を地域社会で支え合うことの重要性について理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者

等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、その雇用する者が犯罪被害者等となった場合は、当該犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に関与することができるよう、その就労について十分に配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

- 2 市は、犯罪被害者等の支援に関する相談を総合的に行う窓口を設置するものとする。

(日常生活等の支援)

第8条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 犯罪等の被害により日常生活を営むための家事等の支援を要する場合に、適切なサービスが提供されるよう必要な支援を行うこと。
- (2) 犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった場合に、転居に要する費用の助成その他必要な支援を行うこと。
- (3) 犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るため、支援金の支給を行うこと。
- (4) 犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を増進するための措置その他必要な措置を行うこと。

(広報及び啓発)

第9条 市は、犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性及び二次被害の発生の防止の重要性について、市民及び事業者の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

(人材の育成)

第10条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等の支援を担う人材の養成及び資質の向上のために必要な措置を講ずるものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第11条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

伊勢市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第3号

伊勢市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例

(伊勢市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 伊勢市固定資産評価審査委員会条例(平成17年伊勢市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条から第10条までの規定中「署名押印し」を「署名し」に改める。

(伊勢市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 伊勢市職員の服務の宣誓に関する条例(平成17年伊勢市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「に署名して」を「を任命権者に提出して」に改める。

別記様式中「事」を「こと」に改め、「㊟」を削り、「規程」を「その他の諸規程」に改める。

(伊勢市火入れに関する条例の一部改正)

第3条 伊勢市火入れに関する条例(平成17年伊勢市条例第144号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、「男 人、女 人、計 人」を「 人」に、「の中には保安林種」を「には、保安林種」に、「土地現況」を「土地現況」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にある第3条の規定による改正前の伊勢市火入れに関する条例様式第1号により使用されている書類は、同条の規定による改正後の伊勢市火入れに関する条例様式第1号によるものとみなす。

伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第4号

伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例

伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長の部伊勢市行政改革推進委員会の項の前に次のように加える。

伊勢市の 花・木・鳥 選考委員会	伊勢市の花、木 及び鳥の選考に ついての調査審 議に関するこ と。	10人以 内	(1) 学識経 験を有する 者 (2) 前号に 掲げる者の ほか、知識 経験を有す る者 (3) その他 市長が必要 と認める者	委嘱さ れ、又 は任命 された 日から 調査審 議が終 了した 日まで
------------------------	---	-----------	--	---

別表第1教育委員会の部伊勢市教育支援委員会の項の前に次のように加える。

伊勢市教育 振興基本計 画策定委員 会	教育の振興のた めの施策に関す る基本的な計画 の策定に関する 事項についての 調査審議に関す ること。	13人以 内	(1) 学識経 験を有する 者 (2) 学校教 育関係者 (3) 社会教 育関係者	委嘱さ れ、又 は任命 された 日から 調査審 議が終
------------------------------	--	-----------	---	---

		(4) 市内の 幼稚園、幼 保連携型認 定こども 園、小学校 又は中学校 に在籍する 幼児、児童 又は生徒の 保護者 (5) その他 教育委員会 が必要と認 める者	了した 日まで
--	--	---	------------

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第5号

伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部
を改正する条例

(伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年伊勢市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の170」を「100分の167.5」に改める。

(市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成17年伊勢市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の225」を「100分の222.5」に改める。

(伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の一部改正)

第3条 伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例（平成17年伊勢市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の225」を「100分の222.5」に改める。

(伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成17年伊勢市条例第123号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「100分の225」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第6号

伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例

伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第13項の見出し中「令和3年3月」を「令和4年3月」に改め、同項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

伊勢市奨学金支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第7号

伊勢市奨学金支給条例の一部を改正する条例

伊勢市奨学金支給条例（平成17年伊勢市条例第182号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）」に、「令和2年度」を「令和2年度及び令和3年度」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第8条の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定（「令和2年度」を「令和2年度及び令和3年度」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第8号

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊勢市国民健康保険条例（平成17年伊勢市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、「条例適用利子等」を「条約適用利子等」に改める。

第22条第1項第1号中「地方税法第314条の2第2項に掲げる金額」を「地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第2号及び第3号中「地方税法第314条の2第2項に掲げる金額」を「地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等

の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)」に改める。

附則第3条中「所得税法」と」の次に「、「110万円」とあるのは「125万円」と」を加える。

附則第6条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。））」に改める。

附則第9条第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第13条第1項の改正規定（「条例適用利子等」を「条約適用利子等」に改める部分に限る。）、附則第6条第1項の改正規定及び附則第9条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第13条第1項、第22条第1項及び附則第3条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第9号

伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例

伊勢市介護保険条例（平成17年伊勢市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「3万4,715円」を「3万6,391円」に改め、同項第2号中「4万7,010円」を「4万9,280円」に改め、同項第3号中「5万4,243円」を「5万6,862円」に改め、同項第4号中「6万3,645円」を「6万6,718円」に改め、同項第5号中「7万2,324円」を「7万5,816円」に改め、同項第6号中「8万3,172円」を「8万7,188円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「控除して得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、同項第7号中「8万6,788円」を「9万979円」に改め、同項第8号中「9万4,021円」を「9万8,560円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第9号中「10万8,486円」を「11万3,724円」に改め、同号ア中「200万円以上300万円未満」を「210万円以上320万円未満」に改め、同項第10号中「12万6,567円」を「13万2,678円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同項第11号中「14万4,648円」を「15万1,632円」に改め、同項第12号中「14万8,264円」を「15万5,422円」に改め、同項第13号中「16万2,729円」を「17万586円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「2万250円」を「2万1,228円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「2万250円」を「2万1,228円」に、「2万8,929円」を「3万326円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「2万250円」を「2万1,228円」に、「5万626円」を「5万3,071円」に改める。

附則第8項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）」に改める。

附則に次の見出し及び3項を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

9 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

10 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

11 附則第9項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4

年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第8項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第3条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第10号

伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年伊勢市条例第30号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4節 運営に関する基準（第196条—第202条）」を「第4節 運営に関する基準（第196条—第202条）」を
第10

4節 運営に関する基準（第196条—第202条）に改める。
章 雑則（第203条）」

第1条中「指定密着型サービス」を「指定地域密着型サービス」に改める。

第3条に次の2項を加える。

4 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第5項第1号中「第151条第12項」を「第47条第4項第1号及び第151条第12項」に改め、同項第2号中「をいう」の次に「。第47条第4項第2号において同じ」を加え、同項第3号中「をいう」の次に「。第47条第4項第3号において同じ」を加え、同項第4号中「をいう」の次に「。第47条第4項第4号において同じ」を加え、同項第5号中「第64条第1項」を「第47条第4項第5号、第64条第1項」に改め、同項第6号中「第64条

第1項」を「第47条第4項第6号、第64条第1項」に改め、同項第7号中「第64条第1項」を「第47条第4項第7号、第64条第1項」に改め、同項第8号中「第5章」を「第47条第4項第8号及び第5章」に改める。

第31条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第32条に次の1項を加える。

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第32条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条に次の1項を加える。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

第34条に次の1項を加える。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条第1項中「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に改め、「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第59条の17第1項及び第87条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第47条第1項第1号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同項第2号中「とする。」を削り、同項第3号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同条に次の5項を加える。

- 3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない

場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所
- (2) 指定短期入所療養介護事業所
- (3) 指定特定施設
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (6) 指定地域密着型特定施設
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 指定介護療養型医療施設
- (12) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、

随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第55条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第56条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており」に、「との連携」を「又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携」に、「当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項中「前項」を「前項本文」に、「指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合（第32条第2項ただし書の規定により当該夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき市長に認められている場合に限る。）であって、利用者の処遇に支障がないとき」を「オペレーションセンターサービスについて」に、「定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせる」を「複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受ける」に改め、同条に次の1項を加える。

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的

な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第57条に次の1項を加える。

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第59条前段中「第33条」を「第32条の2」に、「、第40条及び第41条」を「及び第40条から第41条まで」に改め、同条後段中「第19条」の次に「、第32条の2第2項」を加え、「第33条第1項及び第34条」を「第33条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改める。

第59条の12中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の13第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第59条の13に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止す

るための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条の15に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第59条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努め」を「、次の各号に掲げる措置を講じ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第59条の17第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第59条の20中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と」を削る。

第59条の20の3前段中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条

まで」の次に「、第40条の2」を加え、同条後段中「第59条の20の3において準用する第31条に規定する重要事項に関する規程（第34条）」を「運営規程（第59条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項）」に、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に、「及び第59条の13第3項」を「、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第59条の34各号列記以外の部分中「次に」を「、次に」に改め、同条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の36第1項中「安全・サービス提供管理委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第59条の38前段中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、同条後段中「第34条」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第34条第1項」に改め、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を削り、「第59条の13第3項」を「第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第64条第1項中「又は施設」の次に「（第66条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第65条第2項中「第82条第7項」の次に「、第110条第9項」を加える。

第66条第1項に後段として次のように加える。

なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとして

も差し支えない。

第73条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第80条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」を「第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」に改める。

第82条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、同表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第83条第3項中「第111条第2項」を「第111条第3項」に改める。

第87条中「召集して」を「招集して」に改め、「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第100条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第101条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域にお

いて、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市町村介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第102条を次のように改める。

第102条 削除

第108条前段中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に、「、第59条の16及び第59条の17」を「及び第59条の15から第59条の17まで」に改め、同条後段中「規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第59条の13第3項」を「第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第110条第1項中「）をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共

同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第110条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第10項中「第71条第1項から第9項まで」を「第71条第1項から第10項まで」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、指定地域密着型サービス基準等に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修第5号に掲げる研修を修了している者を置くことができる。

第111条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第113条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第117条第7項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次の各号に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 外部の者による評価
- (2) 第128条において準用する第59条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第121条中「指定地域密着型サービス」の次に「（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第122条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第123条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第123条に次の1項を加える。

- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止する

ための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第128条前段中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に改め、「第59条の11」の次に「、第59条の15」を加え、「、第102条」を削り、同条後段中「規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削り、「第6章第4節」と」の次に「、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加え、「、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と」を削る。

第138条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第145条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第146条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第146条に次の1項を加える。

- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を

講じなければならない。

第149条前段中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に改め、「第59条の11」の次に「、第59条の15」を加え、「、第99条及び第102条」を「及び第99条」に改め、同条後段中「第34条」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に、「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に改め、「第7章第4節」との次に「、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第151条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第151条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第151条第8項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第13項中「当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第157条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第158条第6項中「召集して」を「招集して」に改め、「行う会議」の次

に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。))が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第163条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第163条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(^{くう}口腔衛生の管理)

第163条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の^{くう}口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、^{くう}口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた^{くう}口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第168条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第169条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第169条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要

かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第171条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第175条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第177条前段中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を加え、「第59条の17第1項から第4項まで及び第102条」を「第59条の15及び第59条の17第1項から第4項まで」に改め、同条後段中「規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第180条第1項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)中「次のいずれかを満たす」を「10.65平方メートル以上とする」に改め、同号ア(ウ) a 及び b を削り、同号ア(ウ)に次のただし書を加える。

ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第182条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第186条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第187条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第187条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第189条前段中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を、「第59条の11」の次に「、第59条の15」を加え、「、第102条」を削り、同条後段中「規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第202条前段中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に、「第59条の16、第59条の17」を「第59条の15から第59条の17まで」に、「から第104条まで」を「、第101条、第103条、第104条」に改め、同条後段中「規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第59条の13」を「第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

本則に次の 1 章を加える。

第10章 雑則

(電磁的記録等)

第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項（第189条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第2条から第6条までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則に次の 1 条を加える。

第 7 条 この条例の施行の際現に法第42条の 2 第 1 項本文の規定に基づく指定を受けている地域密着型介護老人福祉施設（この条例の施行の後に増築され、又は改築された部分を除く。）に係る第152条第 1 項第 1 号アの規定の適用については、同号ア中「1 人とすること。ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、2 人とすることができる」とあるのは、「4 人以下とすること」とする。

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、この条例による改正後の伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「改正地域密着型条例」という。）第 3 条第 4 項及び第40条の 2（改正地域密着型条例第59条、第59条の20、第59条の20の 3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、改正地域密着型条例第31条、第55条、第59条の12(改正地域密着型条例第59条の20の 3 において準用する場合を含む。)、第59条の34、第73条、第100条（改正地域密着型条例第202条において準用する場合を含む。）、第122条、第145条、第168条及び第186条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正地域密着型条例第32条の2(改正地域密着型条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正地域密着型条例第32条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正地域密着型条例第33条第3項(改正地域密着型条例第59条において準用する場合を含む。)及び第59条の16第2項(改正地域密着型条例第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条及び第202条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正地域密着型条例第59条の13第3項(改正地域密着型条例第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条及び第202条において準用する場合を含む。)、第123条第3項、第146条第4項、第169条第3項及び第187条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

- 6 この条例の施行の日以降、当分の間、改正地域密着型条例第180条第1項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備

するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、改正地域密着型条例第151条第1項第3号ア及び第187条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

- 7 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この項において「居室等」という。）であって、この条例による改正前の伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第180条第1項第1号ア(ウ) bの規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

（栄養管理に係る経過措置）

- 8 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正地域密着型条例第163条の2（改正地域密着型条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正地域密着型条例第163条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（^く口腔衛生の管理に係る経過措置）

- 9 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正地域密着型条例第163条の3（改正地域密着型条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正地域密着型条例第163条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

- 10 この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間、改正地域密着型条例第175条第1項（改正地域密着型条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正地域密着型条例第175

条第1項中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

- 11 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正地域密着型条例第171条第2項第3号（改正地域密着型条例第189条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

伊勢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第11号

伊勢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年伊勢市条例第31号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
「 第5節 介護予防のための効果的な支援の方
（第87条—第90条）」を
第5章 雑則（第91条）

法に関する基準（第87条—第90条）
に改める。
」

第3条に次の2項を加える。

- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第8条第1項中「又は施設」の次に「（第10条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第9条第2項中「同条第7項」の次に「及び第71条第9項」を加える。

第10条第1項に後段として次のように加える。

なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

第27条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第28条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
第30条に次の1項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第31条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第32条に次の1項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付

け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第37条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項及び第49条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、同表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一

敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第7項中「（以下」の次に「この章において」を加える。

第45条第3項中「第72条第2項」を「第72条第3項」に改める。

第49条中「召集して」を「招集して」に改め、「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第57条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第58条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市町村介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第59条を次のように改める。

第59条 削除

第65条中「第31条から第36条まで、第37条（第4項を除く。）から第39条まで」を「第28条の2及び第30条から第39条まで（第37条第4項を除く。）」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

第71条第1項中「）をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第71条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第10項中「第110条第1項から第9項まで」を「第110条第1項から第10項まで」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同

生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、指定地域密着型サービス基準等に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修第9号に掲げる研修を修了している者を置くことができる。

第72条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第74条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第78条第3項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第79条中「地域密着型介護予防サービス」の次に「（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第80条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第81条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第81条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第86条前段中「第31条」を「第28条の2、第30条」に、「、第37条（第4項を除く。）、第38条、第39条（第5項を除く。）」を「から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）」に改め、「、第59条」を削り、同条後段中「規程」と、「」の次に「同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」及び「、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と」を削る。

第87条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 外部の者による評価
- (2) 前条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会議における評価

本則に次の 1 章を加える。

第 5 章 雑則

(電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の伊勢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「改正介護予防条例」という。）第3条第4項及び第37条の2（改正介護予防条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、改正介護予防条例第27条、第57条及び第80条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正介護予防条例第28条の2（改正介護予防条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正介護予防条例第28条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正介護予防条例第31条第2項（改正介護予防条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正介護予防条例第31条第2項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

- 5 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正介護予防条例第28条第3項(改正介護予防条例第65条において準用する場合を含む。)及び第81条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

伊勢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第12号

伊勢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年伊勢市条例第14号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 基準該当介護予防支援に関する基準（第36条）」を「第6章 基準該当介護予防支援に関する基準（第36条）
第7章 雑則（第37条）」に改める。

第4条に次の2項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第20条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第21条に次の1項を加える。

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第21条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第24条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第25条に次の1項を加える。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第30条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第30条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第34条第9号中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

本則に次の1章を加える。

第7章 雑則

(電磁的記録等)

第37条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者

- は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（第36条において準用する場合を含む。）及び第34条第26号（第36条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。
- 2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- （虐待の防止に係る経過措置）
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の伊勢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「改正介護予防支援条例」という。）第4条第5項及び第30条の2（改正介護予防支援条例第36条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」と

あるのは「講じるように努めなければ」とし、改正介護予防支援条例第20条（改正介護予防支援条例第36条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正介護予防支援条例第20条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正介護予防支援条例第21条の2（改正介護予防支援条例第36条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正介護予防支援条例第21条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正介護予防支援条例第24条の2（改正介護予防支援条例第36条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正介護予防支援条例第24条の2中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

伊勢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第13号

伊勢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年伊勢市条例第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第34条）」を「第5章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第34条）
第6章 雑則（第35条）」に改める。

第4条に次の2項を加える。

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第7条第2項中「できること等」を「できること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等」に改める。

第16条第9号中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用

者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加え、同条第20号の次に次の1号を加える。

(20)の2 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。

第21条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第22条に次の1項を加える。

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第22条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時にお

いて、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第25条の次に次の1条を加える。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第25条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第26条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に

自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第31条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第31条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第35条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（第34条において準用する場合を含む。）及び第16条第27号（第34条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該

書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第16条第20号の次に1号を加える改正規定は、令和3年10月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の伊勢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（以下「改正居宅介護支援条例」という。）第4条第5項及び第31条の2（改正居宅介護支援条例第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、改正居宅介護支援条例第21条（改正居宅介護支援条例第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正居宅介護支援条例第21条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正居宅介護支援条例第22条の2（改正居宅介護支援条例第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正居宅介護支援条例第22条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正居宅介護支援条例第25条の2（改正居宅介護支援条例第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正居宅介護支援条例第25条の2中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

伊勢市離宮の湯条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第14号

伊勢市離宮の湯条例の一部を改正する条例

伊勢市離宮の湯条例（平成18年伊勢市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表利用料金の部中学生以上の項中「400円」を「440円」に、「3,700円」を「4,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。

伊勢市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を

ここに公布する。

令和3年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第15号

伊勢市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

伊勢市道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年伊勢市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条第7項、第9条第4項、第41条第3項及び第42条第2項中「第41条第1項」を「第42条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 16 号

伊勢市議会委員会条例の一部を改正する条例

伊勢市議会委員会条例（平成 17 年伊勢市条例第 212 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「清掃課」を「ごみ減量課」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第17号

伊勢市市税条例の一部を改正する条例

伊勢市市税条例（平成17年伊勢市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第36条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第53条の9第3項」を加える。

第36条の3の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第53条の8第1項第1号中「次条第2項及び」を「次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第53条の9に次の2項を加える。

- 3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第81条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を

加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第24項第3号」に改め、同条第5項中「附則第15条第28項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同条第7項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同条第8項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同条第9項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同条第16項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第17項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第18項を削り、同条第19項を同条第18項とし、同条第20項を同条第19項とする。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は

令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第12条の3中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加える。

附則第15条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第15条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、

「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第16条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第25条に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の伊勢市市税条例(以下「新条例」という。)第36条の3の2第4項の規定は、この条例の施行の日(以下この条及び附則第4条第1項において「施行日」という。)以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行ったこの条例による改正前の伊勢市市税条例(次項において「旧条例」という。)第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記

載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日

以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第18号

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例

伊勢市都市計画税条例（平成17年伊勢市条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第7項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第8項及び第9項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第10項及び第11項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第12項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第14項中「第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」を「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」に改める。

附則第15項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条」を「地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊勢市都市計画税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

伊勢市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月17日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 6 号

伊勢市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則（平成 27 年伊勢市規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

別表備考中第 5 号及び第 6 号を削り、第 7 号を第 5 号とし、第 8 号から第 10 号までを 2 号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の別表の規定は、令和 3 年 9 月 1 日以後の利用に係る利用者負担額について適用し、同日前の利用に係る利用者負担額については、なお従前の例による。

伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月25日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第7号

伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則

伊勢市介護保険規則（平成17年伊勢市規則第83号）の一部を次のように改正する。

別表条例第10条第1項第1号に掲げる事由に該当する場合の項中「租税特別措置法」を「当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該給与所得及び当該公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から100,000円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」に改め、「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「特別控除額を控除して得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の別表の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料の減免について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料の減免については、なお従前の例による。

伊勢市広報いせ印刷業務受託者選定委員会規則等を廃止する規則をここに公布する。

令和3年3月25日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 8 号

伊勢市広報いせ印刷業務受託者選定委員会規則等を廃止する規則
次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 伊勢市広報いせ印刷業務受託者選定委員会規則（令和 3 年伊勢市規則第 3 号）
- (2) 伊勢市戸籍住民関係窓口業務等受託者選定委員会規則（令和 2 年伊勢市規則第 39 号）
- (3) 伊勢市障害者地域相談支援センター運營業務受託者選定委員会規則（令和 2 年伊勢市規則第 45 号）
- (4) 伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター移管先法人選定委員会規則（令和 2 年伊勢市規則第 11 号）
- (5) 伊勢市観光地等混雑状況配信システム導入業務受託者選定委員会規則（令和 2 年伊勢市規則第 51 号）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

令和3年3月29日

伊勢市長 鈴木 健一

伊勢市規則第9号

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和2年伊勢市規則第21号）の一部を次のように改正する。

附則第5項の見出し中「令和3年3月」を「令和4年3月」に改め、同項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

別表第2の2の表を別表第2の3の表とし、別表第2の1の表中「2以外」を「3以外」に改め、防災マネージャーの項を削り、同表を別表第2の2の表とし、別表第2に1の表として次の1表を加える。

1 フルタイム会計年度任用職員の給料月額

（単位：円）

職種	給料月額
防災マネージャー	324,100

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

伊勢市一時保育の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布
する。

令和3年3月29日

伊勢市長 鈴木 健一

伊勢市規則第10号

伊勢市一時保育の実施に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市一時保育の実施に関する規則（平成31年伊勢市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「(伊勢市立保育所ゆりかご園において一時保育を利用する場合にあっては、満1歳)」を削る。

別表伊勢市立保育所ゆりかご園の項中「6人」を「14人」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

伊勢市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月29日

伊勢市長 鈴木 健一

伊勢市規則第 11 号

伊勢市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市営住宅管理条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 140 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 やすらぎ団地の項中「10」を「8」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市福祉施設指定管理者選定委員会規則の一部を改正する等の規則を

ここに公布する。

令和3年3月31日

伊勢市長 鈴木 健一

伊勢市規則第12号

伊勢市福祉施設指定管理者選定委員会規則の一部を改正する等の規則

(伊勢市福祉施設指定管理者選定委員会規則の一部改正)

第1条 伊勢市福祉施設指定管理者選定委員会規則(平成22年伊勢市規則第26号)の一部を次のように改正する。

第1条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

(伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例施行規則の廃止)

第2条 伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例施行規則(平成18年伊勢市規則第36号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施

行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

伊勢市長 鈴木 健一

伊勢市規則第 13 号

伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
施行細則等の一部を改正する規則

(伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
施行細則の一部改正)

第 1 条 伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律施行細則（平成 18 年伊勢市規則第 58 号）の一部を次のように改正
する。

様式第 15 号を次のように改める。

様式第15号(第8条関係)

(一)		(二)		(三)		
障害福祉サービス受給者証		介護給付費の支給決定内容				
受給者証番号		障害支援区分		サービス種別		
支給決定障害者等	居住地	認定有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		支給量等	
	フリガナ	サービス種別			支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
	氏名	支給量等			サービス種別	
	生年月日	支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで		支給量等	
児童	フリガナ	サービス種別			支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
	氏名	支給量等				
生年月日	支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで				
障害種別	サービス種別					
交付年月日	支給量等					
支給市町村名 及 び 印		支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで			
		予備欄				

<p style="text-align: center;">(四)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">訓練等給付費の支給決定内容</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">サービス種別</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支給量等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支給決定期間</td> <td style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td>サービス種別</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支給量等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支給決定期間</td> <td style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">地域生活支援事業の支給決定内容</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">障害名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サービス種別</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支給量等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支給決定期間</td> <td style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td>サービス種別</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支給量等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支給決定期間</td> <td style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2">予備欄</td> </tr> </table>	訓練等給付費の支給決定内容		サービス種別		支給量等		支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	サービス種別		支給量等		支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	地域生活支援事業の支給決定内容		障害名		サービス種別		支給量等		支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	サービス種別		支給量等		支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	予備欄		<p style="text-align: center;">(五)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">計画相談支援給付費の支給内容</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">支給期間</td> <td style="text-align: center;">年 月から 年 月まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2">指定特定相談支援事業所名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">モニタリング期間</td> </tr> <tr> <td colspan="2">予備欄</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">特定障害者特別給付費の支給内容</td> </tr> <tr> <td colspan="2">施設入所支援</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支給額</td> <td style="text-align: center;">円/日</td> </tr> <tr> <td>適用期間</td> <td style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">共同生活援助又は重度障害者等包括支援</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支給額</td> <td style="text-align: center;">円/月</td> </tr> <tr> <td>適用期間</td> <td style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2">予備欄</td> </tr> </table>	計画相談支援給付費の支給内容		支給期間	年 月から 年 月まで	指定特定相談支援事業所名		モニタリング期間		予備欄		特定障害者特別給付費の支給内容		施設入所支援		支給額	円/日	適用期間	年 月 日から 年 月 日まで	共同生活援助又は重度障害者等包括支援		支給額	円/月	適用期間	年 月 日から 年 月 日まで	予備欄		<p style="text-align: center;">(六)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">利用者負担に関する事項</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">負担上限月額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用期間</td> <td style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">食事提供体制加算対象者</td> </tr> <tr> <td>適用期間</td> <td style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2">利用者負担上限額管理対象者該当の有無</td> </tr> <tr> <td colspan="2">利用者負担上限額管理事業所名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特記事項欄</td> </tr> <tr> <td colspan="2">予備欄</td> </tr> </table>	利用者負担に関する事項		負担上限月額		適用期間	年 月 日から 年 月 日まで	食事提供体制加算対象者		適用期間	年 月 日から 年 月 日まで	利用者負担上限額管理対象者該当の有無		利用者負担上限額管理事業所名		特記事項欄		予備欄	
訓練等給付費の支給決定内容																																																																														
サービス種別																																																																														
支給量等																																																																														
支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで																																																																													
サービス種別																																																																														
支給量等																																																																														
支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで																																																																													
地域生活支援事業の支給決定内容																																																																														
障害名																																																																														
サービス種別																																																																														
支給量等																																																																														
支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで																																																																													
サービス種別																																																																														
支給量等																																																																														
支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで																																																																													
予備欄																																																																														
計画相談支援給付費の支給内容																																																																														
支給期間	年 月から 年 月まで																																																																													
指定特定相談支援事業所名																																																																														
モニタリング期間																																																																														
予備欄																																																																														
特定障害者特別給付費の支給内容																																																																														
施設入所支援																																																																														
支給額	円/日																																																																													
適用期間	年 月 日から 年 月 日まで																																																																													
共同生活援助又は重度障害者等包括支援																																																																														
支給額	円/月																																																																													
適用期間	年 月 日から 年 月 日まで																																																																													
予備欄																																																																														
利用者負担に関する事項																																																																														
負担上限月額																																																																														
適用期間	年 月 日から 年 月 日まで																																																																													
食事提供体制加算対象者																																																																														
適用期間	年 月 日から 年 月 日まで																																																																													
利用者負担上限額管理対象者該当の有無																																																																														
利用者負担上限額管理事業所名																																																																														
特記事項欄																																																																														
予備欄																																																																														

(七)

訪問系サービス事業者記入欄		
1	事業者及びその事業所の名称	
	サービス内容	
	契約支給量	月 時間 分
	契約日	年 月 日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	
2	事業者及びその事業所の名称	
	サービス内容	
	契約支給量	月 時間 分
	契約日	年 月 日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	
3	事業者及びその事業所の名称	
	サービス内容	
	契約支給量	月 時間 分
	契約日	年 月 日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	

(八)

訪問系サービス事業者記入欄		
4	事業者及びその事業所の名称	
	サービス内容	
	契約支給量	月 時間 分
	契約日	年 月 日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	
5	事業者及びその事業所の名称	
	サービス内容	
	契約支給量	月 時間 分
	契約日	年 月 日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	
6	事業者及びその事業所の名称	
	サービス内容	
	契約支給量	月 時間 分
	契約日	年 月 日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	

(九)

短期入所事業者実績記入欄				
番号	事業者及びその事業所の名称	実施日	日数	月累計
1		年 月 日から		
		年 月 日まで		
2		年 月 日から		
		年 月 日まで		
3		年 月 日から		
		年 月 日まで		
4		年 月 日から		
		年 月 日まで		
5		年 月 日から		
		年 月 日まで		
6		年 月 日から		
		年 月 日まで		
7		年 月 日から		
		年 月 日まで		
8		年 月 日から		
		年 月 日まで		
9		年 月 日から		
		年 月 日まで		
10		年 月 日から		
		年 月 日まで		
11		年 月 日から		
		年 月 日まで		
12		年 月 日から		
		年 月 日まで		

(十)			(十一)			(十二)		
番号	生活介護・自立訓練・就労移行支援・ 就労継続支援事業者記入欄		番号	療養介護・共同生活援助・施設入所支援事業者記入欄		番号	地域生活支援事業者記入欄	
1	事業者及びその 事業所の名称		1	事業者及びその 事業所の名称	入所(居)日 退所(居)日	1	事業者及びその 事業所の名称	
	サービス内容			入所(居)日 年 月 日	サービス内容			
	契約支給量(／月)	日		退所(居)日 年 月 日	契約支給量(／月)		日	
	契約日	年 月 日		入所(居)日 年 月 日	契約日		年 月 日	
	当該契約支給量による サービス提供終了日	年 月 日		退所(居)日 年 月 日	当該契約支給量による サービス提供終了日		年 月 日	
	サービス提供終了月中の 終了日までの既提供量			サービス提供終了月中の 終了日までの既提供量				
2	事業者及びその 事業所の名称		予備欄	事業者及びその 事業所の名称		2	事業者及びその 事業所の名称	
	サービス内容			サービス内容			サービス内容	
	契約支給量(／月)	日		契約支給量(／月)	日		契約支給量(／月)	日
	契約日	年 月 日		契約日	年 月 日		契約日	年 月 日
	当該契約支給量による サービス提供終了日	年 月 日		当該契約支給量による サービス提供終了日	年 月 日		当該契約支給量による サービス提供終了日	年 月 日
	サービス提供終了月中の 終了日までの既提供量			サービス提供終了月中の 終了日までの既提供量			サービス提供終了月中の 終了日までの既提供量	
3	事業者及びその 事業所の名称		3	事業者及びその 事業所の名称		3	事業者及びその 事業所の名称	
	サービス内容			サービス内容			サービス内容	
	契約支給量(／月)	日		契約支給量(／月)	日		契約支給量(／月)	日
	契約日	年 月 日		契約日	年 月 日		契約日	年 月 日
	当該契約支給量による サービス提供終了日	年 月 日		当該契約支給量による サービス提供終了日	年 月 日		当該契約支給量による サービス提供終了日	年 月 日
	サービス提供終了月中の 終了日までの既提供量			サービス提供終了月中の 終了日までの既提供量			サービス提供終了月中の 終了日までの既提供量	

(十三)

就労定着支援・自立生活援助・
一般相談支援事業者記載欄

提供する地域相談支援の種類	事業者及びその事業所の名称	契約日 サービス提供終了日
		契約日 年 月 日
		サービス提供終了日 年 月 日
		契約日 年 月 日
		サービス提供終了日 年 月 日

予備欄

(十四)

注意事項欄

- この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。
- 指定障害福祉サービス等、共生型障害福祉サービス又は基準該当障害福祉サービスを受けようとするときは、必ずこの証を指定障害福祉サービス事業者等又は基準該当事業所に提示してください。
- 療養介護を受けようとするときは、この証に医療保険の被保険者証及び療養介護医療受給者証を添えて、指定療養介護事業所に提示してください。
- 指定障害福祉サービス等を受けるときに支払う金額は、当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額(当該政令で定める額が、指定障害福祉サービス等に要した費用(食費、光熱水費等を除く。))の総額の1割相当を超えるときは1割相当の額)です。ただし、六面の負担上限月額欄に記載された金額が一月当たりの上限になります(個別減免等の認定を受けた場合には減免後の額が表示されています。)。なお、基準該当障害福祉サービスを受ける場合等は市町村の窓口にお問い合わせください。
- 負担上限月額及び特定障害者特別給付費については、毎年利用者の収入等に応じて決定しますので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を市町村に提出してください。
- 支給決定期間を経過したときは介護給付費等の支給を受けられませんので、支給決定期間を経過する前に、市町村にこの証を添えて、支給の再申請をしてください。

(十五)

注意事項欄

- 支給量の変更を必要とする場合は、支給量の変更の申請をすることができます。また、他の種類の障害福祉サービスを受ける必要がある場合は、市町村に支給申請をしてください。(サービスの種類によっては、障害支援区分の(変更)認定を受ける必要があります。)
- この証の一、六面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて市町村にその旨を届け出てください。
- 支給決定期間内に、居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した市町村にご連絡、ご相談ください。
また、支給決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、この証を交付した市町村(旧居住地の市町村)に届け出てください。
- この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。
また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに市町村に返してください。
- 受給者の資格がなくなったときは、直ちにこの証を市町村に返してください。
- 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。
- 支給決定の内容欄に記載されていない障害福祉サービスについては、介護給付費等の支給は受けられません。

(伊勢市障害児通所給付費等の支給等に関する規則の一部改正)

第 2 条 伊勢市障害児通所給付費等の支給等に関する規則（平成 24 年伊勢市規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

様式第 12 号を次のように改める。

(一)		(二)		(三)	
通所受給者証		障害児通所給付費の給付決定内容		障害児通所給付費の給付決定内容	
受給者証番号		支援の種類		支援の種類	
通所給付決定保護者	居住地	支給量等		支給量等	
	フリガナ				
	氏名	給付決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
	生年月日	年 月 日	支援の種類		支援の種類
児童	フリガナ	支給量等		支給量等	
	氏名				
生年月日	年 月 日	給付決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	給付決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
交付年月日	年 月 日	予備欄		予備欄	
支給市町村名 及 び 印					

(四)

障害児相談支援給付費の支給内容	
支給期間	年 月 日から 年 月 日まで
指定相談支援事業所名	
モニタリング期間	
予備欄	

(五)

利用者負担に関する事項	
負担上限 月額	円
適用期間	年 月 日から 年 月 日まで
食事提供体制加算対象者	
適用期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	
利用者負担上限額管理事業所名	
特記事項欄	
予備欄	

(六)

予備欄

(七)

障害児通所支援事業者記入欄		
1	事業者及びその事業所の名称	
	支援の内容	
	契約支給量	
	契約日	年 月 日
	当該契約支給量による支援提供終了日	年 月 日
	支援提供終了月中の終了日までの既提供量	
2	事業者及びその事業所の名称	
	支援の内容	
	契約支給量	
	契約日	年 月 日
	当該契約支給量による支援提供終了日	年 月 日
	支援提供終了月中の終了日までの既提供量	
3	事業者及びその事業所の名称	
	支援の内容	
	契約支給量	
	契約日	年 月 日
	当該契約支給量による支援提供終了日	年 月 日
	支援提供終了月中の終了日までの既提供量	

(八)

障害児通所支援事業者記入欄		
4	事業者及びその事業所の名称	
	支援の内容	
	契約支給量	
	契約日	年 月 日
	当該契約支給量による支援提供終了日	年 月 日
	支援提供終了月中の終了日までの既提供量	
5	事業者及びその事業所の名称	
	支援の内容	
	契約支給量	
	契約日	年 月 日
	当該契約支給量による支援提供終了日	年 月 日
	支援提供終了月中の終了日までの既提供量	
6	事業者及びその事業所の名称	
	支援の内容	
	契約支給量	
	契約日	年 月 日
	当該契約支給量による支援提供終了日	年 月 日
	支援提供終了月中の終了日までの既提供量	

(九)

障害児通所支援事業者記入欄		
7	事業者及びその事業所の名称	
	支援の内容	
	契約支給量	
	契約日	年 月 日
	当該契約支給量による支援提供終了日	年 月 日
	支援提供終了月中の終了日までの既提供量	
8	事業者及びその事業所の名称	
	支援の内容	
	契約支給量	
	契約日	年 月 日
	当該契約支給量による支援提供終了日	年 月 日
	支援提供終了月中の終了日までの既提供量	
9	事業者及びその事業所の名称	
	支援の内容	
	契約支給量	
	契約日	年 月 日
	当該契約支給量による支援提供終了日	年 月 日
	支援提供終了月中の終了日までの既提供量	

(十)

注意事項欄

- 1 この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。
- 2 指定障害児通所支援、共生型通所支援又は基準該当通所支援を受けようとするときは、必ずこの証を指定障害児通所支援事業者等又は基準該当事業所に提示してください。
- 3 医療型児童発達支援を受けようとするときは、この証に医療保険の被保険者証及び肢体不自由児通所医療受給者証を添えて、指定医療型児童発達支援事業所に提示してください。
- 4 指定通所支援等を受けるときに支払う金額は、当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(当該政令で定める額が、指定障害児通所支援等に要した費用(食費、光熱水費等を除く。)の総額の1割相当を超えるときは1割相当の額)です。ただし、五面の負担上限月額欄に記載された金額が一月当たりの上限になります(個別減免等の認定を受けた場合には減免後の額が表示されています)。なお、基準該当通所支援を受ける場合等は市町村の窓口にお問い合わせください。
- 5 負担上限月額については、毎年通所給付決定保護者の収入等に応じて決定しますので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を市町村に提出してください。
- 6 給付決定期間を経過したときは障害児通所給付費等の支給を受けられませんので、給付決定期間を経過する前に、市町村にこの証を添えて、支給の再申請をしてください。

(十一)

注意事項欄

- 7 支給量の変更を必要とする場合は、支給量の変更の申請をすることができます。また、他の種類の障害児通所支援を受ける必要がある場合は、市町村に支給申請をしてください。
- 8 この証の一、五面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて市町村にその旨を届け出てください。
- 9 給付決定期間内に、居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した市町村にご連絡、ご相談ください。
また、支給決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、この証を交付した市町村(旧居住地の市町村)に届け出てください。
- 10 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。
また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに市町村に返してください。
- 11 受給者の資格がなくなったときは、直ちにこの証を市町村に返してください。
- 12 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。
- 13 支給決定の内容欄に記載されていない障害児通所支援については、障害児通所給付費等の支給は受けられません。

(伊勢市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則の一部改正)

第3条 伊勢市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則（平成17年伊勢市規則第81号）の一部を次のように改正する。

様式第8号中「㊦」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある第1条の規定による改正前の伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則様式第15号、第2条の規定による改正前の伊勢市障害児通所給付費等の支給等に関する規則様式第12号及び第3条の規定による改正前の伊勢市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則様式第8号により使用されている書類は、それぞれこの規則による改正後の様式によるものとみなす。

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第14号

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(伊勢市事務分掌規則の一部改正)

第1条 伊勢市事務分掌規則(平成19年伊勢市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第3条の表情報戦略局の部情報政策課の項を次のように改める。

デジタル政策課 スマートシティ推進係 行政事務デジタル推進係
情報システム管理係

第3条の表情報戦略局の部企画調整課の項中「シティプロモーション係」を「シティプロモーション係 調査統計係」に改め、同部に次のように加える。

文化政策課 文化振興係 文化財係

第3条の表環境生活部の部清掃課の項を次のように改める。

ごみ減量課 ごみ減量推進係 指導係 収集・排出支援係

第3条の表健康福祉部の部高齢者支援課の項を次のように改める。

高齢・障がい福祉課 高齢福祉係 障がい福祉係

第3条の表健康福祉部の部福祉総務課の項中「地域福祉係 福祉総務係」を「福祉総務係」に改め、同項の次に次のように加える。

福祉生活相談センター 総合相談係 連携調整係 共生事業係 地域福祉係

第3条の表健康福祉部の部障がい福祉課の項及び特別定額給付金対策室の項を削り、同表国体推進局の部国体総務課の項中「総務係 広報企画係」を「総務係」に改め、同部国体競技課の項中「競技第三係」を「競技第三係 運営企画係」に改める。

第3条の3第1項中「高齢者支援課」を「高齢・障がい福祉課」に、「保育課及び障がい福祉課」を「及び保育課」に改める。

第5条の表総務部の部課税課の款税務係の項第14号中「。以下同じ」を削り、同部収納推進課の款納税推進係の項第1号及び同課債権回収対策室の項第1号中「。以下この項において同じ。）の」を「。）の」に改め、同表危機管理部の部危機管理課の款防犯係の項第5号中「防犯灯の維持管理」を「防犯施設」に改め、同項第10号を同項第11号とし、同項第7号から同項第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 犯罪被害者等に関すること。

第5条の表情報戦略局の部情報政策課の款を次のように改める。

デジタル政策課

スマートシティ推進係

- (1) 高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用の推進に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 官民データの活用の推進に関すること。

行政事務デジタル推進係

- (1) 行政事務における高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用の推進に関すること。

情報システム管理係

- (1) 情報システムの整備及び管理に関すること。
- (2) 情報通信ネットワークの整備及び管理に関すること。
- (3) 情報セキュリティ対策に関すること。
- (4) 課の庶務に関すること。

第5条の表情報戦略局の部企画調整課の款企画調整係の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 課の庶務に関すること。

第5条の表情報戦略局の部企画調整課の款企画調整係の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同款シティブロモーション係の項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) まち・ひと・しごと創生に関すること。

第5条の表情報戦略局の部企画調整課の款に次のように加える。

調査統計係

- (1) 市政の推進に係る情報の収集及び発信に関すること。
- (2) 基幹統計調査に関すること。
- (3) 諸統計調査に関すること。
- (4) 収集・調査結果の活用に関すること。
- (5) 市勢統計要覧の編集発行に関すること。
- (6) 統計調査員に関すること。
- (7) その他統計に関すること。

第5条の表情報戦略局の部に次のように加える。

文化政策課

文化振興係

- (1) 文化芸術の振興に関すること。
- (2) 文化芸術団体に関すること。
- (3) 文化政策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (4) 伊勢古市参宮街道資料館に関すること。
- (5) 伊勢河崎商人館に関すること。
- (6) 尾崎罌堂記念館に関すること。
- (7) 観光文化会館に関すること。
- (8) 山田奉行所記念館に関すること。

(9) その他文化振興に関すること。

(10) 課の庶務に関すること。

文化財係

(1) 文化財の調査、保護及び活用に関すること。

(2) 文化財の指定に関すること。

(3) 文化財保護審議会に関すること。

(4) 市史刊行物に関すること。

(5) その他文化財に関すること。

第5条の表資産経営部の部資産経営課の款資産管理係の項第9号中「こと」の次に「(他の所管に属するものを除く。)」を加え、同部営繕課の款設備係の項第1号中「建築設備工事に係る調査、設計」を「建築設備の調査、設計、積算」に改め、同項第2号を削り、同表環境生活部の部市民交流課の款地域自治推進係の項第6号を削り、同部清掃課の款を次のように改める。

ごみ減量課

ごみ減量推進係

(1) ごみに関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(2) ごみの適正処理、発生抑制、再利用及び資源化の推進に関する
こと。

(3) 一般廃棄物(し尿を除く。)収集運搬業及び一般廃棄物処分
業の許可に関すること。

(4) 廃棄物投棄場に関すること。

(5) きれいなまちづくりの推進に関すること。

(6) 不法投棄防止対策に関すること。

(7) 伊勢広域環境組合に関すること(し尿処理施設及び火葬場
に関する事務を除く。)

- (8) その他ごみに関すること（指導係及び収集・排出支援係の所管に属するものを除く。）。
- (9) 課の庶務に関すること。

指導係

- (1) ごみの排出指導に関すること。
- (2) ごみの収集運搬計画に関すること。
- (3) ごみの収集運搬委託業者の指導・調整に関すること。

収集・排出支援係

- (1) ごみの収集運搬に関すること。
- (2) ごみの排出支援に関すること。

第5条の表健康福祉部の部高齢者支援課の款を次のように改める。

高齢・障がい福祉課

高齢福祉係

- (1) 老人クラブに関すること。
- (2) 高齢者の措置入所に関すること。
- (3) 避難行動要支援者に関すること。
- (4) 伊勢老人福祉センターに関すること。
- (5) 健康ひろばの管理に関すること。
- (6) その他高齢者の福祉に関すること。

障がい福祉係

- (1) 身体障害者手帳に関すること。
- (2) 療育手帳に関すること。
- (3) 精神障害者保健福祉手帳に関すること。
- (4) 特別障害者手当等に関すること。
- (5) 障がい者等の自立支援医療に関すること。
- (6) 障害福祉サービス等の給付等に関すること。

- (7) 障がい者等の生活支援に関する事。
- (8) 避難行動要支援者に関する事。
- (9) 身体障害者福祉センターに関する事。
- (10) 障害児放課後等支援施設に関する事。
- (11) 障がい者就労支援施設に関する事。
- (12) その他障がい者等の福祉に関する事。
- (13) 課の庶務に関する事。

第5条の表健康福祉部の部福祉総務課の款地域福祉係の項を削り、同
款福祉総務係の項第1号中「、ハートプラザみその及びなごみのやかた」
を「及びハートプラザみその」に改め、同款の次に次のように加える。

福祉生活相談センター

総合相談係

- (1) 福祉の総合相談に関する事。
- (2) 高齢者・障がい者の権利擁護に関する事。
- (3) 高齢者・障がい者の虐待防止に関する事。
- (4) 地域包括支援センターに関する事。
- (5) 障がい者基幹相談支援センターに関する事。
- (6) 障がい者地域相談支援センターに関する事。

連携調整係

- (1) 重層的支援体制の整備に関する事。
- (2) 断らない相談窓口の推進に関する事。
- (3) 多機関協働事業に関する事。
- (4) 関係機関の連携調整に関する事。

共生事業係

- (1) 介護予防に関する事。
- (2) 認知症施策に関する事。

- (3) 高齢者の在宅支援に関する事。
- (4) 障がい理解促進に関する事。

地域福祉係

- (1) 地域福祉の推進に関する事。
- (2) 地域福祉計画・地域福祉活動計画に関する事。
- (3) 地域包括ケアシステムの推進に関する事。
- (4) 地域づくりの推進に関する事。
- (5) センターの庶務に関する事。

第5条の表健康福祉部の部保育課の款保育係の項に次の1号を加える。

- (5) 課の庶務に関する事。

第5条の表健康福祉部の部保育課の款運営係の項第5号を削り、同部障がい福祉課の款及び特別定額給付金対策室の款を削り、同表国体推進局の部国体総務課の款総務係の項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 国体等に係る市民協働等に関する事。

第5条の表国体推進局の部国体総務課の款広報企画係の項を削り、同部国体競技課の款競技第三係の項の次に次のように加える。

運営企画係

- (1) 国体等に係る広報、おもてなし等に関する事。
- (2) 課の庶務に関する事。

第5条の表国体推進局の部国体競技課の款宿泊衛生係の項第2号を削る。

第13条第1項中「課長又は」を「課長、センター長（健康福祉部子育て応援課子ども家庭相談センター長を除く。）又は」に改める。

第15条第1項中「課長補佐及び」を「課長補佐、センター長補佐（健康福祉部福祉生活相談センター長補佐に限る。）及び」に改める。

第17条第1項中「センター長」の次に「(健康福祉部子育て応援課子ども家庭相談センター長に限る。)」を加え、同条第2項中「係長」を「係長等」に改める。

第21条第2項の表生活福祉課の部地域振興係の項中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第20号までを1号ずつ繰り上げる。

(伊勢市公印規則の一部改正)

第2条 伊勢市公印規則(平成17年伊勢市規則第7号)の一部を次のように改正する。

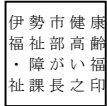
第8条第1項中「総務課長」を「総務部総務課長(以下「総務課長」という。)」に改める。

第16条第3項中「情報政策課長」を「情報戦略局デジタル政策課長」に改める。

別表課長印の部



の項を次のように改める。

	隸書	方 21	預金口座振替納付 書送付明細	高齢・ 障がい 福祉課 長	1
---	----	------	-------------------	------------------------	---

別表出納員印の項中

「

情報政策課の所管事務に係る諸収入金の収納	情報政策課長	1
----------------------	--------	---

を

」

デジタル政策課の所管事務に係る諸収入金の収納	デジタル政策課長	1	に、
------------------------	----------	---	----

広報広聴課の所管事務に係る諸収入金の収納	広報広聴課長	1	を
----------------------	--------	---	---

広報広聴課の所管事務に係る諸収入金の収納	広報広聴課長	1	に、
文化政策課の所管事務に係る諸収入金の収納	文化政策課長	1	

清掃課の所管事務に係る諸収入金の収納	清掃課長	1	を
--------------------	------	---	---

ごみ減量課の所管事務に係る諸収入金の収納	ごみ減量課長	1	に、
----------------------	--------	---	----

高齢者支援課の所管事務に係る諸収入金の収納	高齢者支援課長	1	を
-----------------------	---------	---	---

高齢・障がい福祉課の	高齢・障がい福祉課長	1	
------------	------------	---	--

「 所管事務に係る諸収入 金の収納		
----------------------	--	--

に、

」

「 福祉総務課の所管事務 に係る諸収入金の収納	福祉総務課長	2
----------------------------	--------	---

を

」

「 福祉総務課の所管事務 に係る諸収入金の収納	福祉総務課長	2
福祉生活相談センター に係る諸収入金の収納	福祉生活相談セ ンター長	1

に、

」

「 こども発達支援室の所 管事務に係る諸収入金 の収納	こども発達支援 室長	2
障がい福祉課の所管事 務に係る諸収入金の収 納	障がい福祉課長	1
特別定額給付金対策室 の所管事務に係る諸収 入金の収納	特別定額給付金 対策室長	1

を

」

「

こども発達支援室の所管事務に係る諸収入金の収納	こども発達支援室長	2
-------------------------	-----------	---

に、

」

「

教育委員会事務局スポーツ課の所管事務に係る諸収入金の収納	教育委員会事務局スポーツ課長	6
教育委員会事務局文化振興課の所管事務に係る諸収入金の収納	教育委員会事務局文化振興課長	1

を

」

「

教育委員会事務局スポーツ課の所管事務に係る諸収入金の収納	教育委員会事務局スポーツ課長	6
------------------------------	----------------	---

に改める。

」

(伊勢市電子計算組織管理運営規則の一部改正)

第3条 伊勢市電子計算組織管理運営規則（平成17年伊勢市規則第15号）

の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「情報戦略局情報政策課長（以下「情報政策課長」という。）」を「情報戦略局デジタル政策課長（以下「デジタル政策課長」という。）」に改める。

第13条から第16条までの規定中「情報政策課長」を「デジタル政策課長」に改める。

(伊勢市路上喫煙対策審議会規則の一部改正)

第4条 伊勢市路上喫煙対策審議会規則（平成31年伊勢市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第4条中「環境生活部清掃課」を「環境生活部ごみ減量課」に改める。

（伊勢市高齢者虐待防止対策委員会規則の一部改正）

第5条 伊勢市高齢者虐待防止対策委員会規則（平成29年伊勢市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第4条中「健康福祉部高齢者支援課」を「健康福祉部福祉生活相談センター」に改める。

（伊勢市地域福祉計画推進委員会規則の一部改正）

第6条 伊勢市地域福祉計画推進委員会規則（平成29年伊勢市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第5条中「健康福祉部福祉総務課」を「健康福祉部福祉生活相談センター」に改める。

（伊勢市老人ホーム入所判定委員会規則の一部改正）

第7条 伊勢市老人ホーム入所判定委員会規則（平成29年伊勢市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第4条中「健康福祉部高齢者支援課」を「健康福祉部高齢・障がい福祉課」に改める。

（伊勢市避難行動要支援者避難支援対策会議規則の一部改正）

第8条 伊勢市避難行動要支援者避難支援対策会議規則（平成29年伊勢市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第4条中「健康福祉部高齢者支援課」を「健康福祉部高齢・障がい福祉課」に改める。

（伊勢市障害者施策推進協議会規則の一部改正）

第9条 伊勢市障害者施策推進協議会規則（平成29年伊勢市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第5条中「健康福祉部障がい福祉課」を「健康福祉部高齢・障がい福祉課」に改める。

(伊勢市障害者介護給付費等の支給に関する審査会規則の一部改正)

第10条 伊勢市障害者介護給付費等の支給に関する審査会規則（平成18年伊勢市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第6条中「健康福祉部障がい福祉課」を「健康福祉部高齢・障がい福祉課」に改める。

(伊勢市副市長の事務分担及び市長の職務代理に関する規則の一部改正)

第11条 伊勢市副市長の事務分担及び市長の職務代理に関する規則（令和2年伊勢市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表藤本亨の項中「高齢者支援課」を「高齢・障がい福祉課」に改め、「福祉総務課」の次に「福祉生活相談センター」を加え、「こども発達支援室、障がい福祉課及び特別定額給付金対策室」を「及びこども発達支援室」に改める。

(伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正)

第12条 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和2年伊勢市規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職務別基準表

職種	免許等	職務 の級	基礎 号給	上限 号給
事務補助員		1	1	9
事務支援員		1	13	21
徴収事務支援員		1	13	21

防災アドバイザー		1	67	75
防犯アドバイザー		1	67	75
防災普及指導員		1	18	26
学芸員		1	19	27
守衛		1	13	21
人権啓発指導員		1	28	36
市民館館長		1	28	36
指導主事補		1	22	30
保健師		1	44	52
助産師		1	44	52
看護師		1	44	52
管理栄養士		1	44	52
歯科衛生士		1	44	52
精神保健福祉士		1	44	52
保健事業保健師		2	84	92
保健事業助産師		2	84	92
保健事業看護師		2	54	62
保健事業准看護師		2	47	55
保健事業管理栄養士		2	54	62
保健事業栄養士		2	47	55
保健事業歯科衛生士		2	47	55
要介護認定調査員（4種）	介護福祉士の資格を有する者、介護職員実務者研修修了者又	1	15	23

	は介護職員初任者研修修了者			
要介護認定調査員（3種）	介護福祉士の資格を有する者、介護職員実務者研修修了者又は介護職員初任者研修修了者であって、介護支援専門員の資格を有するもの	1	28	36
要介護認定調査員（2種）	看護師又は社会福祉士の資格を有する者	1	53	61
要介護認定調査員（1種）	看護師又は社会福祉士の資格を有する者であって、介護支援専門員の資格を有するもの	2	32	40
手話通訳者	手話通訳者全国统一試験合格者又は社団法人三重県聴覚障害者協会が実施するB級手話通訳者認定試験合格者	1	53	61
手話通訳士	手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定	2	32	40

	に関する省令（平成21年厚生労働省令第96号）第2条の規定による認定を受けた者			
障害支援区分調査員（2種）	看護師又は社会福祉士の資格を有する者	1	53	61
障害支援区分調査員（1種）	看護師又は社会福祉士の資格を有する者であって、介護支援専門員の資格を有するもの	2	32	40
就労支援員		1	13	21
面接相談員		1	13	21
学習・生活支援員		1	13	21
高齢者総合相談支援員（2種）	介護支援専門員、社会福祉士、看護師又は保健士の資格のうち、いずれか1つを有する者	1	53	61
高齢者総合相談支援員（1種）	介護支援専門員、社会福祉士、看護師又は保健士の資格のうち、2つ以上を有する者	2	32	40

進路支援コーディネーター		1	28	36
母子・父子自立支援員		1	13	21
女性相談員		1	13	21
家庭児童相談員		1	19	27
児童館館長		1	37	45
児童厚生員		1	28	36
保育補助員		1	8	16
保育士（２種）	交替制勤務を行わない者	1	18	26
保育士（１種）	交替制勤務を行う者	1	27	35
利用者支援専門員		1	27	35
相談支援専門員		1	53	61
地域おこし協力隊員		1	13	21
消費生活相談員		1	23	31

（伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則の一部改正）

第13条 伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則（平成18年伊勢市規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5級の項中「幼稚園の園長」の次に「又は副園長」を加え、同表6級の項を次のように改める。

6級	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉生活相談センター長の職務 2 教育研究所長の職務 3 議会事務局次長の職務 4 委員会等の事務局の長の職務 5 署長の職務
----	---

	6 副署長の職務
--	----------

(伊勢市教育委員会に対する事務委任規則の一部改正)

第 14 条 伊勢市教育委員会に対する事務委任規則（平成 19 年伊勢市規則第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中イ及びウを削り、エをイとする。

(伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の一部改正)

第 15 条 伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 111 号）一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 項中「環境生活部清掃課」を「環境生活部ごみ減量課」に改める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第15号

伊勢市会計規則の一部を改正する規則

伊勢市会計規則（平成17年伊勢市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第15条（見出しを含む。）中「調定決議書」を「調定書」に改める。

第23条第3項中「振替決議書」を「収入金更正命令書」に改め、同条第4項中「振替決議書」を「収入金更正命令書」に、「公金振替書」を「公金振替依頼書」に改める。

第28条第2項中「支出命令内訳書」を「支出命令の内訳を示す書類」に改める。

第36条第1項及び第2項並びに第40条第1項及び第2項中「精算決議書」を「精算書」に改める。

第44条第3項中「振替決議書及び公金振替書」を「公金振替命令書」に改め、同条第4項中「振替決議書」を「公金振替命令書」に、「公金振替書」を「公金振替依頼書」に改める。

第61条第3項中「振替決議書」を「支出更正命令書」に改め、同条第4項中「振替決議書」を「支出更正命令書」に、「公金振替書」を「公金振替依頼書」に改める。

第70条、第75条（見出しを含む。）及び第78条中「公金振替書」を「公金振替依頼書」に改める。

別表情報戦略局の部情報政策課の項を次のように改める。

デジタル政策課	課長	デジタル政策課の所管事務に係る諸収入金の収納	デジタル政策課員
---------	----	------------------------	----------

別表情報戦略局の部に次のように加える。

文化政策課	課長	文化政策課の所管事務に係る諸収入金の収納	文化政策課員
-------	----	----------------------	--------

別表環境生活部の部清掃課の項を次のように改める。

ごみ減量課	課長	ごみ減量課の所管事務に係る諸収入金の収納	ごみ減量課員
-------	----	----------------------	--------

別表健康福祉部の部高齢者支援課の項を次のように改める。

高齢・障がい福祉課	課長	高齢・障がい福祉課の所管事務に係る諸収入金の収納	高齢・障がい福祉課員
-----------	----	--------------------------	------------

別表健康福祉部の部福祉総務課の項の次に次のように加える。

福祉生活相談センター	センター長	福祉生活相談センターの所管事務に係る諸収入金の収納	福祉生活相談センター員
------------	-------	---------------------------	-------------

別表健康福祉部の部障がい福祉課の項及び特別定額給付金対策室の項並びに教育委員会事務局の部文化振興課の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の伊勢市会計規則の規定（別表の規定を除く。）は、令和3年度以後の予算に係る会計事務について適用し、令和2年度以前の予算に係る会計事務については、なお従前の例による。

名勝二見浦保存管理計画運営委員会規則をここに公布する。

令和3年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第16号

名勝二見浦保存管理計画運営委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）

第9条の規定に基づき、名勝二見浦保存管理計画運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、情報戦略局文化政策課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、伊勢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

(令和3年伊勢市条例第1号)の施行の日(令和3年4月1日)から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に伊勢市教育委員会事務局等処務規則及び伊勢市教育委員会事務委任規則の一部を改正する等の規則(令和3年伊勢市教育委員会規則第7号)第3条第1号の規定による廃止前の名勝二見浦保存管理計画運営委員会規則(平成29年伊勢市教育委員会規則第10号)第2条第1項の規定により定められた名勝二見浦保存管理計画運営委員会の委員長又は副委員長である者は、この規則の施行の日に、第2条第1項の規定により名勝二見浦保存管理計画運営委員会の委員長又は副委員長として定められたものとみなす。

旧賓日館保存整備委員会規則をここに公布する。

令和3年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第17号

旧賓日館保存整備委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第9条の規定に基づき、旧賓日館保存整備委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、情報戦略局文化政策課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、伊勢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

(令和3年伊勢市条例第1号)の施行の日(令和3年4月1日)から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に伊勢市教育委員会事務局等処務規則及び伊勢市教育委員会事務委任規則の一部を改正する等の規則(令和3年伊勢市教育委員会規則第7号)第3条第2号の規定による廃止前の旧賓日館保存整備委員会規則(平成31年伊勢市教育委員会規則第4号)第2条第1項の規定により定められた旧賓日館保存整備委員会の委員長又は副委員長である者は、この規則の施行の日、第2条第1項の規定により旧賓日館保存整備委員会の委員長又は副委員長として定められたものとみなす。

伊勢市美術展覧会運営委員会規則をここに公布する。

令和3年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第18号

伊勢市美術展覧会運営委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第9条の規定に基づき、伊勢市美術展覧会運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、情報戦略局文化政策課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、伊勢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

(令和3年伊勢市条例第1号)の施行の日(令和3年4月1日)から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に伊勢市教育委員会事務局等処務規則及び伊勢市教育委員会事務委任規則の一部を改正する等の規則(令和3年伊勢市教育委員会規則第7号)第3条第3号の規定による廃止前の伊勢市美術展覧会運営委員会規則(平成29年伊勢市教育委員会規則第11号)第2条第1項の規定により定められた伊勢市美術展覧会運営委員会の委員長又は副委員長である者は、この規則の施行の日、第2条第1項の規定により伊勢市美術展覧会運営委員会の委員長又は副委員長として定められたものとみなす。

伊勢市美術展覧会審査委員会規則をここに公布する。

令和3年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第19号

伊勢市美術展覧会審査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第9条の規定に基づき、伊勢市美術展覧会審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(審査会)

第3条 委員会に、部門ごとに審査会を置く。

2 審査会は、当該部門の応募作品の審査を行う。

3 審査会に属すべき委員は、委員長が指名する。

4 審査会に、部門長を置き、当該審査会に属する委員の互選により定める。

5 部門長は、当該審査会の事務を掌理する。

6 部門長に事故があるときは、当該審査会に属する委員のうちから部門長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 委員会は、その定めるところにより、審査会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決するこ

とができない。

3 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定は、審査会の会議について準用する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、情報戦略局文化政策課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、伊勢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（令和3年伊勢市条例第1号）の施行の日（令和3年4月1日）から施行する。

伊勢市観光文化会館等指定管理者選定委員会規則をここに公布する。

令和3年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第20号

伊勢市観光文化会館等指定管理者選定委員会規則

(設置)

第1条 伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年伊勢市条例第59号）第4条の3第1項の規定により、次に掲げる施設に係る指定管理者選定委員会として、伊勢市観光文化会館等指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

- (1) 伊勢市観光文化会館
- (2) 伊勢市観光文化会館駐車場

(組織)

第2条 選定委員会は、委員5人をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第3条 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第4条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 選定委員会の庶務は、情報戦略局文化政策課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、伊勢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（令和3年伊勢市条例第1号）の施行の日（令和3年4月1日）から施行する。

伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館条例施行規則をここに公布する。

令和3年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第21号

伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館条例（平成18年伊勢市条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第2条 条例第8条第1項の規定により研修室の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、利用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 利用許可申請書は、利用日前30日から利用日前3日までの期間内に提出しなければならない。

(利用の許可)

第3条 指定管理者は、前条第1項の規定による利用許可申請書の提出があった場合は、その利用目的及び内容を審査し、適当と認めたときは、利用許可書を申請者に交付する。

2 利用の許可は、申請の順序により行い、申請が同時のときは、申請者による協議又は抽選により決定するものとする。ただし、公用又は公共用のため指定管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

3 研修室の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の際、利用許可書を指定管理者に提示しなければならない。

(利用許可の変更又は取消し)

第4条 利用者は、研修室の利用の許可の内容を変更し、又は利用の許可の取消しを受けようとするときは、利用日前5日までに利用許可書を添

えて指定管理者に申し出て、その許可又は承認を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定による申請があった場合において、正当な理由があると認めるときは、利用変更許可書又は利用許可取消通知書を当該申請書を提出した者に交付するものとする。

(利用時間)

第5条 利用者が研修室を利用することができる時間は、許可を受けた時間（次項において「利用時間」という。）内とし、準備し、及び原状に回復するために要する時間を含めたものとする。

- 2 利用時間の延長は、研修室の利用開始後はこれを認めない。ただし、伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館（以下「参宮街道資料館」という。）の事業の運営上又は管理上支障がないと指定管理者が認めるときは、この限りでない。

(利用期間)

第6条 研修室の利用期間は、引き続き5日を超えることはできない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第7条 条例第12条の規定により利用料金を減免することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 市が市の事業として利用する場合
- (2) その他指定管理者が特に必要と認めた場合

- 2 利用料金の減免を受けようとする者は、利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第8条 条例第13条ただし書の規定により利用料金の還付を行うことので

きる場合及び還付額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 利用者の責めによらない理由により利用できなかった場合 既納利用料金の全額
- (2) 利用者が利用を開始する5日前までに利用の取消しの申出をし、指定管理者がこれを承認した場合 既納利用料金の半額
- (3) 利用者が利用の変更を許可された場合において既納利用料金に過納金が生じた場合 過納金の全額
- (4) その他指定管理者がやむを得ない理由により利用ができないと認めた場合 その都度指定管理者が定める額
(特別の設備等の許可)

第9条 利用者は、条例第14条第3項の規定により、室等の利用のために特別の設備若しくは装飾をし、又は備付け以外の器具を持ち込み利用しようとするときは、特別の設備等の内容を記載した書類を利用許可申請書に添付して指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、利用許可書にその旨を記載して許可するものとする。

(遵守事項)

第10条 展示室に入室した者、利用者その他参宮街道資料館に入館した者(以下「利用者等」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設及び設備並びに展示物を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (2) 許可された以外の施設並びに設備及び器具を利用しないこと。

- (3) 壁、柱、窓等に貼り紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (4) 指定場所以外で火気の使用、喫煙及び飲食をしないこと。
- (5) 危険物又は不潔物を持ち込まないこと。
- (6) 騒音を発し、暴力を用いる等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (7) その他指定管理者が参宮街道資料館の管理上必要と認めてする指示に従うこと。

(販売行為等の禁止)

第11条 何人も参宮街道資料館及び参宮街道資料館の敷地内において、物品の販売、広告宣伝、署名及び寄附募集行為その他これに類する行為をしてはならない。ただし、指定管理者の許可を受けた場合は、この限りでない。

(職員等の立入り)

第12条 利用者は、職員又は指定管理者が参宮街道資料館の管理上必要と認めて利用中の場所に立ち入ることを拒むことができない。

(損傷等の届出)

第13条 利用者等は、展示物又は参宮街道資料館の施設、設備、備付けの器具等を損傷し、又は滅失したときは、その旨を施設等損傷（滅失）届（様式第1号）により市長に届け出なければならない。

(資料の貸出し)

第14条 市長は、参宮街道資料館に保存し、及び展示する資料（以下「資料」という。）を次の各号のいずれかに該当する場合は、館外へ貸し出すことができる。

- (1) 他の資料館等から公開することを目的として出品の要請があったと

き。

(2) 学校、研究所等教育、学術又は文化に関する諸施設から公開又は調査研究のために貸出しの要請があったとき。

(3) その他市長が適当と認める団体から貸出しの要請があったとき。

2 前項の規定により資料の貸出しを受けようとする者は、伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館資料貸出許可申請書（様式第2号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定による資料貸出許可申請書の提出があった場合は、借用目的、輸送方法等を審査し、適当と認めたときは、伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館資料貸出許可書（様式第3号）を当該資料貸出許可申請書を提出した者に交付するものとする。

4 市長は、参宮街道資料館の管理上必要があるときは、第2項の許可に条件を付けることができる。

5 資料の貸出期間は、30日以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（転貸の禁止）

第15条 前条の規定により資料の貸出しを受けた者は、その貸出しを受けた資料を他に転貸してはならない。

（資料の特別利用）

第16条 学術等の研究調査のため、資料の撮影、模写、模造等の行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。この場合において、当該資料が寄託資料である場合は、当該寄託者の承諾書を提出しなければならない。

2 第14条第4項の規定は、前項の許可について準用する。

(資料の寄託)

第17条 市長は、資料の寄託を受けたときは、展示資料又は参考資料に分類し整理保存するとともに、伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館寄託資料保管書（様式第4号）を寄託者に交付するものとする。

2 寄託者は、寄託資料の返還を求めようとするときは、前項の寄託資料保管書を添えて、返還日の10日前までに申し出なければならない。

(利用許可申請書等の様式)

第18条 利用許可申請書その他の研修室の利用に係る書類の様式（この規則で定める様式を除く。）は、指定管理者が別に定める。

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、参宮街道資料館の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、伊勢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（令和3年伊勢市条例第1号）の施行の日（令和3年4月1日）から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に伊勢市教育委員会事務局等処務規則及び伊勢市教育委員会事務委任規則の一部を改正する等の規則（令和3年伊勢市教育委員会規則第7号）第3条第6号の規定による廃止前の伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館条例施行規則（平成18年伊勢市教育委員会規則第9号。次項及び附則第4項において「旧規則」という。）の規定によりされた処分その他の行為は、この規則の施行後は、この規則の相当規定により

された処分その他の行為とみなす。

- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定によりされている申請その他の行為は、この規則の施行後は、この規則の相当規定によりされた申請その他の行為とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定により提出されている申請書その他の書類又は交付されている許可書その他の書類は、この規則の相当規定により提出された申請書その他の書類又は交付された許可書その他の書類とみなす。

様式第1号（第13条関係）

施設等損傷（滅失）届

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住所（所在地）
氏名（名称）
（利用・入室責任者）
連絡先電話

次のとおり伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館の施設等を損傷（滅失）したので届け出ます。

利用許可年月日 及び許可番号	
利用目的	
損傷（滅失）の日時	
損傷（滅失）した施設等の箇所及び程度	
損傷（滅失）の原因及び状況	

※届出番号	※損害査定額 円					

備考 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第2号（第14条関係）

伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館資料貸出許可申請書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

申請者 住 所
氏 名
電 話

次のとおり資料の貸出しを受けたいので申請します。

借用目的			
借用期間	年 月 日～ 年 月 日（ 日間）		
借用場所			
借用資料	品 名	数 量	備 考
輸送方法			
取扱責任者			

様式第3号（第14条関係）

伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館資料貸出許可書

年 月 日

様

伊勢市長



年 月 日付けの申請について、次のとおり許可します。

借受人	住所			
	氏名		電話	
貸出目的				
貸出期間		年 月 日～ 年 月 日（日間）		
貸出場所				
利用資料	品名	数量	備考	
許可条件等		1 伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館条例施行規則を遵守すること。 2 転貸、撮影、模写、模造等の行為をしないこと。 3 資料に損害を与えたときは、誠意をもって賠償すること。 4 資料の返還を緊急に求められたときは、これに同意すること。		

様式第4号（第17条関係）

伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館寄託資料保管書

年 月 日

様

伊勢市長



年 月 日付けで、伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館に寄託を受けた次の資料を預ります。

1 資料

品 名	数 量	備 考

2 保管期間

年 月 日～ 年 月 日

3 その他

備考 寄託資料の返還は、本書と引換えに行いますので大切に保管してください。

伊勢河崎商人館条例施行規則をここに公布する。

令和3年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第22号

伊勢河崎商人館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢河崎商人館条例（平成17年伊勢市条例第193号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(観覧券の交付等)

第2条 展示物（条例第9条第1項に規定する展示物をいう。以下同じ。）を観覧しようとする者は、観覧料金の納付と引換えに観覧券の交付を受けるものとする。

2 前項の規定により観覧券の交付を受けた者は、展示室の入室の際に観覧券を指定管理者に提示しなければならない。

(利用許可の申請)

第3条 条例第11条第1項の規定により室等（条例第4条第3号に規定する室等をいう。以下同じ。）の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、利用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 利用許可申請書は、次の表の左欄に掲げる室等の区分に応じ、同表の右欄に定める期間内に提出しなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ない事由があると認めた場合で、伊勢河崎商人館（以下「商人館」という。）の事業の運営上又は管理上支障がないときは、この限りでない。

施設及び各室	期間
南蔵1、南蔵2及び南蔵3	利用日の2月前から5日前まで
北蔵1	利用日の1年前から5日前まで
和室1、和室2、和室3、和室4	利用日の2月前から利用日当日ま

及び茶室	で
------	---

(利用の許可)

第4条 指定管理者は、利用許可申請書の提出があった場合において、その利用目的及び内容を審査し、適当と認めるときは、利用許可書を申請者に交付するものとする。

2 利用の許可は、申請の順序により行い、申請が同時のときは、申請者による協議又は抽選により決定するものとする。ただし、公用又は公共用のため指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の際、利用許可書を指定管理者に提示しなければならない。

(利用許可の変更又は取消し)

第5条 利用者は、許可を受けた事項を変更し、又は利用の許可の取消しを受けようとするときは、利用変更許可申請書又は利用許可取消承認申請書に利用許可書を添えて指定管理者に提出し、その許可又は承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、当該申請に係る申請書を次の表の左欄に掲げる室等の区分に応じ、同表の右欄に定める期日までに提出して行わなければならない。

施設及び各室	期間
南蔵1、南蔵2及び南蔵3	利用日の30日前
北蔵1	利用日の10日前
和室1、和室2、和室3、和室4 及び茶室	利用日の5日前

3 指定管理者は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、正当な理由があると認めるときは、利用変更許可書又は利用許可取消通知書を当該申請書を提出した者に交付するものとする。

(利用時間)

第6条 利用者が室等を利用することができる時間は、許可を受けた時間（次項において「利用時間」という。）内とし、準備し、及び原状に回復するために要する時間を含めたものとする。

2 利用時間の延長は、室等の利用開始後はこれを認めない。ただし、商人館の事業の運営上又は管理上支障がないと指定管理者が認めたときは、この限りでない。

(利用期間)

第7条 利用者は、次の表の左欄に掲げる室等の区分に応じ、同表の右欄に定める期間を超えて引き続き室等を利用することができない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

施設及び各室	期間
南蔵1、南蔵2及び南蔵3	1年
北蔵1	14日
和室1、和室2、和室3、和室4 及び茶室	6日

(利用料金の減免)

第8条 条例第15条の規定により利用料金を減免することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 市が市の事業として利用する場合
- (2) その他指定管理者が特に必要と認めた場合

2 利用料金の減免を受けようとする者は、利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第9条 条例第16条ただし書の規定により利用料金の還付を行うことができる特別な事由及び還付額は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の責めに帰さない事由により利用できなかったとき 既納利用料金の全額
- (2) 利用者が第5条第2項に規定する期日までに利用の許可の取消しを申請し、指定管理者がこれを承認したとき 既納利用料金の半額
- (3) 利用者が利用変更許可を受けたときにおいて既納利用料金に過納金が生じたとき 過納金の全額
- (4) その他指定管理者が特別な事由があると認めたととき その都度指定管理者が定める額
(特別の設備等の許可)

第10条 利用者は、条例第18条の規定により、室等の利用のために特別の設備若しくは装飾をし、又は備付け以外の器具を持ち込み利用しようとするときは、特別の設備等の内容を記載した書類を利用許可申請書に添付して指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたとときは、利用許可書にその旨を記載して許可するものとする。

(遵守事項)

第11条 商人館の展示室に入室した観覧者、利用者その他商人館に入館した者（以下「利用者等」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設及び設備並びに展示物を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (2) 利用の許可を受けていない施設、設備及び器具を利用しないこと。
- (3) 指定場所以外で火気の利用、喫煙及び飲食をしないこと。
- (4) 危険物及び不潔物を持ち込まないこと。
- (5) 騒音を発し、暴力を用いる等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

と。

- (6) その他指定管理者が商人館の管理上必要と認めてする指示に従うこと。

(販売行為等の禁止)

第12条 何人も、商人館及び商人館の敷地内において物品の販売、広告、宣伝、署名及び寄附募集の行為その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

(職員等の立入り)

第13条 利用者は、職員又は指定管理者が商人館の管理上必要と認めて利用中の場所に立ち入ることを拒むことができない。

(損傷等の届出)

第14条 利用者等は、商人館の施設、設備、備付けの器具等を損傷し、又は滅失したときは、その旨を施設等損傷（滅失）届（様式第1号）により指定管理者を経由して市長に届け出なければならない。

(資料の貸出し)

第15条 市長は、商人館に保存し、及び展示する資料（以下「資料」という。）を次の各号のいずれかに該当する場合は、館外へ貸し出すことができる。

- (1) 他の資料館等から公開することを目的として出品の要請があったとき。
- (2) 学校、研究所等教育、学術又は文化に関する諸施設から公開又は調査研究のために貸出しの要請があったとき。
- (3) その他市長が適当と認める団体から貸出しの要請があったとき。

2 前項の規定により資料の貸出しを受けようとする者は、伊勢河崎商人館資料貸出許可申請書（様式第2号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定による資料貸出許可申請書の提出があった場合は、借用目的、輸送方法等を審査し、適当と認めるときは、伊勢河崎商人館資料貸出許可書（様式第3号）を当該資料貸出許可申請書を提出した者に交付するものとする。

4 市長は、商人館の管理上必要があるときは、第2項の許可に条件を付けることができる。

5 資料の貸出期間は、30日以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（転貸の禁止）

第16条 前条の規定により資料の貸出しを受けた者は、その貸出しを受けた資料を他に転貸してはならない。

（資料の特別利用）

第17条 学術等の研究調査のため、資料の撮影、模写、模造等の行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。この場合において、当該資料が寄託資料である場合は、当該寄託者の承諾書を提出しなければならない。

2 第15条第4項の規定は、前項の許可について準用する。

（資料の寄託）

第18条 市長は、資料の寄託を受けたときは、展示資料又は参考資料に分類し整理保存するとともに、伊勢河崎商人館寄託資料保管書（様式第4号）を寄託者に交付するものとする。

2 寄託者は、寄託資料の返還を求めようとするときは、前項の寄託資料保管書を添えて、返還日の10日前までに申し出なければならない。

（観覧券等の様式）

第19条 観覧券及び利用許可申請書その他の室等の利用に係る書類の様式（この規則で定める様式を除く。）は、指定管理者が別に定める。

(補則)

第20条 この規則に定めるもののほか、商人館の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、伊勢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（令和3年伊勢市条例第1号）の施行の日（令和3年4月1日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に伊勢市教育委員会事務局等処務規則及び伊勢市教育委員会事務委任規則の一部を改正する等の規則（令和3年伊勢市教育委員会規則第7号）第3条第7号の規定による廃止前の伊勢河崎商人館条例施行規則（平成18年伊勢市教育委員会規則第8号。次項及び附則第4項において「旧規則」という。）の規定によりされた処分その他の行為は、この規則の施行後は、この規則の相当規定によりされた処分その他の行為とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定によりされている申請その他の行為は、この規則の施行後は、この規則の相当規定によりされた申請その他の行為とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定により提出されている申請書その他の書類又は交付されている観覧券その他の書類は、この規則の相当規定により提出された申請書その他の書類又は交付された観覧券その他の書類とみなす。

様式第1号（第14条関係）

施設等損傷（滅失）届

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住所（所在地）
氏名（名称）
（利用・入室責任者）
連絡先電話

次のとおり伊勢河崎商人館の施設等を損傷（滅失）したので届け出ます。

利用許可年月日 及び許可番号	
利用目的	
損傷（滅失）の日時	
損傷（滅失）した施設等の箇所及び程度	
損傷（滅失）の原因及び状況	

※届出番号	※損害査定額 円					

備考 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第2号（第15条関係）

伊勢河崎商人館資料貸出許可申請書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

申請者 住 所
氏 名
電 話

次のとおり資料の貸出しを受けたいので申請します。

借用目的			
借用期間	年 月 日～ 年 月 日（ 日間）		
借用場所			
借用資料	品 名	数 量	備 考
輸送方法			
取扱責任者			

様式第3号（第15条関係）

伊勢河崎商人館資料貸出許可書

年 月 日

様

伊勢市長



年 月 日付けの申請について、次のとおり許可します。

借受人	住所			
	氏名		電話	
貸出目的				
貸出期間		年 月 日～ 年 月 日（日間）		
貸出場所				
利用資料	品名	数量	備考	
許可条件等		1 伊勢河崎商人館条例施行規則を遵守すること。 2 転貸、撮影、模写、模造等の行為をしないこと。 3 資料に損害を与えたときは、誠意をもって賠償すること。 4 資料の返還を緊急に求められたときは、これに同意すること。		

様式第4号（第18条関係）

伊勢河崎商人館寄託資料保管書

年 月 日

様

伊勢市長



年 月 日付で、伊勢河崎商人館に寄託を受けた次の資料を預ります。

1 資料

品 名	数 量	備 考

2 保管期間

年 月 日～ 年 月 日

3 その他

備考 寄託資料の返還は、本書と引換えに行いますので大切に保管してください。

尾崎号堂記念館条例施行規則をここに公布する。

令和3年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第23号

尾崎号堂記念館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、尾崎号堂記念館条例（平成17年伊勢市条例第194号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(観覧券の交付等)

第2条 展示物（条例第8条第1項に規定する展示物をいう。以下同じ。）を観覧しようとする者は、観覧料金の納付と引換えに観覧券の交付を受けるものとする。

2 前項の規定により観覧券の交付を受けた者は、展示室の入室の際に観覧券を指定管理者に提示しなければならない。

(観覧料金の減免)

第3条 条例第8条第5項の規定により、次の各号に掲げる者については、観覧料金を減免することができる。

- (1) 教育課程に基づく教育活動として教職員に引率されて観覧しようとする小学生及び中学生並びに当該教職員
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者
- (3) 会議室利用者で特に申出のあった者
- (4) その他指定管理者が特に必要と認める者

2 前項第1号の規定により観覧料金の減免を受けようとする者は、観覧料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

3 第1項第2号の規定により観覧料金の免除を受けようとする者は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を入館の際に指定管理者に提示しなければならない。

(利用許可の申請)

第4条 条例第10条第1項の規定により、会議室の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、利用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 利用許可申請書は、利用日の3月前から3日前までの期間内に提出しなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

（利用の許可）

第5条 指定管理者は、利用許可申請書の提出があった場合は、その利用目的及び内容を審査し、適当と認めるときは、利用許可書を申請者に交付するものとする。

2 利用の許可は、申請の順序により行い、申請が同時のときは、申請者による協議又は抽選により決定するものとする。ただし、公用又は公共のため指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の際、利用許可書を指定管理者に提示しなければならない。

（利用許可の変更又は取消し）

第6条 利用者は、許可を受けた事項を変更し、又は利用の許可の取消しを受けようとするときは、利用変更許可申請書又は利用許可取消承認申請書に利用許可書を添えて指定管理者に提出し、その許可又は承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、当該申請に係る申請書を利用日の5日前までに提出して行わなければならない。

3 指定管理者は、第1項の規定による申請があった場合において、正当な理由があると認めるときは、利用変更許可書又は利用許可取消通知書を当該申請書を提出した者に交付するものとする。

（利用時間）

第7条 利用者が会議室を利用することができる時間は、許可を受けた時間（次項において「利用時間」という。）内とし、準備し、及び原状に回復するために要する時間を含めたものとする。

2 利用時間の延長は、会議室の利用開始後はこれを認めない。ただし、尾崎号堂記念館（以下「記念館」という。）の事業の運営上又は管理上支障がないと指定管理者が認めたときは、この限りでない。

（利用期間）

第8条 会議室の利用期間は、引き続き5日を超えることはできない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

（利用料金の減免）

第9条 条例第13条第3項において準用する条例第8条第5項の規定により利用料金を減免することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 尾崎号堂に関する顕彰活動目的に利用する場合
- (2) 市が市の事業として利用する場合
- (3) その他指定管理者が特に必要と認めた場合

2 利用料金の減免を受けようとする者は、利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

（利用料金の還付）

第10条 条例第14条ただし書の規定により利用料金の還付を行うことのできる場合及び還付額は、次のとおりとする。

- (1) 災害その他利用者の責めによらない事由により利用できなかった場合 既納利用料金の全額
- (2) 利用者が第6条第2項に規定する期日までに利用許可の取消しを申請し、指定管理者がこれを承認した場合 既納利用料金の半額
- (3) 利用者が利用変更許可を受けた場合において既納利用料金に過納金が生じた場合 過納金の全額

- (4) その他指定管理者がやむを得ない事由により利用ができないと認めた場合 その都度指定管理者が定める額
(特別の設備等の許可)

第11条 利用者は、条例第16条の規定により、会議室の利用のために特別の設備若しくは装飾をし、又は備付け以外の器具を持ち込み利用しようとするときは、特別の設備等の内容を記載した書類を利用許可申請書に添付して指定管理者に申請しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、利用許可書にその旨を記載して許可するものとする。

(遵守事項)

第12条 展示室に入室した者、利用者その他記念館に入館した者（以下「利用者等」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設及び設備並びに展示室に展示されている遺品等（以下「展示物」という。）を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (2) 許可された以外の施設並びに設備及び器具を利用しないこと。
- (3) 指定の場所以外で火気の使用、喫煙及び飲食をしないこと。
- (4) 危険物又は不潔物を持ち込まないこと。
- (5) 騒音を発し、暴力を用いる等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (6) 許可を受けないで壁、柱、窓等に貼り紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (7) その他指定管理者が記念館の管理上必要と認めてする指示に従うこと。

(販売行為等の禁止)

第13条 何人も記念館及び記念館の敷地内において、物品の販売、広告、宣伝、署名及び寄附募集の行為その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

(職員等の立入り)

第14条 利用者は、職員又は指定管理者が記念館の管理上必要と認めて利用中の場所に立ち入ることを拒むことができない。

(損傷等の届出)

第15条 利用者等は、展示物又は記念館の施設、設備、備付けの器具等を損傷し、又は滅失したときは、その旨を施設等損傷(滅失)届(様式第1号)により市長に届け出なければならない。

(資料の貸出し)

第16条 市長は、記念館に保管し、及び展示する資料(以下「資料」という。)を次の各号のいずれかに該当するときは、館外へ貸し出すことができる。

- (1) 他の資料館等から公開することを目的として出品の要請があったとき。
- (2) 学校、研究所等教育、学術又は文化に関する諸施設等から公開又は調査研究のために貸出しの要請があったとき。
- (3) その他市長が適当と認める団体から貸出しの要請があったとき。

2 前項の規定により資料の貸出しを受けようとする者は、尾崎罌堂記念館資料貸出許可申請書(様式第2号)を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定による資料貸出許可申請書の提出があった場合は、借用目的及び輸送方法等を審査し、適当と認めたときは、尾崎罌堂記念館資料貸出許可書(様式第3号)を当該資料貸出許可申請書を提出した者に交付するものとする。

4 市長は、記念館の管理上必要があるときは、第2項の許可に条件を付けることができる。

5 資料の貸出期間は、30日以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(転貸の禁止)

第17条 前条の規定により資料の貸出しを受けた者は、その貸出しを受けた資料を他に転貸してはならない。

(資料の特別利用)

第18条 学術等の調査研究のため、資料の撮影、模写、模造等の行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。この場合において、当該資料が寄託資料であるときは、当該寄託者の承諾書を提出しなければならない。

2 第16条第4項の規定は、前項の許可について準用する。

(資料の寄託)

第19条 市長は、資料の寄託を受けたときは、展示資料又は参考資料に分類し、整理保管するものとする。

2 市長は、前項の規定により資料の寄託を受けたときは、尾崎罌堂記念館寄託資料保管書(様式第4号)を寄託者に交付するものとする。

3 寄託者は、寄託資料の返還を求めようとするときは、前項の寄託資料保管書を添えて、返還日の10日前までに申し出なければならない。

(観覧券等の様式)

第20条 観覧券及び利用許可申請書その他の会議室の利用に係る書類の様式(この規則で定める様式を除く。)は、指定管理者が別に定める。

(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、記念館の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、伊勢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（令和3年伊勢市条例第1号）の施行の日（令和3年4月1日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に伊勢市教育委員会事務局等処務規則及び伊勢市教育委員会事務委任規則の一部を改正する等の規則（令和3年伊勢市教育委員会規則第7号）第3条第8号の規定による廃止前の尾崎罌堂記念館条例施行規則（平成21年伊勢市教育委員会規則第11号。次項及び附則第4項において「旧規則」という。）の規定によりされた処分その他の行為は、この規則の施行後は、この規則の相当規定によりされた処分その他の行為とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定によりされている申請その他の行為は、この規則の施行後は、この規則の相当規定によりされた申請その他の行為とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定により提出されている申請書その他の書類又は交付されている観覧券その他の書類は、この規則の相当規定により提出された申請書その他の書類又は交付された観覧券その他の書類とみなす。

様式第1号（第15条関係）

施設等損傷（滅失）届

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住所（所在地）
氏名（名称）
（利用・入室責任者）
連絡先電話

次のとおり尾崎罌堂記念館の施設等を損傷（滅失）したので届け出ます。

利用許可年月日 及び許可番号	
利用目的	
損傷（滅失）の日時	
損傷（滅失）した施設等の箇所及び程度	
損傷（滅失）の原因及び状況	

※届出番号	※損害査定額 円					

備考 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第2号（第16条関係）

尾崎号堂記念館資料貸出許可申請書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

申請者 住 所
氏 名
電 話

次のとおり資料の貸出しを受けたいので申請します。

借用目的			
借用期間	年 月 日～ 年 月 日（ 日間）		
借用場所			
借用資料	品 名	数 量	備 考
輸送方法			
取扱責任者			

様式第3号（第16条関係）

尾崎罌堂記念館資料貸出許可書

年 月 日

様

伊勢市長



年 月 日付けの申請について、次のとおり許可します。

借受人	住所			
	氏名		電話	
貸出目的				
貸出期間		年 月 日～ 年 月 日（日間）		
貸出場所				
利用資料	品名	数量	備考	
許可条件等		1 尾崎罌堂記念館条例施行規則を遵守すること。 2 転貸、撮影、模写、模造等の行為をしないこと。 3 資料に損害を与えたときは、誠意をもって賠償すること。 4 資料の返還を緊急に求められたときは、これに同意すること。		

様式第4号（第19条関係）

尾崎号堂記念館寄託資料保管書

年 月 日

様

伊勢市長



年 月 日付けで、尾崎号堂記念館に寄託を受けた次の資料を預ります。

1 資料

品 名	数 量	備 考

2 保管期間

年 月 日～ 年 月 日

3 その他

備考 寄託資料の返還は、本書と引換えに行いますので大切に保管してください。

山田奉行所記念館条例施行規則をここに公布する。

令和3年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第24号

山田奉行所記念館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山田奉行所記念館条例（平成17年伊勢市条例第195号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第2条 条例第8条第1項の規定により弓の間又は書院（以下「弓の間等」という。）の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、利用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 利用許可申請書は、利用日前30日から利用日前5日までの期間内に提出しなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

(利用の許可)

第3条 指定管理者は、前条第1項の規定による利用許可申請書の提出があった場合は、その利用目的及び内容を審査し、適当と認めたときは、利用許可書を申請者に交付する。

2 利用の許可は、申請の順序により行い、申請が同時のときは、申請者による協議又は抽選により決定するものとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

3 弓の間等の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の際、利用許可書を指定管理者に提示しなければならない。

(利用許可の変更又は取消し)

第4条 利用者は、弓の間等の利用の許可の内容を変更し、又は利用の許可の取消しを受けようとするときは、利用日前5日までに利用許可書を添えて指定管理者に申し出て、その許可又は承認を受けなければならない

い。

- 2 指定管理者は、前項の規定による申請があった場合において、正当な理由があると認めるときは、利用変更許可書又は利用許可取消通知書を当該申請書を提出した者に交付するものとする。

(利用時間)

第5条 利用者が弓の間等を利用することができる時間は、許可を受けた時間（次項において「利用時間」という。）内とし、準備し、及び原状に回復するために要する時間を含めたものとする。

- 2 利用時間の延長は、弓の間等の利用開始後はこれを認めない。ただし、山田奉行所記念館（以下「記念館」という。）の事業の運営上又は管理上支障がないと指定管理者が認めるときは、この限りでない。

(利用期間)

第6条 弓の間等の利用期間は、引き続き5日を超えることはできない。

ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第7条 条例第13条の規定により利用料金を減免することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 市が市の事業として利用する場合
- (2) その他指定管理者が特に必要と認めた場合

- 2 利用料金の減免を受けようとする者は、利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第8条 条例第14条ただし書の規定により利用料金の還付を行うことができる場合及び還付額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 災害その他利用者の責めによらない理由により利用できなかった場合 既納利用料金の全額

- (2) 利用者が利用を開始する5日前までに利用の取消しの申出をし、指定管理者がこれを承認した場合 既納利用料金の半額
- (3) 利用者が利用の変更を許可された場合において既納利用料金に過納金が生じた場合 過納金の全額
- (4) その他指定管理者がやむを得ない理由により利用ができないと認めた場合 その都度指定管理者が定める額
(特別の設備等の許可)

第9条 利用者は、条例第16条の規定により、弓の間等の利用のために特別の設備若しくは装飾をし、又は備付け以外の器具を持込み利用しようとするときは、特別の設備等の内容を記載した書類を利用許可申請書に添付して指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、利用許可書にその旨を記載して許可するものとする。

(遵守事項)

第10条 利用者その他記念館に入館した者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設、設備、展示物、付属器具等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (2) 許可された以外の施設並びに設備及び器具を利用しないこと。
- (3) 壁、柱、窓等に貼り紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (4) 指定場所以外で火気を使用しないこと。
- (5) 危険物又は不潔物を持ち込まないこと。
- (6) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (7) その他指定管理者が記念館の管理上必要と認めてする指示に従うこ

と。

(販売行為等の禁止)

第11条 何人も記念館及び記念館の敷地内において、物品の販売、広告宣伝、署名及び寄附募集の行為その他これに類する行為をしてはならない。ただし、指定管理者の許可を受けた場合は、この限りでない。

(職員等の立入り)

第12条 利用者は、職員又は指定管理者が記念館の管理上必要と認めて利用中の場所に立ち入ることを拒むことができない。

(損傷等の届出)

第13条 利用者等は、展示物又は記念館の施設、設備、備付けの器具等を損傷し、又は滅失したときは、その旨を施設等損傷(滅失)届(様式第1号)により市長に届け出なければならない。

(資料の貸出し)

第14条 市長は、記念館に保存し、及び展示する資料(以下「資料」という。)を次の各号のいずれかに該当する場合は、館外へ貸し出すことができる。

- (1) 他の資料館等から公開することを目的として出品の要請があったとき。
- (2) 学校、研究所等教育、学術又は文化に関する諸施設から公開又は調査研究のために貸出しの要請があったとき。
- (3) その他市長が適当と認める団体から貸出しの要請があったとき。

2 前項の規定により資料の貸出しを受けようとする者は、山田奉行所記念館資料貸出許可申請書(様式第2号)を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定による資料貸出許可申請書の提出があった場合は、借用目的、輸送方法等を審査し、適当と認めたときは、山田奉行所記念

館資料貸出許可書（様式第3号）を当該資料貸出許可申請書を提出した者に交付するものとする。

4 市長は、記念館の管理上必要があるときは、第2項の許可に条件を付けることができる。

5 資料の貸出期間は、30日以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（転貸の禁止）

第15条 前条の規定により資料の貸出しを受けた者は、その貸出しを受けた資料を他に転貸してはならない。

（資料の特別利用）

第16条 学術等の研究調査のため、資料の撮影、模写、模造等の行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。この場合において、当該資料が寄託資料である場合は、当該寄託者の承諾書を提出しなければならない。

2 第14条第4項の規定は、前項の許可について準用する。

（資料の寄託）

第17条 市長は、資料の寄託を受けたときは、展示資料又は参考資料に分類し整理保存するとともに、山田奉行所記念館寄託資料保管書（様式第4号）を寄託者に交付するものとする。

2 寄託者は、寄託資料の返還を求めようとするときは、前項の寄託資料保管書を添えて、返還日の10日前までに申し出なければならない。

（利用許可申請書等の様式）

第18条 利用許可申請書その他の弓の間等の利用に係る書類の様式（この規則で定める様式を除く。）は、指定管理者が別に定める。

（補則）

第19条 この規則に定めるもののほか、記念館の管理に関し必要な事項は、

市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、伊勢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（令和3年伊勢市条例第1号）の施行の日（令和3年4月1日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に伊勢市教育委員会事務局等処務規則及び伊勢市教育委員会事務委任規則の一部を改正する等の規則（令和3年伊勢市教育委員会規則第7号）第3条第9号の規定による廃止前の山田奉行所記念館条例施行規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第31号。次項及び附則第4項において「旧規則」という。）の規定によりされた処分その他の行為は、この規則の施行後は、この規則の相当規定によりされた処分その他の行為とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定によりされている申請その他の行為は、この規則の施行後は、この規則の相当規定によりされた申請その他の行為とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定により提出されている申請書その他の書類又は交付されている許可書は、この規則の相当規定により提出された申請書その他の書類又は交付された許可書とみなす。

様式第1号（第13条関係）

施設等損傷（滅失）届

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住所（所在地）
氏名（名称）
（利用・入室責任者）
連絡先電話

次のとおり山田奉行所記念館の施設等を損傷（滅失）したので届け出ます。

利用許可年月日 及び許可番号	
利用目的	
損傷（滅失）の日時	
損傷（滅失）した施設等の箇所及び程度	
損傷（滅失）の原因及び状況	

※届出番号	※損害査定額 円					

備考 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第2号（第14条関係）

山田奉行所記念館資料貸出許可申請書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

申請者 住 所
氏 名
電 話

次のとおり資料の貸出しを受けたいので申請します。

借用目的			
借用期間	年 月 日～ 年 月 日（ 日間）		
借用場所			
借用資料	品 名	数 量	備 考
輸送方法			
取扱責任者			

様式第3号（第14条関係）

山田奉行所記念館資料貸出許可書

年 月 日

様

伊勢市長



年 月 日付けの申請について、次のとおり許可します。

借受人	住所			
	氏名		電話	
貸出目的				
貸出期間		年 月 日～ 年 月 日（日間）		
貸出場所				
利用資料	品名	数量	備考	
許可条件等		1 山田奉行所記念館条例施行規則を遵守すること。 2 転貸、撮影、模写、模造等の行為をしないこと。 3 資料に損害を与えたときは、誠意をもって賠償すること。 4 資料の返還を緊急に求められたときは、これに同意すること。		

様式第4号（第17条関係）

山田奉行所記念館寄託資料保管書

年 月 日

様

伊勢市長



年 月 日付けで、山田奉行所記念館に寄託を受けた次の資料を預ります。

1 資料

品 名	数 量	備 考

2 保管期間

年 月 日～ 年 月 日

3 その他

備考 寄託資料の返還は、本書と引換えに行いますので大切に保管してください。

伊勢市観光文化会館条例施行規則をここに公布する。

令和3年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第25号

伊勢市観光文化会館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市観光文化会館条例（平成17年伊勢市条例第153号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第2条 条例第8条第1項の規定により伊勢市観光文化会館（以下「会館」という。）の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、利用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 利用許可申請書は、利用日の1年前の日の属する月の初日から利用日の5日前までの期間内に提出しなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

(利用の許可)

第3条 指定管理者は、利用許可申請書の提出があった場合は、その利用目的及び内容を審査し、適当と認めたときは、利用許可書を申請者に交付する。

2 利用の許可は、申請の順序により行い、申請が同時のときは、申請者による協議又は抽選により決定するものとする。

(利用許可の変更又は取消し)

第4条 会館の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可を受けた事項を変更し、又は利用の許可の取消しを受けようとするときは、利用変更許可申請書又は利用取消承認申請書に利用許可書を添えて指定管理者に提出し、その許可又は承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、当該申請に係る申請書を利用日の5日前までに提出して行わなければならない。

3 指定管理者は、第1項の規定による申請書の提出があった場合において、正当な理由があると認めるときは、利用変更許可書又は利用許可取消通知書を当該申請書を提出した者に交付する。

(利用時間)

第5条 利用者が会館を利用することができる時間は、許可を受けた時間(次項において「利用時間」という。)内とし、準備し、及び原状に回復するために要する時間を含めたものとする。

2 利用時間の延長は、会館の利用開始後はこれを認めない。ただし、会館の事業の運営上又は管理上支障がないと指定管理者が認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第6条 条例第13条の規定により利用料金を減免することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 市が市の事業として利用する場合
- (2) その他指定管理者が特に必要と認めた場合

2 利用料金の減免を受けようとする者は、利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第7条 条例第14条ただし書の規定により利用料金の還付を行うことのできる場合及び還付額は、次のとおりとする。

- (1) 災害その他利用者の責めによらない理由により利用できなかった場合 既納利用料金の全額
- (2) 利用者が利用を開始する5日前までに利用の取消しを申請し、指定管理者がこれを承認した場合 既納利用料金の半額
- (3) 利用者が利用の変更を許可された場合において既納利用料金に過納金が生じた場合 過納金の全額

- (4) その他指定管理者がやむを得ない理由により利用ができないと認め
た場合 その都度指定管理者が定める額
(特別の設備等の許可)

第8条 利用者は、条例第16条の規定により特別の設備等の許可を受けよ
うとするときは、特別設備等設置許可申請書により指定管理者に許可の
申請をしなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定による申請があった場合において、適当と
認めるときは、特別設備等設置許可書を交付するものとする。
(損傷等の届出)

第9条 利用者その他会館を利用する者は、会館の施設又は附属設備を損
傷し、又は滅失したときは、施設等損傷(滅失)届(別記様式)を市長
に提出しなければならない。
(入場の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、会
館への入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認める者
- (3) その他会館の管理上支障があると認める者

(遵守事項)

第11条 利用者その他会館を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなけ
ればならない。

- (1) 収容定員を超えて入場させないこと。
- (2) 許可された以外の施設並びに設備及び器具を利用しないこと。
- (3) 壁、柱又は窓等に貼り紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (4) 指定場所以外で火気を利用しないこと。
- (5) 危険物又は不潔物を持ち込まないこと。

- (6) 喫煙場所以外で喫煙しないこと。
- (7) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (8) その他指定管理者が会館の管理上必要と認めてする指示に従うこと。
(販売行為等の禁止)

第12条 何人も会館の建物及び敷地内において、物品の販売、広告、宣伝、署名、寄附募集の行為その他これに類する行為をし、又はさせてはならない。ただし、指定管理者の許可を受けた場合は、この限りでない。
(利用等の打合せ)

第13条 利用者は、会館の利用について、事前に指定管理者と利用方法その他必要な事項についての打合せをしなければならない。
(責任者の設置)

第14条 利用者は、利用する施設（階段、通路等附属物を含む。）内の秩序を保持するため、必要な責任者を置かなければならない。
(職員等の立入り)

第15条 利用者は、職員又は指定管理者が会館の管理上必要と認めて利用中の場所に立ち入ることを拒むことができない。
(利用許可申請書等の様式)

第16条 利用許可申請書その他の会館の利用に係る書類の様式（この規則で定める様式を除く。）は、指定管理者が別に定める。
(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、会館の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、伊勢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

(令和3年伊勢市条例第1号)の施行の日(令和3年4月1日)から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に伊勢市教育委員会事務局等処務規則及び伊勢市教育委員会事務委任規則の一部を改正する等の規則(令和3年伊勢市教育委員会規則第7号)第3条第10号の規定による廃止前の伊勢市観光文化会館条例施行規則(平成17年伊勢市教育委員会規則第4号。次項及び附則第4項において「旧規則」という。)の規定によりされた処分その他の行為は、この規則の施行後は、この規則の相当規定によりされた処分その他の行為とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定によりされている申請その他の行為は、この規則の施行後は、この規則の相当規定によりされた申請その他の行為とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定により提出されている申請書その他の書類又は交付されている許可書その他の書類は、この規則の相当規定により提出された申請書その他の書類又は交付された許可書その他の書類とみなす。

別記様式（第9条関係）

施設等損傷（滅失）届

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住所（所在地）
氏名（名称）
（利用・入室責任者）
連絡先電話

次のとおり伊勢市観光文化会館の施設等を損傷（滅失）したので届け出ます。

利用許可年月日 及び許可番号	
利用目的	
損傷（滅失）の日時	
損傷（滅失）した施設等の箇所及び程度	
損傷（滅失）の原因及び状況	

※届出番号	※損害査定額 円					

備考 ※印の欄は、記入しないでください。

伊勢市観光文化会館駐車場条例施行規則をここに公布する。

令和3年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第26号

伊勢市観光文化会館駐車場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市観光文化会館駐車場条例（平成17年伊勢市条例第64号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(駐車券の交付等)

第2条 伊勢市観光文化会館駐車場（以下「駐車場」という。）を利用する者（以下「利用者」という。）は、入場の際に駐車券の交付を受けるものとする。

2 利用者は、駐車場の利用を終えたときは、駐車券を精算機に挿入して当該精算機に表示された条例第7条に定める利用料金を納付しなければならない。

(駐車券の紛失又は破損の場合の措置)

第3条 利用者が交付を受けた駐車券を紛失し、又は破損したときは、利用者の申立て及び運転免許証、自動車検査証等により確認し、その駐車させた自動車等を引き渡すものとする。

2 前項に規定する場合において、入場時刻については、利用者の申立て及び駐車状況等により確認する。ただし、入場時刻が確認し難いときは、午前8時30分に入場したものとみなすことができる。

(利用料金の減免)

第4条 条例第8条の規定により利用料金を減免することができる自動車等は、次の各号のいずれかに該当する自動車等とする。

(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車

(2) 駐車場の付近において国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他

緊急を要する公務を行うために使用する自動車等

- (3) 伊勢市観光文化会館及び駐車場に係るごみその他の汚物の収集及び浄化槽の清掃等に使用する自動車等
- (4) 伊勢市観光文化会館及び駐車場に係る電気、ガス、水道等の工事に使用する自動車等
- (5) 伊勢市観光文化会館内において食堂、売店等を使用する者がその業務上必要な物品を搬入し、又は搬出するために使用する自動車等
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認める自動車等

2 利用者は、前項の規定により利用料金の減免を受ける場合は、事務室において駐車券磁気処理機による処理を受けて、駐車場を退場するものとする。

(駐車制限)

第5条 条例第10条第1号に規定する駐車場の構造上駐車させることができない自動車等は、車高2.1メートル以上又は車長5.1メートル以上の自動車等とする。

2 前項の車高及び車長は、積載物を含むものとする。

(遵守事項)

第6条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 駐車位置及び駐車場内交通規制等について指定管理者の指示に従うこと。
- (2) 自動車等を入場させ、又は退場するときを除き、みだりに駐車場内に立ち入らないこと。
- (3) 自動車等の駐車中は、エンジンを停止し、自動車等から離れる際は、窓及び扉等が開かないように施錠すること。
- (4) 積載物の盗難予防措置を確実に行うこと。

(事故等の届出)

第7条 利用者は、駐車場内において事故等が発生したときは、適切な措置をとるとともに、直ちに駐車場事故等報告書により指定管理者に届け出なければならない。

(駐車券等の様式)

第8条 駐車券その他の駐車場の利用に係る書類の様式は、指定管理者が別に定める。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、伊勢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例(令和3年伊勢市条例第1号)の施行の日(令和3年4月1日)から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に伊勢市教育委員会事務局等処務規則及び伊勢市教育委員会事務委任規則の一部を改正する等の規則(令和3年伊勢市教育委員会規則第7号)第3条第11号の規定による廃止前の伊勢市観光文化会館駐車場条例施行規則(平成17年伊勢市教育委員会規則第3号。次項及び附則第4項において「旧規則」という。)の規定によりされた駐車券の交付その他の行為は、この規則の施行後は、この規則の相当規定によりされた駐車券の交付その他の行為とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定によりされている届出その他の行為は、この規則の施行後は、この規則の相当規定によりされた届出その他の行為とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則第7条第1項の規定により交付されている駐車券は、第2条第1項の規定により交付された駐車券とみなす。

伊勢市文化財保護条例施行規則をここに公布する。

令和3年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第27号

伊勢市文化財保護条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市文化財保護条例（平成17年伊勢市条例第201号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 条例第5条第1項、第22条第1項、第28条第1項又は第35条第1項の規定による指定を受けようとする者は、伊勢市指定有形文化財（有形民俗文化財）指定申請書（様式第1号）、伊勢市指定無形文化財（無形民俗文化財）指定申請書（様式第2号）又は伊勢市指定史跡名勝天然記念物指定申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 条例第5条第2項（条例第28条第2項及び第35条第2項において準用する場合を含む。）の規定により指定に同意した者は、伊勢市指定有形文化財（有形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物）指定同意書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(保持者等の追加認定)

第3条 条例第22条第5項の規定による追加認定を受けようとする者は、伊勢市指定無形文化財保持者（保持団体）認定申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(指定書)

第4条 条例第5条第6項（条例第28条第2項において準用する場合を含む。）又は同条第4項の指定書は、様式第6号によるものとする。

(認定書)

第5条 条例第22条第7項の認定書は、様式第7号によるものとする。

(指定書等の再交付)

第6条 第4条の指定書又は前条の認定書の交付を受けた者は、当該指定書又は認定書を滅失し、若しくは毀損し、又は亡失し、若しくは盗み取られたときは、その再交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、指定書（認定書）再交付申請書（様式第8号）によるものとする。

（管理責任者選任等の届出）

第7条 条例第7条第3項（条例第31条及び第39条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、伊勢市指定有形文化財（有形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物）管理責任者選任（解任）届出書（様式第9号）によるものとする。

（管理団体指定等の同意）

第8条 条例第8条第3項（条例第31条及び第39条において準用する場合を含む。）の規定による同意は、伊勢市指定有形文化財（有形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物）管理団体指定（指定解除）同意書（様式第10号）によるものとする。

（所有者変更の届出）

第9条 条例第9条第1項（条例第31条及び第39条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、伊勢市指定有形文化財（有形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物）所有者変更届出書（様式第11号）によるものとする。

（所有者又は管理責任者の氏名等変更の届出）

第10条 条例第9条第2項（条例第31条及び第39条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、伊勢市指定有形文化財（無形文化財、有形民俗文化財、無形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物）所有者等氏名（名称又は住所）変更届出書（様式第12号）によるものとする。

（滅失等の届出）

第11条 条例第10条（条例第31条及び第39条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、伊勢市指定有形文化財（有形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物）滅失（毀損、亡失、盗難）届出書（様式第13号）によるものとする。

（所在の場所変更の届出）

第12条 条例第11条（条例第31条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、伊勢市指定有形文化財（有形民俗文化財）所在の場所変更届出書（様式第14号）によるものとする。

（所在の場所変更の届出を要しない場合等）

第13条 条例第11条ただし書（条例第31条において準用する場合を含む。）の規定による届出を要しない場合は、次に掲げる場合とし、所在の場所を変更した後届け出る場合は、火災、震災その他の災害に際し、所在の場所を変更する場合とする。

- (1) 条例第12条第1項（条例第31条において準用する場合を含む。）の規定による補助金の交付を受けて行う管理又は修理のための所在の場所の変更
- (2) 条例第14条第1項又は第2項（これらの規定を条例第31条において準用する場合を含む。）の規定による勧告を受けて行う措置又は修理のための所在の場所の変更
- (3) 条例第16条第1項の規定による許可を受けて行う現状変更又は保存に影響を及ぼす行為のための所在の場所の変更
- (4) 条例第17条第1項（条例第31条において準用する場合を含む。）の規定による届出をして行う修理のための所在の場所の変更
- (5) 条例第18条第1項若しくは第2項又は第3項（これらの規定を条例第31条において準用する場合を含む。）の規定による要請又は勧告を受けて行う出品又は公開のための所在の場所の変更

(現状変更等の許可申請等)

第14条 条例第16条第1項又は条例第38条第1項の規定による許可を受けようとする者は、現状変更等許可申請書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、同項の許可申請書に記載した施行者若しくは施行予定期間又は当該許可申請書に添付した現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の設計書、仕様書若しくは積算書又は設計図面を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が完了したときは、速やかに現状変更等完了報告書(様式第16号)を市長に提出しなければならない。

(現状変更等の届出)

第15条 条例第30条第1項の規定による届出は、伊勢市指定有形民俗文化財現状変更等届出書(様式第17号)によるものとする。

2 前項の届出を行った者は、同項の届出書に添付した現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の設計書、仕様書若しくは積算書又は設計図面を変更しようとするときは、市長に届け出なければならない。

3 第1項の届出を行った者は、当該届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が完了したときは、速やかに現状変更等完了報告書を市長に提出しなければならない。

(維持の措置の範囲)

第16条 条例第16条第2項及び第38条第2項に規定する維持の措置の範囲は、次に掲げる場合とする。

(1) 伊勢市指定有形文化財(以下「市指定有形文化財」という。)、伊勢市指定史跡、伊勢市指定名勝又は伊勢市指定天然記念物(以下「市指定史跡名勝天然記念物」という。)が、毀損している場合において、

その価値に影響を及ぼすことなく、当該市指定有形文化財又は市指定史跡名勝天然記念物をその指定当時の原状（指定後において、現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為について許可を受けたものにあつては、当該現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為が完了した後の原状）に復するとき。

(2) 市指定有形文化財又は市指定史跡名勝天然記念物が毀損し、又は滅失している場合において、当該毀損又は滅失の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

(3) 市指定史跡名勝天然記念物の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(修理の届出等)

第17条 条例第17条第1項（条例第31条及び第39条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、伊勢市指定有形文化財（有形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物）修理届出書（様式第18号）によるものとする。

2 前項の届出を行った者は、同項の届出書に記載した施行者若しくは施行予定期間又は当該届出書に添付した修理の設計書、仕様書若しくは積算書又は設計図面を変更しようとするときは、市長に届け出なければならない。

3 第1項の届出を行った者は、当該届出に係る修理が完了したときは、速やかに伊勢市指定有形文化財（有形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物）修理完了報告書（様式第19号）を市長に提出しなければならない。

(出品に要する費用の負担の範囲)

第18条 条例第18条第4項（条例第26条第2項、第31条及び第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定により市の負担とすることがで

きる費用の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 出品のため、伊勢市指定文化財の移動に要する荷造費及び運送費
- (2) 前号の移動に際し、市長が必要と認めて、当該市指定文化財を運送保険に付する場合の保険料
(保持者等の氏名変更等の届出)

第19条 条例第24条の規定による届出は、次に定めるところによる。

- (1) 保持者又は保持団体が氏名、団体名、芸名、雅号等又は住所を変更したときは、様式第12号を準用する。
 - (2) 保持者がその保持する伊勢市指定無形文化財の保存に影響を及ぼす程度の心身の故障を生じたとき若しくは保持者が死亡したとき又は保持団体の構成員に異動を生じたとき若しくは保持団体が解散したときは、伊勢市指定無形文化財保持者（保持団体）故障（死亡、異動、解散）届出書（様式第20号）によるものとする。
- 2 伊勢市指定無形民俗文化財の保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときは、代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。この場合における届出書については、様式第12号を準用する。

(土地の所在等の異動の届出)

第20条 条例第37条の規定による届出は、伊勢市指定史跡（名勝、天然記念物）所在等の異動届出書（様式第21号）によるものとする。

- 2 前項の届出が土地の分筆に係るものであるときは、当該土地に係る登記事項証明書及び公図を前項の書面に添付するものとする。

(台帳)

第21条 市長は、条例の規定により指定した文化財又は認定した保持者若しくは保持団体について、その必要事項を記載した台帳を備えておくも

のとする。

- 2 前項の台帳には、参考となる写真、実測図等を添付しておくものとする。

(補助金等交付規則による補助金の例)

第22条 条例の規定による補助金又は負担金の交付については、条例及びこの規則に定めるもののほか、伊勢市補助金等交付規則（平成17年伊勢市規則第40号）に基づく補助金の交付の例による。

(補則)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、伊勢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（令和3年伊勢市条例第1号）の施行の日（令和3年4月1日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に伊勢市教育委員会事務局等処務規則及び伊勢市教育委員会事務委任規則の一部を改正する等の規則（令和3年伊勢市教育委員会規則第7号）第3条第12号の規定による廃止前の伊勢市文化財保護条例施行規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第37号。次項及び附則第4項において「旧規則」という。）の規定により教育委員会がした処分その他の行為は、この規則の施行後は、この規則の相当規定により市長がした処分その他の行為とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により教育委員会に対してされている申請その他の行為は、この規則の施行後は、この規則の相当規定により市長に対してされた申請その他の行為とみなす。
- 4 この規則の施行の際現にある旧規則の様式により使用されている書類

は、この規則による様式によるものとみなす。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住所
氏名

伊勢市指定有形文化財（有形民俗文化財）指定申請書

別紙のものについて、伊勢市指定有形文化財（有形民俗文化財）の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

（別紙）

- 1 種別
- 2 名称及び員数
- 3 所在の場所
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 権原に基づく占有者のある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 6 建造物であるときは、その構造、形式及び高さその他大きさを示す事項
絵画、彫刻、工芸品その他建造物以外のものであるときは、その寸法、重量及び材質その他の特徴
- 7 建築若しくは製作の年代又は時代を示す棟札、奥書、銘文等
- 8 創建若しくは製作の沿革又は由来
- 9 維持及び保存の方法
- 10 その他参考となる事項

添付書類

写真及び見取図

様式第4号（第2条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住所
氏名

伊勢市指定有形文化財（有形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物）指定同意書

私の所有（占有、保持）する下記の文化財を伊勢市指定有形文化財（伊勢市指定有形民俗文化財、伊勢市指定史跡、伊勢市指定名勝、伊勢市指定天然記念物）に指定することに同意します。

記

- 1 名称及び員数
- 2 所在地

様式第6号（第4条関係）

（表）

記号番号

指 定 書

名称

員数

（構造及び形式又は寸法、重量若しくは材質その他の特徴）

伊勢市文化財保護条例第 条第 項の規定により伊勢市指定有形文化財
（伊勢市指定有形民俗文化財、伊勢市指定無形民俗文化財）に指定します。

年 月 日

伊勢市長



（裏）

所有者 保持団体	住所	所在地	交付又は再交付の年月日

所有者 保持団体	住所	所在地	変更年月日	備考

様式第7号（第5条関係）

（表）

記号番号

認 定 書

保持者（保持団体）名

伊勢市文化財保護条例第 条第 項の規定により伊勢市指定無形文化財
の保持者（保持団体）として認定します。

年 月 日

伊勢市長



（裏）

住 所	特 記 す べ き 事 項	備 考

様式第8号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住所
氏名

指定書（認定書）再交付申請書

下記のとおり指定書（認定書）の滅失（毀損、亡失、盗難）があったので、再交付を申請します。

記

- 1 指定文化財の種別
- 2 名称及び員数
- 3 指定書（認定書）の記号番号
- 4 指定（認定）年月日
- 5 所有者（保持者又は保持団体）の氏名又は名称及び住所
- 6 滅失（毀損、亡失、盗難）の年月日
- 7 滅失（毀損、亡失、盗難）の事由
- 8 その他参考となる事項

備考 毀損の場合は、毀損した指定書（認定書）を添付すること。

様式第9号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

所有者 住所
氏名

伊勢市指定有形文化財（有形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物）
管理責任者選任（解任）届出書

下記のとおり管理責任者を選任（解任）したので、届け出ます。

記

- 1 種別
- 2 名称及び員数
- 3 指定書の記号番号（有形文化財又は有形民俗文化財の場合に限る。）
- 4 指定年月日
- 5 所在の場所
- 6 管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 7 選任（解任）年月日
- 8 選任（解任）の事由
- 9 解任の場合は、新管理責任者の選任についての見込み
- 10 その他参考となる事項

様式第10号（第8条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住所
団体名
代表者氏名

伊勢市指定有形文化財（有形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物）
管理団体指定（指定解除）同意書

下記の文化財について、管理団体に指定すること（管理団体の指定を解除すること）に同意します。

記

- 1 指定文化財の種別
- 2 指定文化財の名称及び員数
- 3 指定文化財の所在の場所
- 4 管理団体

年 月 日

（宛先）伊勢市長

所有者 住所
氏名

伊勢市指定有形文化財（有形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物）
所有者変更届出書

下記のとおり所有者を変更したので、届け出ます。

記

- 1 指定文化財の種別
 - 2 指定文化財の名称及び員数
 - 3 指定書の記号番号（有形文化財又は有形民俗文化財の場合に限る。）
 - 4 指定年月日
 - 5 所在の場所
 - 6 旧所有者の氏名又は名称及び住所
 - 7 新所有者の氏名又は名称及び住所
 - 8 変更年月日
 - 9 変更の事由
 - 10 その他参考となる事項
- 備考 指定書を添付すること。

様式第12号（第10条、第19条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

所有者（管理責任者） 住所
氏名

伊勢市指定有形文化財（無形文化財、有形民俗文化財、無形民俗文化財、
史跡、名勝、天然記念物）所有者等氏名（名称又は住所）変更届出書

下記のとおり所有者（管理責任者）の氏名（名称又は住所）を変更したので、
届け出ます。

記

- 1 指定文化財の種別
 - 2 指定文化財の名称及び員数
 - 3 指定書の記号番号（有形文化財又は有形民俗文化財の場合に限る。）
 - 4 指定年月日
 - 5 所在の場所
 - 6 変更前の氏名若しくは名称又は住所
 - 7 変更後の氏名若しくは名称又は住所
 - 8 変更年月日
 - 9 変更の事由
 - 10 その他参考となる事項
- 備考 指定書を添付すること。

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住所
氏名

伊勢市指定有形文化財（有形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物）
滅失（毀損、亡失、盗難）届出書

下記のとおり滅失（毀損、亡失、盗難）があったので、届け出ます。

記

- 1 指定文化財の種別
- 2 指定文化財の名称及び員数
- 3 指定書の記号番号（有形文化財又は有形民俗文化財の場合に限る。）
- 4 指定年月日
- 5 所在の場所
- 6 所有者の氏名又は名称及び住所
- 7 管理責任者又は管理団体がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 8 滅失（毀損、亡失、盗難）の事実の生じた日時及び場所
- 9 滅失（毀損、亡失、盗難）の事実の生じた当時における管理の状況
- 10 滅失（毀損、亡失、盗難）の原因並びに毀損の場合はその箇所及び程度
- 11 滅失（毀損、亡失、盗難）の事実を知った日
- 12 滅失（毀損、亡失、盗難）の事実を知った後に行われた措置
- 13 今後行おうとする措置
- 14 その他参考となる事項

備考

- 1 指定書を添付すること。
- 2 毀損の場合は、写真又は見取図その他毀損の状態を示す書類を添付すること。

様式第14号（第12条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住所
氏名

伊勢市指定有形文化財（有形民俗文化財）所在の場所変更届出書

下記のとおり所在の場所を変更する（変更した）ので、届け出ます。

記

- 1 指定文化財の種別
 - 2 指定文化財の名称及び員数
 - 3 指定書の記号番号
 - 4 指定年月日
 - 5 所在の場所
 - 6 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 7 管理責任者又は管理団体がある場合は、その氏名又は名称及び住所
 - 8 変更しようとする場所又は変更後の所在の場所
 - 9 変更年月日
 - 10 変更の事由
 - 11 変更前の場所に復することが明らかな場合は、その旨及び時期
 - 12 その他参考となる事項
- 備考 指定書を添付すること。

（宛先）伊勢市長

住所
氏名

現状変更等許可申請書

下記のとおり現状変更（保存に影響を及ぼす行為）をしたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 指定文化財の種別
- 2 指定文化財の名称及び員数
- 3 指定書の記号番号
- 4 指定年月日
- 5 所在の場所
- 6 所有者の氏名又は名称及び住所
- 7 管理責任者又は管理団体がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 8 現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を必要とする事由
- 9 現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の内容及び実施の方法
- 10 施行者の氏名又は名称、住所及び略歴
- 11 施行予定期間
- 12 現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に要する経費
- 13 その他参考となる事項

添付書類

- 1 現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の設計書（仕様書、積算書）
- 2 現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の設計図面
- 3 現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする箇所の写真又は見取図。ただし、史跡名勝天然記念物にあっては、現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に係る地域及びこれに関連する地域の地番・地目を表示した図面

様式第16号（第14条、第15条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住所
氏名

現状変更等完了報告書

下記のとおり現状変更（保存に影響を及ぼす行為）を完了したので、報告します。

記

- 1 指定文化財の種別
- 2 指定文化財の名称及び員数
- 3 指定書の記号番号
- 4 指定年月日
- 5 所在の場所
- 6 所有者の氏名又は名称及び住所
- 7 管理責任者又は管理団体がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 8 施行者の氏名又は名称及び住所
- 9 施行完了年月日
- 10 その他参考となる事項

添付資料

施行完了後の写真

様式第17号（第15条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住所
氏名

伊勢市指定有形民俗文化財現状変更等届出書

下記のとおり現状変更（保存に影響を及ぼす行為）をするので、届け出ます。

記

- 1 指定文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号
- 3 指定年月日
- 4 所在の場所
- 5 所有者の氏名又は名称及び住所
- 6 管理責任者又は管理団体がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 7 現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を必要とする事由
- 8 現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の内容及び実施の方法
- 9 施行者の氏名又は名称、住所及び略歴
- 10 施行予定期間
- 11 現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に要する経費
- 12 その他参考となる事項

添付書類

- 1 現状変更の設計書（仕様書、積算書）
- 2 現状変更の設計図面
- 3 現状変更しようとする箇所の写真又は見取図

年 月 日

（宛先）伊勢市長

所有者（管理団体） 住所
氏名

伊勢市指定有形文化財（有形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物）修理届出書

下記のとおり修理するので、届け出ます。

記

- 1 指定文化財の種別
- 2 指定文化財の名称及び員数
- 3 指定書の記号番号（有形文化財又は有形民俗文化財の場合に限る。）
- 4 指定年月日
- 5 所在の場所
- 6 所有者の氏名又は名称及び住所
- 7 管理責任者又は管理団体がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 8 修理を必要とする事由
- 9 修理の内容及び実施の方法
- 10 施行者の氏名又は名称、住所及び略歴
- 11 施行予定期間
- 12 修理に要する経費
- 13 その他参考となる事項

添付書類

- 1 修理の設計書（仕様書、積算書）
- 2 修理の設計図面
- 3 修理しようとする箇所の写真又は見取図

年 月 日

（宛先）伊勢市長

所有者（管理団体） 住所
氏名

伊勢市指定有形文化財（有形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物）
修理完了報告書

下記のとおり修理を完了したので、報告します。

記

- 1 指定文化財の種別
 - 2 指定文化財の名称及び員数
 - 3 指定書の記号番号（有形文化財又は有形民俗文化財の場合に限る。）
 - 4 指定年月日
 - 5 所在の場所
 - 6 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 7 管理責任者又は管理団体がある場合は、その氏名又は名称及び住所
 - 8 施行者の氏名又は名称及び住所
 - 9 修理完了年月日
 - 10 その他参考となる事項
- 添付資料
修理完了後の写真

様式第20号（第19条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住所
氏名

伊勢市指定無形文化財保持者（保持団体）故障（死亡、異動、解散）届出書

下記のとおり保持者（保持団体）が故障（死亡、構成員の異動、解散）をしたので、届け出ます。

記

- 1 指定文化財の種別
 - 2 指定文化財の名称
 - 3 認定書の記号番号
 - 4 認定年月日
 - 5 保持者（保持団体）の氏名又は名称及び住所
 - 6 故障（死亡、構成員の異動、解散）をした年月日
 - 7 故障（構成員の異動、解散）をした状況又は理由
 - 8 その他参考となる事項
- 備考 死亡又は解散をしたときは、認定書を添付すること。

様式第21号（第20条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住所
氏名

伊勢市指定史跡（名勝、天然記念物）所在等の異動届出書

下記のとおり所在等が異動したので、届け出ます。

記

- 1 指定文化財の種別
- 2 指定文化財の名称及び員数
- 3 指定年月日
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理団体のある場合は、その名称及び所在地
- 6 異動前の土地の所在（地番、地目、地積）
- 7 異動後の土地の所在（地番、地目、地積）
- 8 異動の理由
- 9 その他参考となる事項

添付資料

見取図（地番、地目、地積）

備考 指定書を添付すること。

（宛先）伊勢市長

住所
氏名（代表者氏名）

伊勢市指定無形文化財（無形民俗文化財）指定申請書

別紙のものについて、伊勢市指定無形文化財（無形民俗文化財）の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

（別紙 芸能の部）

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 芸能保持者の氏名又は名称
- 4 芸能の由来
- 5 芸能の次第（芸能が開始されて終了するまでの順序）
- 6 歌詞、唱えことば等
- 7 使用する楽器の種類及び数量
- 8 芸能を行う人の構成
- 9 芸能を行う人の服装及び持ち物
- 10 他の類似の芸能との関係又は特質
- 11 保存状況（保存団体、後継者等の有無その他将来の見通しについて）
- 12 当該芸能に関する文献又は参考となる資料
- 13 芸能保持者として適当な者の略歴
 - (1) 氏名
 - (2) 生年月日
 - (3) 本籍地
 - (4) 現住所
 - (5) 最終学歴
 - (6) 職業（当該技術以外の職業）
 - (7) 認定を受けようとする者の経歴
 - ア 認定を受けようとする者の演技を学び始めた時期及び経験年数
 - イ 師匠の氏名
 - ウ 芸名（世襲の場合は、その旨説明）
 - エ 現在までに養成した弟子の有無
 - オ 現在までに全国的又は全県的に発表したことの有無

備考 無形民俗文化財にあつては、次の事項について追記すること。

- (1) 年中行事として定期的に行われるものについては、時期及び場所
- (2) 芸能開始前及び終了後の行事

添付資料

実情を示す写真

(別紙 工芸技術の部)

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 工芸技術の保持者として適当な者の氏名又は名称
- 4 技術の沿革
- 5 技術の内容
 - (1) 材料
 - (2) 用具
 - (3) 設備
 - (4) 工程
- 6 他の類似の技術との関係又は特質
- 7 過去における著名な技術者の氏名又は名称及び時代
- 8 保存状況（保持団体、後継者等の有無その他将来の見通しについて）
- 9 当該技術の製品と地場産業との関連
- 10 当該技術に関する文献又は参考となる資料
- 11 工芸技術保持者として適当な者の略歴
 - (1) 氏名
 - (2) 生年月日
 - (3) 本籍地
 - (4) 現住所
 - (5) 最終学歴
 - (6) 職業（当該技術以外の職業）
 - (7) 認定を受けようとする者の経歴
 - ア 認定を受けようとする者の技術を学び始めた時期及び経験年数
 - イ 師匠の氏名
 - ウ 芸名（世襲の場合は、その旨説明）
 - エ 現在までに養成した弟子の有無
 - オ 現在までに全国的又は全県的な展示会に出品したことの有無（受賞したことがある場合は、その年月日及び作品について）

添付資料

- 1 実情を示す写真
- 2 その他参考となる資料

（宛先）伊勢市長

住所
氏名

伊勢市指定史跡名勝天然記念物指定申請書

別紙のものについて、伊勢市指定史跡（名勝、天然記念物）の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

（別紙 史跡の部）

- 1 種別
- 2 名称
- 3 所在地（地番、地目、地積）
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理団体のある場合は、その名称及び所在地
- 6 現状（形式、形状、規模、構成及び出土遺物等）
- 7 史実
- 8 その他参考となる事項（伝説、伝承等）

添付資料

- 1 実情を示す写真
- 2 史跡の見取図又は配置図
- 3 地籍図
- 4 その他参考となる資料

（別紙 名勝の部）

- 1 種別
- 2 名称
- 3 所在地（地番、地目、地積）
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理団体のある場合は、その名称及び所在地
- 6 風致、景観の度合及び特徴
- 7 その他参考となる事項

添付資料

- 1 実情を示す写真
- 2 名勝地構成物件の地域図、配置図
- 3 地籍図
- 4 その他参考となる資料

(別紙 天然記念物 動物の部)

- 1 名称 (動物又は営巣地、渡来地等)
- 2 生息地 (地番、地目、地積)
- 3 所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 管理団体のある場合は、その名称及び所在地
- 5 生息地及び周辺の状況
- 6 生態 (形態、生息数、習性、営巣状態、食餌、動植物等の状態)
- 7 その他参考となる事項

添付資料

- 1 実情を示す写真
- 2 生息地における営巣地域、遊牧地域、採餌箇所等の配置図
- 3 地籍図内
- 4 その他参考となる資料

(別紙 天然記念物 植物の部)

- 1 名称 (植物又は植物の自生地、群落、植物の分布の限界地等)
- 2 自生地 (地番、地目、地積)
- 3 所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 管理団体のある場合は、その名称及び所在地
- 5 現状 (自生地、群落、植物の分布の限界地等、地域を対象とする場合は、一般的生育状況。巨樹、奇形木、珍奇木等の場合は、その形状、樹勢等)
- 6 その他参考となる事項

添付資料

- 1 実情を示す写真
- 2 分布の地籍図
- 3 その他参考となる資料

(別紙 天然記念物 地質、鉱物の部)

- 1 名称
- 2 所在地 (地番、地目、地積)
- 3 所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 管理団体のある場合は、その名称及び所在地
- 5 現状
- 6 その他参考となる事項

添付資料

- 1 実情を示す写真
- 2 地域の地籍図
- 3 その他参考となる資料

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住所
氏名（代表者氏名）

伊勢市指定無形文化財保持者（保持団体）認定申請書

別紙のものについて、伊勢市指定無形文化財保持者（保持団体）の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

（別紙 芸能の部）

- 1 名称
- 2 指定年月日
- 3 所在地
- 4 芸能保持者の氏名又は名称
- 5 芸能を行う人の構成
- 6 芸能を行う人の服装及び持ち物
- 7 保存状況（保存団体、後継者等の有無その他将来の見通しについて）
- 8 芸能保持者として適当な者の略歴
 - (1) 氏名
 - (2) 生年月日
 - (3) 本籍地
 - (4) 現住所
 - (5) 最終学歴
 - (6) 職業（当該技術以外の職業）
 - (7) 認定を受けようとする者の経歴
 - ア 認定を受けようとする者の演技を学び始めた時期及び経験年数
 - イ 師匠の氏名
 - ウ 芸名（世襲の場合は、その旨説明）
 - エ 現在までに養成した弟子の有無
 - オ 現在までに全国的又は全県的に発表したことの有無

添付資料

実情を示す写真

(別紙 工芸技術の部)

- 1 名称
- 2 指定年月日
- 3 所在地
- 4 工芸技術の保持者として適当な者の氏名又は名称
- 5 技術の内容
 - (1) 材料
 - (2) 用具
 - (3) 設備
 - (4) 工程
- 6 保存状況（保持団体、後継者等の有無その他将来の見通しについて）
- 7 工芸技術保持者として適当な者の略歴
 - (1) 氏名
 - (2) 生年月日
 - (3) 本籍地
 - (4) 現住所
 - (5) 最終学歴
 - (6) 職業（当該技術以外の職業）
 - (7) 認定を受けようとする者の経歴
 - ア 認定を受けようとする者の技術を学び始めた時期及び経験年数
 - イ 師匠の氏名
 - ウ 芸名（世襲の場合は、その旨説明）
 - エ 現在までに養成した弟子の有無
 - オ 現在までに全国的又は全県的な展示会に出品したことの有無（受賞したことがある場合は、その年月日及び作品について）

添付資料

- 1 実情を示す写真
- 2 その他参考となる資料

伊勢市の花・木・鳥選考委員会規則をここに公布する。

令和3年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第28号

伊勢市の花・木・鳥選考委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第9条の規定に基づき、伊勢市の花・木・鳥選考委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

伊勢市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第29号

伊勢市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

伊勢市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年伊勢市規則第64号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「16万6,950円」を「17万1,650円」に、「7万2,990円」を「7万3,090円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「8万3,480円」を「8万5,780円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の伊勢市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、令和3年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

伊勢市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 30 号

伊勢市公印規則の一部を改正する規則

伊勢市公印規則（平成 17 年伊勢市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

- 2 公印は、公印取扱責任者又は公印取扱責任者が指定する者に対し、決裁済みの原議の内容と押印を必要とする文書の内容に相違がないことの確認を求め、使用の承認を受けた後でなければ使用することができない。ただし、あらかじめ保管者の承認を受けたときは、この限りでない。
- 3 前項後段の場合においては、公印の使用後速やかに同項の確認を受けなければならない。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市犯罪被害者等支援金の支給等に関する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第31号

伊勢市犯罪被害者等支援金の支給等に関する規則

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 犯罪被害者等支援金（第4条—第12条）
- 第3章 家事援助助成金（第13条—第16条）
- 第4章 一時保育助成金（第17条—第20条）
- 第5章 転居助成金（第21条—第24条）
- 第6章 家賃助成金（第25条—第28条）
- 第7章 助成金の申請等（第29条—第32条）
- 第8章 補則（第33条・第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう実施する支援金の支給及び助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

(2) 重傷病 次に掲げるものをいう。

ア 療養に1月以上の期間を要し、かつ、通算3日以上入院することを要すると医師に診断された負傷又は疾病

イ 療養に3月以上の期間を要し、かつ、通算3日以上労務に服することができないと医師に診断された精神疾患（アに掲げるものを除く。）

(3) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病をいう。

(4) 死亡犯罪被害者 犯罪行為により死亡した者をいう。

(5) 重傷病犯罪被害者 犯罪行為により重傷病を負うこととなった者をいう。

(6) 犯罪被害を知った日 犯罪行為の被害者が死亡した場合は、遺族が警察等からの連絡等により当該死亡の事実を知った日をいい、犯罪行為の被害者が重傷病を負うこととなった場合は、医師の診断により重傷病であると診断された日をいう。

(遺族の範囲及び順位)

第3条 次条の規定による犯罪被害者等支援金の支給、第13条の規定による家事援助助成金の交付、第17条の規定による一時保育助成金の交付、第21条の規定による転居助成金の交付及び第25条の規定による家賃助成金の交付（以下「支援金の支給等」という。）の対象となる遺族は、死亡犯罪被害者の死亡の時にあって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 死亡犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）

(2) 死亡犯罪被害者の収入によって生計を維持していた死亡犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「生計維持関係遺族」という。）

- (3) 前号に該当しない死亡犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 2 死亡犯罪被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が死亡犯罪被害者の死亡の当時死亡犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときにあっては同項第2号の子と、その他のときにあっては同項第3号の子とみなす。
- 3 支援金の支給等を受けることができる遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後とする。
- 4 死亡犯罪被害者を故意に死亡させ、又は死亡犯罪被害者の死亡前に、その者の死亡によって支援金の支給等を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、支援金の支給等を受けることができる遺族としない。

第2章 犯罪被害者等支援金

(犯罪被害者等支援金の支給)

第4条 市長は、次条に規定する者に対し、その申請に基づき、次に掲げる犯罪被害者等支援金（以下「支援金」という。）を支給することができる。

- (1) 遺族支援金
- (2) 重傷病支援金
- (3) 精神療養支援金

(支援金の支給対象者)

第5条 支援金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる支援金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 遺族支援金 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において市内に住所を有する死亡犯罪被害者の遺族（以下「対象死亡犯罪者遺族」という。）
- (2) 重傷病支援金 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において市内に住所を有する重症病犯罪被害者（以下「対象重症病犯罪被害者」という。）（第2条第2号アに掲げる重傷病を負う者に限る。）
- (3) 精神療養支援金 対象重症病犯罪被害者（前号に規定する者を除く。）
（犯罪被害者等支援金の額）

第6条 支援金の額は、次の各号に掲げる支援金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族支援金 30万円（次号に規定する重傷病支援金を支給された者が当該重傷病支援金の受給に係る犯罪行為に起因して死亡した場合にはあつては、20万円）
- (2) 重傷病支援金 10万円
- (3) 精神療養支援金 2万5,000円
（代表者の選出）

第7条 第1順位遺族（第3条第3項の規定により第1番目の順位となる遺族をいう。以下同じ。）が2人以上あるときは、当該遺族が協議を行い、当該遺族のいずれか1人を遺族支援金の申請及び受領についての代表者に選任しなければならない。この場合において、市長が当該代表者に対してした支給は、当該第1順位遺族全員に対してなされたものとみなす。

- 2 前項に規定する協議が整わない場合は、当該各遺族が遺族支援金の額を当該人数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ申請し、及び受領することができる。
（犯罪被害者等支援金の申請）

第8条 遺族支援金の支給を申請しようとする者（以下「遺族支援金申請者」という。）は、伊勢市犯罪被害者等支援金（遺族支援金）支給申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に申請するものとする。ただし、市長は、これらの書類により証明すべき事実を公簿等で確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

- (1) 死亡犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該死亡犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- (2) 市内に住所を有することを証する書類
- (3) 遺族支援金申請者の氏名及び死亡犯罪被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- (4) 遺族支援金申請者が死亡犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、死亡犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (5) 遺族支援金申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類
- (6) 遺族支援金申請者が生計維持関係遺族であるときは、犯罪行為が行われた当時死亡犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
- (7) 代表者として選任されたことを証する書類（第1順位遺族が2人以上ある場合で、前条第1項の規定により代表者を選任したときに限る。）
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 重傷病支援金又は精神療養支援金の支給を申請しようとする者（以下「重傷病支援金等申請者」という。）は、伊勢市犯罪被害者等支援金（重傷病・精神療養支援金）支給申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に申請するものとする。ただし、市長は、これらの書類により証明すべき事実を公簿等で確認することができるときは、当該書類の添付を省略

させることができる。

- (1) 負傷し、又は疾病にかかった日、入院日数及び負傷又は疾病の状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類であつて、当該負傷又は疾病が重傷病に該当することを証明することができるもの
- (2) 市内に住所を有することを証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(犯罪被害者等支援金の申請期限)

第9条 支援金の申請は、当該犯罪被害を知った日から1年を経過したとき又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。ただし、その期限内に申請しなかったことについて、やむ得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(犯罪被害者等支援金の支給決定等)

第10条 市長は、第8条第1項又は第2項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、支援金を支給することを決定したときはその旨を、支援金を支給しないことを決定したときは理由を付してその旨を当該遺族支援金申請者又は重傷病支援金等申請者に通知するものとする。

(犯罪被害者等支援金の支給の制限)

第11条 市長は、次に掲げる場合は、犯罪被害者等支援金の支給を行わないことができる。

- (1) 死亡犯罪被害者、第1順位遺族又は重症病犯罪被害者（以下「死亡犯罪被害者等」という。）と加害者との間に親族関係（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）があるとき。
- (2) 死亡犯罪被害者等が犯罪行為を誘発し、又は容認したときその他当該犯罪被害につき、死亡犯罪被害者等にも、その責に帰すべき行為が

あったとき。

- (3) 前2号に掲げる場合のほか、死亡犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等支援金の支給を行うことが社会通念上適切でないとき市長が認めるとき。

2 市長は、死亡犯罪被害者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合は、犯罪被害者等支援金の支給を行わないものとする。

（犯罪被害者等支援金の支給の決定の取消し等）

第12条 市長は、支援金の支給を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の支給の決定を取り消し、既に支給された支援金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。
(2) 支援金の支給を行った後、前条第1項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

第3章 家事援助助成金

（家事援助助成金の交付）

第13条 市長は、次条に規定する者に対し、その申請に基づき、家事援助を事業者から受けるために要する費用の一部として家事援助助成金を交付することができる。

（家事援助助成金の交付対象者）

第14条 家事援助助成金の交付を受けることができる者は、日常生活を営むことに支障がある対象死亡犯罪者遺族又は対象重症病犯罪被害者とする。

（家事援助助成金の助成対象経費）

第15条 家事援助助成金の交付の対象となる経費は、次に掲げる費用（以下「家事援助費用」という。）とする。

- (1) 調理、洗濯及び清掃
- (2) 生活必需品の購入
- (3) 通院等の介助
- (4) その他市長が必要と認めるもの

（家事援助助成金の額等）

第16条 家事援助助成金の額及び助成の対象となる期間（以下「助成対象期間」という。）は、別表のとおりとする。

第4章 一時保育助成金

（一時保育助成金の交付）

第17条 市長は、次条に規定する者に対し、その申請に基づき、一時保育の利用に要する費用の一部として一時保育助成金を交付することができる。

（一時保育助成金の交付対象者）

第18条 一時保育助成金の交付を受けることができる者は、その扶養する児童の家庭での保育が一時的に困難となった対象死亡犯罪者遺族又は対象重症病犯罪被害者とする。

（一時保育助成金の助成対象経費）

第19条 一時保育助成金の交付の対象となる経費は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第3項の子育て短期支援事業、同条第7項の一時預かり事業又は同条第14項の子育て援助活動支援事業の利用に要した費用（以下「一時保育費用」という。）とする。

（一時保育助成金の額等）

第20条 一時保育助成金の額及び助成の対象となる期間（以下「助成対象期間」という。）は、別表のとおりとする。

第5章 転居助成金

(転居助成金の交付)

第21条 市長は、次条に規定する者に対し、その申請に基づき、転居に要する費用の一部として、転居助成金を交付することができる。

(転居助成金の交付対象者)

第22条 転居助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する対象死亡犯罪者遺族又は対象重症病犯罪被害者とする。

- (1) 従前の住居又はその付近において犯罪等の被害があったことにより、当該住居に居住し続けることが困難になった者
- (2) 犯罪行為により住居が滅失し、又は著しく損壊したために居住ができなくなった者
- (3) 二次被害（伊勢市犯罪被害者等支援条例（令和3年伊勢市条例第2号）第2条第5号に規定する二次被害をいう。）により、平穏な生活を営むことができない者
- (4) その他市長が必要と認める者

(転居助成金の助成対象経費)

第23条 転居助成金の交付の対象となる経費は、次に掲げる費用（以下「転居費用」という。）とする。

- (1) 家具等の搬送に要する費用
- (2) 新たな住居に入居する際に要する敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、保証料その他の費用

(転居助成金の額等)

第24条 転居助成金の額及び助成対象期間は、別表のとおりとする。

第6章 家賃助成金

(家賃助成金の交付)

第25条 市長は、次条に規定する者に対し、その申請に基づき、犯罪行為

に起因して転居した場合の新たな住居の家賃（以下「家賃」という。）の一部として、家賃助成金を交付することができる。

（家賃助成金の交付対象者）

第26条 家賃助成金の交付を受けることができる者は、第22条各号のいずれかに該当する対象死亡犯罪者遺族又は対象重症病犯罪被害者とする。

（家賃助成金の助成対象経費）

第27条 家賃助成金の交付の対象となる経費は、家賃とする。

（家賃助成金の額等）

第28条 家賃助成金の額及び助成対象期間は、別表のとおりとする。

第7章 助成金の申請等

（助成金の申請）

第29条 家事援助助成金、一時保育助成金、転居助成金又は家賃助成金（以下「助成金」という。）の交付を申請しようとする者（以下「助成金申請者」という。）は、伊勢市犯罪被害者等助成金交付申請書に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、市長に申請するものとする。ただし、市長は、これらの書類により証明すべき事実を公簿等で確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(1) 対象死亡犯罪者遺族のうち第1順位遺族が申請する場合 次に掲げる書類

ア 死亡犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該死亡犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

イ 市内に住所を有することを証する書類

ウ 助成金申請者の氏名及び死亡犯罪被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

エ 助成金申請者が死亡犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、死

亡犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

オ 助成金申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類

カ 助成金申請者が生計維持関係遺族であるときは、犯罪行為が行われた当時死亡犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類

キ 助成金の交付の対象となる経費の支払を証する書類

ク その他市長が必要と認める書類

(2) 対象重症病犯罪被害者が申請する場合 次に掲げる書類

ア 負傷し、又は疾病にかかった日、入院日数及び負傷又は疾病の状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類であって、当該負傷又は疾病が重傷病に該当することを証明することができるもの

イ 市内に住所を有することを証する書類

ウ 助成金の交付の対象となる経費の支払を証する書類

エ その他市長が必要と認める書類

(助成金の申請期限)

第30条 助成金の交付の申請は、当該犯罪被害が発生した日から1年を経過したときは、することができない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(助成金の支給決定等)

第31条 市長は、第29条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付することを決定したときはその旨を、助成金を交付しないことを決定したときは理由を付してその旨を当該助成金申請者に通知するものとする。

(助成金の支給の制限及び支給の決定の取消し等)

第32条 第11条及び第12条の規定は、助成金の交付について準用する。

第8章 補則

(様式)

第33条 この規則の規定による伊勢市犯罪被害者等支援金（遺族支援金）支給申請書その他の書類の様式は、別に定める。

(補則)

第34条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に発生した犯罪被害について適用する。

別表（第16条、第20条、第24条、第28条関係）

区分	助成金の額	助成対象期間
家事援助 助成金	1時間当たりの家事援助費用に相当する額に家事援助を利用した時間数を乗じて得た額。ただし、一の犯罪被害者について30時間、かつ、1時間当たり3,000円を限度とする。	当該犯罪被害者が発生した日から6月以内
一時保育 助成金	1日当たりの一時保育費用に相当する額に一時保育を利用した日数を乗じて得た額。ただし、一の犯罪被害者について5日、かつ、1日当たり3,000円を限度とする。	当該犯罪被害者が発生した日から6月以内
転居助成 金	転居費用に相当する額。ただし、一の犯罪被害者について1回とし、200,000円を限度とする。	当該犯罪被害者が発生した日から1年以内
家賃助成	1月当たり家賃の2分の1に相当する額	当該犯罪被害

金	に家賃を支払った月数を乗じて得た額。ただし、賃貸住宅に入居した日の属する月の翌月（入居した日が月の初日であるときは、入居した日の属する月）から6月、かつ、1月当たり30,000円を限度とする。	が発生した日から1年以内
---	--	--------------

備考 助成金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

伊勢市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月24日

伊勢市教育委員会

教育長 北村 陽

伊勢市教育委員会規則第4号

伊勢市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

伊勢市教育委員会公告式規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「公布等」を「公布」に改め、同条第3項中「公表しよう」を「公布しよう」に、「公表」を「公布」に改める。

第3条中「又は公表」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市小中学校教育用タブレット端末導入事業者選定委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

令和3年3月24日

伊勢市教育委員会

教育長 北村 陽

伊勢市教育委員会規則第5号

伊勢市小中学校教育用タブレット端末導入事業者選定委員会規則を
廃止する規則

伊勢市小中学校教育用タブレット端末導入事業者選定委員会規則（令和
2年伊勢市教育委員会規則第12号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市教育振興基本計画策定委員会規則をここに公布する。

令和3年3月31日

伊勢市教育委員会

教育長 北村 陽

伊勢市教育委員会規則第6号

伊勢市教育振興基本計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第9条の規定に基づき、伊勢市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

伊勢市教育委員会事務局等処務規則及び伊勢市教育委員会事務委任規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和3年3月31日

伊勢市教育委員会

教育長 北村 陽

伊勢市教育委員会規則第7号

伊勢市教育委員会事務局等処務規則及び伊勢市教育委員会事務委任規則の一部を改正する等の規則

(伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部改正)

第1条 伊勢市教育委員会事務局等処務規則(平成17年伊勢市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条の表文化振興課の項を削る。

第4条の表文化振興課の部を削る。

(伊勢市教育委員会事務委任規則の一部改正)

第2条 伊勢市教育委員会事務委任規則(平成17年伊勢市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第17号を削る。

別表中(8)の項を削り、(9)の項を(8)の項とする。

(名勝二見浦保存管理計画運営委員会規則等の廃止)

第3条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 名勝二見浦保存管理計画運営委員会規則(平成29年伊勢市教育委員会規則第10号)
- (2) 旧賓日館保存整備委員会規則(平成31年伊勢市教育委員会規則第4号)
- (3) 伊勢市美術展覧会運営委員会規則(平成29年伊勢市教育委員会規則第11号)
- (4) 伊勢市美術展覧会審査委員会規則(平成29年伊勢市教育委員会規則第12号)
- (5) 伊勢市観光文化会館等指定管理者選定委員会規則(平成29年伊勢市教育委員会規則第14号)
- (6) 伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館条例施行規則(平成18年伊勢市教

育委員会規則第 9 号)

- (7) 伊勢河崎商人館条例施行規則（平成18年伊勢市教育委員会規則第 8 号)
- (8) 尾崎罌堂記念館条例施行規則（平成21年伊勢市教育委員会規則第11 号)
- (9) 山田奉行所記念館条例施行規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第 31号)
- (10) 伊勢市観光文化会館条例施行規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第 4 号)
- (11) 伊勢市観光文化会館駐車場条例施行規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第 3 号)
- (12) 伊勢市文化財保護条例施行規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第37号)

附 則

この規則は、伊勢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（令和 3 年伊勢市条例第 1 号）の施行の日（令和 3 年 4 月 1 日）から施行する。

伊勢市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

伊勢市教育委員会

教育長 北村 陽

伊勢市教育委員会規則第 8 号

伊勢市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間等に関する規則（令和 2 年伊勢市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

職種	職務の級	基礎号給	上限号給
A L T コーディネーター	1	13	21
栄養士	1	44	52
検診業務補助員	1	44	54
人権教育指導員	1	13	21
施設管理員	1	13	21
施設管理補助員	1	1	9
児童・生徒自立支援員	1	1	9
教育コンサルタント	1	13	21
I C T 支援員	1	13	21
I C T コーディネーター	1	13	21
学習支援員	1	1	9
幼稚園補助員	1	8	16
幼稚園教諭	1	23	31
幼稚園教諭（副担任）	1	25	33
幼稚園教諭（副担任）（8 年経過）	1	25	33
幼稚園教諭（担任）	1	34	42

養護教諭	1	23	31
------	---	----	----

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

伊勢市教育委員会

教育長 北村 陽

伊勢市教育委員会規則第9号

伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則

伊勢市立幼稚園規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「幼稚園に」の次に「、副園長」を加える。

第25条の次に次の1条を加える。

（副園長の職務）

第25条の2 副園長は、園長を補佐し、園長の命を受けて園務をつかさどる。

2 副園長は、園長に事故があるときは、その職務を代理し、園長が欠けたときは、その職務を行う。この場合において、副園長が2人以上あるときは、あらかじめ園長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。

3 前項の規定により副園長が園長の職務を代理し、又は行う場合は、次のとおりとする。

(1) 職務を代理する場合 園長が海外出張、休職又は長期にわたる休暇を要する病気等で職務を執行することができない場合

(2) 職務を行う場合 園長が死亡、退職、免職又は失職により欠けた場合

第26条第1項中「園長」の次に「（副園長を置く幼稚園にあつては、園長及び副園長）」を加え、同条第2項中「、園長」の次に「（副園長を置く幼稚園にあつては、園長及び副園長）」を加え、「その」を「園長の」に改め、同条第3項第1号及び第2号中「園長」の次に「（副園長を置く幼稚園にあつては、園長及び副園長）」を加える。

第32条中「場合にあつては」の次に「、副園長」を加える。

第38条第1項中「、園長」の次に「（副園長を置く幼稚園にあつては、園長及び副園長）」を加え、「その」を「園長の」に改め、同条第4項中

「園長及び教頭又は園長補佐」を「園長（副園長を置く幼稚園にあつては、園長及び副園長）及び教頭又は園長補佐）」に、「第2項」を「第3項」に、「教頭又は園長補佐が」を「副園長等が」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「教頭又は園長補佐」を「副園長又は教頭若しくは園長補佐（以下「副園長等」という。）」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、第25条の2第3項に規定する場合を除き、副園長を置く幼稚園にあつては、園長が不在のときは、副園長がその事務を代決する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

伊勢市会計管理者事務の専決等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月29日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第 1 号

伊勢市会計管理者事務の専決等に関する規程の一部を改正する訓令
伊勢市会計管理者事務の専決等に関する規程（平成17年伊勢市訓令第 5
号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「精算決議書及び戻入決議書」を「精算書及び戻入命令
書」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正後の第 3 条第 2 号の規定は、令和 3 年度以後の予算に係る会計事務について適用し、令和 2 年度以前の予算に係る会計事務については、なお従前の例による。

伊勢市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第 号

伊勢市事務決裁規程の一部を改正する訓令

伊勢市事務決裁規程（平成17年伊勢市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2の3(1)の表5の項中「に係る意識啓発」を「に関すること。」に改め、同表6の項を次のように改める。

6 防犯施設に関すること。	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	
---------------	------	----	----	---------	--

別表第2の3(1)の表7の項中「自主防犯活動」を「犯罪被害者等の支援のための施策の推進」に改める。

別表第2の4(2)の表中「情報政策課」を「デジタル政策課」に改め、1の項から6の項までを削り、同表7の項中「ICT」を「高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報」に改め、同項を同表1の項とし、同表8の項から同表12の項までを6項ずつ繰り上げる。

別表第2の4(3)の表に次のように加える。

6 市政の推進に係る情報の収集及び発信並びに活用に関すること。	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	
7 基幹統計及び各種統計調査の計画及び実施				○	

別表第2の4(5)の表の次に次の1表を加える。

(6) 文化政策課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	局長	課長	
1 文化芸術の振興並びに文化政策の総合的な企画及び調整に関すること。	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	
2 文化施設の管理に関すること。	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	
3 文化財の調査、保護及び活用に関すること。	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	
4 文化財の指定に関すること。	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	

別表第2の6(1)の表10の項を削る。

別表第2の6(5)の表中「清掃課」を「ごみ減量課」に改め、同表2の項中「、資源化の推進と普及啓発」を「及び資源化の推進」に改め、同表3の項を削り、同表9の項中「、火葬場」を「及び火葬場」に改める。

別表第2の7(4)の表を次のように改める。

(4) 高齢・障がい福祉課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 在宅支援事				○	

業の交付決定に関すること。					
2 老人ホームへの入所措置に関すること。			○		
3 障害者計画及び障害福祉計画に関すること。	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	
4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付金等の支給及び地域			重要	軽易	

生活支援事業の実施に関する こと。					
5 身体障害者 手帳の交付に 関すること。				○	
6 障害者自立 支援事業の実 施に関するこ と。				○	
7 療育手帳の 交付に関する こと。				○	
8 精神障害保 健福祉手帳の 交付に関する こと。				○	
9 障害児福祉 手当、特別障 害者手当及び 福祉手当の認 定及び却下並 びにこれらの 額の改定及び 受給事由の消 滅に関するこ			○		

と。					
10 障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当の受給者に係る変更（これらの手当の額の改定に係るものを除く。）に関すること。				○	

別表第2の7(6)の表中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項から5の項までを1項ずつ繰り上げ、6の項を削り、同表7の項中「福祉関係団体」を「伊勢市民生委員児童委員協議会連合会」に改め、同項を同表5の項とし、同表8の項を同表6の項とする。

別表第2の7中(10)の表及び(11)の表を削り、(9)の表を(10)の表とし、(8)の表を(9)の表とし、(7)の表を(8)の表とし、(6)の表の次に次の1表を加える。

(7) 福祉生活相談センター

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 福祉の総合相談に関すること。				○	
2 高齢者・障害者の権利擁護			重要	軽易	

に関すること。					
3 高齢者・障害者の虐待防止に関すること。	特に重要		重要	軽易	
4 関係機関の連携調整に関すること。			重要	軽易	
5 介護予防に関すること。				○	
6 障がいの理解促進に関すること。				○	
7 地域包括ケアに関すること。				○	
8 地域福祉に関すること。	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	

別表第2の9(1)の表1の項中「広報及び市民の活動」を「市民協働等及び国体等に係る実行委員会との連絡調整」に改める。

別表第2の9(2)の表1の項中「交通等」を「輸送、交通、広報、おもてなし等」に改める。

別表第2の11の表中11の項を削り、12の項を11の項とし、13の項から23の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

伊勢市文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第3号

伊勢市文書管理規程の一部を改正する訓令

伊勢市文書管理規程（平成17年伊勢市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第21号中「以下「総務課」を「以下単に「総務課」に改める。

第4条第6項中「き損」を「毀損」に改める。

第5条第2項中「総務課長又は」を「総務部総務課長又は」に、「以下「総務課」を「以下単に「総務課長」に改める。

第14条第1号中「個人あて」を「個人宛て」に改める。

第15条第1項中「起案用紙（様式第4号）」を「供覧用紙（様式第4号）」に改める。

第16条第1項各号列記以外の部分中「起案用紙」を「起案用紙（様式第5号の2）」に改める。

別表第1情の項を次のように改める。

デ	情報戦略局デジタル政策課
---	--------------

別表第1広の項の次に次のように加える。

文	情報戦略局文化政策課
---	------------

別表第1清の項を次のように改める。

ご	環境生活部ごみ減量課
---	------------

別表第1高の項を次のように改める。

高障	健康福祉部高齢・障がい福祉課
----	----------------

別表第1福の項の次に次のように加える。

福相	福祉生活相談センター
----	------------

別表第1障の項及び特給の項を削る。

様式第4号を次のように改める。

供覧用紙

文書種別		文 書 事 項									
起案日 (供覧日)	年 月 日	文書番号									
決裁日 (供覧完了日)	年 月 日	保存年数									
施行日	年 月 日	簿 冊 事 項									
発送日	年 月 日	課 名									
所属名		簿冊整理番号									
		簿冊名									
起案者		大分類									
電 話		中分類									
特記事項		小分類									
文書件名 (標題)											
宛 先											
発信者名											
本文 (意見・備考)										公印	
収 受					收受日						
発 信 者											
発信者番号							発信日				

様式第 5 号の次に次の 1 様式を加える。

起案用紙

文書種別		文書事項									
起案日(供覧日)	年 月 日	文書番号									
決裁日(供覧完了日)	年 月 日	保存年数									
施行日	年 月 日	簿冊事項									
発送日	年 月 日	課名									
所属名		簿冊整理番号									
		簿冊名									
起案者		大分類									
電話		中分類									
特記事項		小分類									
文書件名 (標題)											
宛先											
発信者名											
本文(意見・備考)										公印	
収受			収受日								
発信者											
発信者番号					発信日						

様式第 11 条を次のように改める。

附 則

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市教育委員会事務決裁規程及び伊勢市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和3年3月31日

伊勢市教育委員会

教育長 北村 陽

伊勢市教育委員会訓令第2号

伊勢市教育委員会事務決裁規程及び伊勢市教育委員会文書管理規程
の一部を改正する訓令

(伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部改正)

第1条 伊勢市教育委員会事務決裁規程（平成17年伊勢市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第5条の表文化振興課長専決事項の項を削る。

(伊勢市教育委員会文書管理規程の一部改正)

第2条 伊勢市教育委員会文書管理規程（平成28年伊勢市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「規程」を「訓令」に改める。

第2条中「この規程」を「この訓令」に改める。

第3条の表文の項を削る。

第4条中「規程」を「訓令」に改める。

附 則

この訓令は、伊勢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（令和3年伊勢市条例第1号）の施行の日（令和3年4月1日）から施行する。

伊勢市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

伊勢市固定資産評価審査委員会

委員長 植 村 公 順

伊勢市固定資産評価審査委員会訓令第1号

伊勢市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する訓令

伊勢市固定資産評価審査委員会規程（平成17年伊勢市固定資産評価審査委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第2号中「印」を削る。

様式第3号中「㊟」を削る。

様式第4号及び様式第5号中「下記により」を「次のとおり」に改める。

様式第6号中「㊟」を削る。

様式第8号中「下記のとおり」を「次のとおり」に改め、「㊟」を削る。

様式第9号中「下記により」を「次のとおり」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

伊勢市水道料金等徴収業務受託者選定委員会規程を廃止する規程を次の
ように定める。

令和3年3月22日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第 1 号

伊勢市水道料金等徴収業務受託者選定委員会規程を廃止する規程
伊勢市水道料金等徴収業務受託者選定委員会規程（令和 2 年伊勢市上下
水道事業管理規程第 5 号）は、廃止する。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程及び市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月23日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭 人

伊勢市病院事業管理規程第 1 号

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程及び市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程

(伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第 1 条 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成 17 年伊勢市病院事業管理規程第 16 号）の一部を次のように改正する。

附則第 12 項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 1 条に規定するものをいう」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る」に改める。

(市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部改正)

第 2 条 市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程（令和 2 年伊勢市病院事業管理規程第 11 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 1 条に規定するものをいう」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月23日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭 人

伊勢市病院事業管理規程第2号

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

附則第11項の見出し中「令和3年3月」を「令和4年3月」に改め、同項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月23日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭 人

伊勢市病院事業管理規程第3号

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程
伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成17年伊勢市病院事業管理
規程第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項後段を削る。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

市立伊勢総合病院放射線障害予防規程の全部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月29日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭 人

伊勢市病院事業管理規程第4号

市立伊勢総合病院放射線障害予防規程

市立伊勢総合病院放射線障害予防規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第19号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 組織及び職務（第5条—第12条）
- 第3章 管理区域（第13条・第14条）
- 第4章 維持及び管理等（第15条）
- 第5章 使用（第16条）
- 第6章 放射化物の廃棄（第17条）
- 第7章 測定（第18条—第20条）
- 第8章 教育及び訓練（第21条）
- 第9章 健康診断及び放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置（第22条・第23条）
- 第10章 記帳（第24条）
- 第11章 災害時及び危険時の措置（第25条—第27条）
- 第12章 情報提供（第28条）
- 第13章 報告（第29条）
- 第14章 雑則（第30条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）に基づき、市立伊勢総合病院（以下「病院」という。）における放射線発生装置及び放射化物の取扱い及

び管理に関する事項を定めることにより、放射線障害の発生を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、病院の放射線施設に立ち入る全ての者に適用する。

(用語の定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、法及び放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）に定めるもののほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 放射線施設 放射線発生装置の使用施設及び放射化物の保管廃棄設備をいう。
- (2) 放射線作業 放射線発生装置の使用及び放射化物の保管廃棄の作業をいう。
- (3) 放射線業務従事者 放射線作業、放射線施設の管理又はこれに付随する業務に従事するために管理区域に立ち入る者で、この規程の規定により登録された者をいう。
- (4) 一時立入者 放射線取扱主任者の承認を得て一時的に管理区域に立ち入る者をいう。

(遵守等の義務)

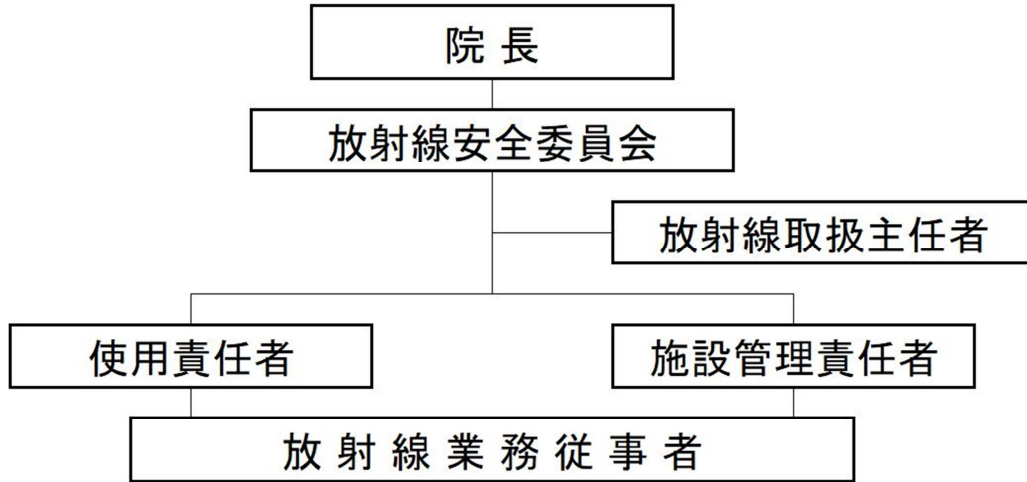
第4条 放射線業務従事者及び一時立入者は、第6条第1項に規定する放射線取扱主任者が放射線障害の防止のために行う指示を遵守し、その指示に従わなければならない。

- 2 院長は、放射線取扱主任者が法及びこの規程に基づき行う意見具申を尊重しなければならない。
- 3 院長は、第9条に規定する放射線安全委員会がこの規程に基づき行う答申又は意見具申を尊重しなければならない。

第2章 組織及び職務

(組織)

第5条 病院における放射線業務従事者及び安全管理に従事する者に関する組織は、次のとおりとする。



(放射線取扱主任者等)

第6条 病院に、放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）を置く。

2 主任者は、第1種放射線取扱主任者免状を有する者又は医師の中から院長の選任した者をもって充てる。

3 主任者は、放射線障害の発生の防止について総括的な監督を行う。

4 院長は、次の各号に掲げる主任者の区分に応じ、当該各号に定める期間ごとに、法第36条の2第1項に規定する放射線取扱主任者定期講習（以下「定期講習」という。）を受けさせなければならない。

(1) 定期講習を受けたことのない主任者（主任者に選任された日前1年以内に定期講習を受けたものを除く。） 主任者に選任された日から1年以内

(2) 前号に掲げる主任者以外の主任者 前回の定期講習を受けた日の属する年度の翌年度の始期から3年以内

(放射線取扱主任者の職務)

第7条 主任者は、病院における放射線障害の発生の防止に係る監督に関

し、次に掲げる職務を行う。

- (1) 放射線障害予防規程の制定及び改廃への参画
- (2) 放射線障害の防止上重要な計画作成への参画
- (3) 教育訓練の計画等に対する指導及び指示
- (4) 危険時の措置等に関する対策への参画
- (5) 法令に基づく申請、届出及び報告の審査
- (6) 立入検査等の立会い
- (7) 異常及び事故の原因調査への参画
- (8) 院長に対する意見の具申
- (9) 放射線作業の状況及び施設、帳簿、書類等の監査
- (10) 放射線業務従事者への監督及び指導
- (11) 関係者への助言、勧告及び指示
- (12) 放射線安全委員会の開催の要求
- (13) その他放射線障害の防止に関する事項

(代理者)

第8条 院長は、主任者が疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合に、その職務を代行させるため、主任者に選任される資格を有する者のうちから主任者の代理者（以下「代理者」という。）を置かなければならない。

2 第6条第4項の規定は、代理者の定期講習について準用する。

(放射線安全委員会)

第9条 放射線障害の防止について必要な事項を企画審議し、業務の改善を行うため、病院に、放射線安全委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 主任者

- (2) 次条に定める施設管理責任者
 - (3) 第 11 条に定める使用責任者
 - (4) その他院長が指名する者
- 3 委員会に委員長を置き、委員のうちから院長が指名する者をもって充てる。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(施設管理責任者)

第 10 条 病院に、施設管理責任者を置く。

- 2 施設管理責任者は、院長の選任した者をもって充てる。
- 3 施設管理責任者は、放射線業務従事者に対して、放射線施設の管理に関し適切な指示を与えるとともに、放射線施設の管理に関する業務を総括する。

(使用責任者)

第 11 条 病院に、使用責任者を置く。

- 2 使用責任者は、放射線業務従事者の中から院長の選任した者をもって充てる。
- 3 使用責任者は、放射線業務従事者に対して放射線発生装置の取扱いについて適切な指示を与えるとともに、放射線作業に関する記帳を行う。
- 4 使用責任者は、放射線業務従事者の登録に係る事務を行う。

(放射線業務従事者)

第 12 条 放射線業務従事者として登録を受けようとする者は、院長に対して申請し、承認されなければならない。

- 2 院長は、前項の規定により承認した者を放射線業務従事者として登録するものとする。
- 3 院長は、第 1 項の規定による承認に当たっては、同項の規定による申

請をした者が、第 21 条に定める教育及び訓練並びに第 22 条に定める健康診断を受けていることを確認しなければならない。

第 3 章 管理区域

(管理区域)

第 13 条 院長は、放射線障害の防止のため、放射線障害のおそれのある場所を管理区域として指定する。

2 使用責任者は、次に掲げる者以外の者を担当する管理区域に立ち入らせてはならない。

(1) 放射線業務従事者

(2) 一時立入者

(管理区域に関する遵守事項)

第 14 条 管理区域に立ち入る者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 定められた出入口から出入りすること。

(2) 免震層内の管理区域に立ち入るときは、院長が定める免震層内管理区域立入細則を遵守すること。

(3) 個人被ばく線量計を指定された位置に着用すること。

(4) 管理区域内において飲食及び喫煙を行わないこと。

(5) 一時立入者は、主任者、施設管理責任者及び放射線業務従事者が放射線障害を防止するために行う指示その他施設の保安を確保するための指示に従うこと。

2 使用責任者は、管理区域の入口の見やすい場所に取り扱いに係る注意事項を掲示し、管理区域に立ち入る者に遵守させなければならない。

第 4 章 維持及び管理等

(放射線施設の点検)

第 15 条 放射線施設の点検は、院長が定める点検維持管理細則に規定す

る点検項目について、放射線を用いない点検については施設管理責任者が、放射線を用いる点検については使用責任者が、決められた期間ごとに行い、その結果等について記録しなければならない。

2 施設管理責任者及び使用責任者は、前項の点検の結果、異常を認めるときは、主任者に報告するとともに、修理等必要な措置を講じなければならない。

3 施設管理責任者及び使用責任者は、第1項の点検及び前項の修理等必要な措置を終えたときは、その結果を取りまとめ、主任者を經由して院長に報告しなければならない。

第5章 使用

(放射線発生装置の使用)

第16条 放射線発生装置を使用する者は、使用責任者の管理の下に、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用前にインターロック等が正常に作動することを確認するとともに、立入りを禁止している区域に患者以外の人がないことを確認すること。

(2) 遮蔽壁その他の遮蔽物により適切な遮蔽を行うこと。

(3) 放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくすること。

(4) 使用中は、その旨を明示すること。

2 使用責任者は、使用施設の見やすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示しなければならない。

第6章 放射化物の廃棄

(放射化物の廃棄)

第17条 放射化物の廃棄は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 放射化物は容器に入れ、保管廃棄設備において保管廃棄した後、許可廃棄業者に引き渡すこと。

- (2) 放射化物が大型機械等であってこれを容器に入れることが著しく困難な場合においては、汚染の拡大を防止する措置をとり保管廃棄すること。
- (3) 保管廃棄設備の扉等外部に通ずる部分には、錠その他閉鎖のための設備又は器具を設けることにより、廃棄物の盗難防止措置を講ずること。

第7章 測定

(放射線測定機器等の保守)

第18条 院長は、安全管理に係る放射線測定機器等について、常に正常な機能を維持するように保守しなければならない。

(場所の測定)

第19条 院長は、放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量の測定を行い、その結果を評価し、記録しなければならない。

- 2 放射線の量の測定は、原則として1センチメートル線量当量について放射線測定器を使用して行わなければならない。
- 3 放射線施設に係る測定は、次の各号に定めるところにより行わなければならない。
 - (1) 放射線の量の測定は、使用施設、管理区域の境界及び病院の境界について、あらかじめ定めた地点について行うこと。
 - (2) 測定は、取扱開始前に1回及び取扱開始後に6月を超えない期間ごとに1回行うこと。
- 4 院長は、前各項の測定の都度、次に掲げる事項を記録し、これを5年間保存しなければならない。
 - (1) 測定日時
 - (2) 測定箇所
 - (3) 測定者の氏名

- (4) 放射線測定器の種類及び型式
- (5) 測定方法
- (6) 測定結果
- (7) 測定の結果とった措置がある場合には、その内容
(個人被ばく線量の測定)

第 20 条 院長は、管理区域に立ち入る者に対して適切な測定用具を着用させ、次に定めるところにより個人被ばく線量を測定しなければならない。

- (1) 放射線の量の測定は、外部被ばくによる線量について行うこと。
- (2) 胸部（女性（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を主任者に書面で申し出た者を除く。ただし、合理的な理由があるときは、この限りでない。）にあつては、腹部）について 1 センチメートル線量当量及び 70 マイクロメートル線量当量（中性子線については、1 センチメートル線量当量）を測定すること。
- (3) 頭部及び頸部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大腿部から成る部分のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分が、胸部及び上腕部から成る部分（前号において腹部について測定することとされる女性にあつては、腹部及び大腿部から成る部分）以外の部分である場合は、前号のほか、当該部分についても測定すること。
- (4) 人体部位のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部位が、頭部、頸部、胸部、上腕部、腹部及び大腿部以外の部位である場合は、前 2 号のほか、当該部位について、70 マイクロメートル線量当量を測定すること。ただし、中性子線については、この限りでない。
- (5) 測定は、管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入って

いる間継続して行うこと。ただし、一時立入者については、外部被ばくによる線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれのあるときに行うこととする。

(6) 測定の結果は、次に掲げる事項について記録すること。

- ア 測定対象者の氏名
- イ 測定者の氏名
- ウ 放射線測定器の種類及び型式
- エ 測定方法
- オ 測定部位及び測定結果

(7) 前号の測定結果については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに本人の申出等により院長が妊娠の事実を知ることとなった女性にあっては、出産までの間毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに集計し、記録すること。

(8) 第6号の測定結果から実効線量及び等価線量を算定し、次に掲げる事項について記録すること。

- ア 算定年月日
- イ 対象者の氏名
- ウ 算定者の氏名
- エ 算定対象期間
- オ 実効線量
- カ 等価線量及び組織名

(9) 前号の規定による算定及び記録は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに本人の申出等により院長が妊娠の事実を知ることとなった女性にあっては、出産までの間毎月1日を始期とする1月間について、当

該期間ごとに行うこと。

- (10) 前2号の規定による実効線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間についての実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、当該1年間以降は、当該1年間を含む原子力規制委員会が定める期間の累積実効線量（前号の規定により4月1日を始期とする1年間ごとに算定された実効線量の合計をいう。）を当該期間について、毎年度集計し、累計の都度次に掲げる事項について記録すること。

ア 集計年月日

イ 対象者の氏名

ウ 集計者の氏名

エ 集計対象期間

オ 累積実効線量

- (11) 第6号から前号までの規定による記録は、経営推進部経営企画課長（以下「経営企画課長」という。）が永久に保存するとともに、記録の都度、対象者に対し、その写しを交付すること。

第8章 教育及び訓練

（教育及び訓練）

第21条 院長は、放射線業務従事者に対し、この規程の周知等を図るほか、放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練を実施しなければならない。

2 前項に規定する教育及び訓練は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 初めて管理区域に立ち入る者にあつては、管理区域に立ち入る前に行うものとし、その後にあつては、前回の受講日の属する年度の翌年度の初日から1年以内に行うものとする。

- (2) 実施項目及び時間数は、次のとおりとする。

ア 放射線の人体に与える影響 30分以上

- イ 放射線発生装置の安全取扱い 1時間以上
- ウ 放射線障害防止に関する法令及びこの規程 30分以上
- エ その他放射線障害防止に関して必要な事項 適宜

3 前項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる実施項目に関して十分な知識及び技能を有している者として委員会で認められた者に対しては、教育及び訓練の一部を省略することができる。この場合においては、教育及び訓練に係る記録に省略した理由を記載しなければならない。

4 主任者は、一時立入者に対して放射線障害の発生を防止するために必要な教育を実施しなければならない。

第9章 健康診断及び放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置

(健康診断)

第22条 院長は、放射線業務従事者に対して、次に定めるところにより健康診断を実施しなければならない。

(1) 実施時期は、次のとおりとする。

ア 放射線業務従事者として登録する前

イ 管理区域に立ち入った後には、1年を超えない期間ごと

(2) 健康診断の方法は、問診及び検査又は検診とする。

(3) 問診は、放射線の被ばく歴及びその状況について行うこととする。

(4) 検査又は検診は、次の部位及び項目について行うこととする。ただし、アからウまでの部位又は項目（第1号アに係る健康診断にあつては、ア及びイの部位又は項目を除く。）については、医師が必要と認める場合に限る。

ア 末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率

イ 皮膚

ウ 眼

エ その他原子力規制委員会が定める部位及び項目

2 院長は、前項の規定にかかわらず、放射線業務従事者が実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのあるときは、遅滞なく、その者につき健康診断を行わなければならない。

3 健康診断の結果については、次に掲げる事項を記録しなければならない。

(1) 実施年月日

(2) 対象者の氏名

(3) 健康診断を実施した医師名

(4) 健康診断の結果

(5) 健康診断の結果に基づいて講じた措置

4 経営企画課長は、前項の規定による健康診断の結果の記録を永久に保存するとともに、実施の都度、記録の写しを対象者に交付しなければならない。

(放射線障害を受けた者に対する措置)

第 23 条 主任者は、放射線業務従事者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、その程度に応じ、管理区域への立入時間の短縮、立入りの禁止及び放射線に被ばくするおそれの少ない業務への配置転換等健康の保持等に必要な措置を院長に具申しなければならない。

2 主任者は、放射線業務従事者以外の者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、遅滞なく、医師による診断等健康の保持等に必要な措置を院長に具申しなければならない。

3 院長は、前 2 項の規定による具申があった場合には、適切な措置を講じなければならない。

第10章 記帳

(記帳)

第24条 院長は、放射線発生装置の使用、放射化物の保管廃棄、放射線施設の点検並びに教育及び訓練に係る記録を行う帳簿を備え、放射線発生装置の使用、放射化物の保管廃棄、放射線施設の放射線を用いる点検並びに教育及び訓練については使用責任者に、放射線施設の放射線を用いない点検については施設管理責任者に記帳させなければならない。

2 前項の帳簿に記載すべき項目は、次のとおりとする。

(1) 放射線発生装置の使用

ア 放射線発生装置の種類

イ 放射線発生装置の使用の年月日、目的、方法及び場所

ウ 放射線発生装置の使用に従事する者の氏名

(2) 放射化物の保管廃棄

ア 放射化物の種類及び数量

イ 保管廃棄の年月日、方法及び場所

ウ 保管廃棄に従事する者の氏名

(3) 放射線施設の点検

ア 点検の実施年月日

イ 点検の結果及びこれに伴う措置の内容

ウ 点検を行った者の氏名

(4) 教育及び訓練

ア 教育及び訓練の実施年月日、実施項目及び時間数

イ 教育及び訓練を受けた者の氏名

3 第1項の帳簿は、年度ごとに閉鎖し、使用責任者が5年間保存しなければならない。

第11章 災害時及び危険時の措置

(地震等の災害時における措置)

第 25 条 地震、火災等の災害が起こった場合は、あらかじめ院長が指定した者は、別表に定める項目について点検を行い、その結果を、別に定める災害時の連絡通報体制に従い、主任者を經由して院長に報告しなければならない。

(危険時の措置)

第 26 条 放射線発生装置に関し、地震、火災等の災害が起こったことにより放射線障害が発生した場合又はそのおそれがある場合は、その発見者は、直ちに災害の拡大防止、通報及び避難警告等応急の措置を講じなければならない。

2 院長は、前項の事態が生じた場合は、直ちに病院事業管理者及び関係機関に通報するとともに、遅滞なく、原子力規制委員会に届け出なければならない。

(異常時の報告)

第 27 条 次の各号のいずれかに該当する事態の発生を発見した者は、直ちに、院長に通報しなければならない。

(1) 放射線業務従事者について実効線量限度又は等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくが発生したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、放射線障害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

2 院長は、前項の規定による通報を受けたときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を 10 日以内に、それぞれ病院事業管理者及び原子力規制委員会に報告しなければならない。

第 12 章 情報提供

(情報提供)

第 28 条 院長は、事故、地震及びその他の災害が起こったことにより放

放射線障害が発生した場合又はそのおそれがある場合は、公衆及び報道機関等に対し、次に掲げる事項について、情報提供を行わなければならない。

- (1) 事故の発生日時及び発生した場所
- (2) 事業所外への影響の有無
- (3) 放射線発生装置の性能及び台数
- (4) 被ばくの状況及び応急の措置の内容
- (5) 放射線の量の測定
- (6) 事故の原因及び再発防止策
- (7) その他院長が必要と認める事項

2 経営企画課長は、委員会と連携し、ホームページ等を用いて、情報提供を行うとともに、その問合せに対応するものとする。

第 13 章 報告

(定期報告)

第 29 条 院長は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間について、放射線管理状況報告書を作成し、当該期間の経過後 3 月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

第 14 章 雑則

(補則)

第 30 条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

別表（第 25 条関係）

点検項目	点検内容
人命の安全	災害発生時における室内残留者の状況

放射線施設及びその付近の状況	<ol style="list-style-type: none"> 1 建物の亀裂、破損、欠落等及び建物内への浸水等の発生状況 2 建物の付近の地割れ、陥没等の状況 3 隣接病棟や居住区域における変化の状況 4 電気設備、吸排気設備、給排水設備等の亀裂、破損等の状況 5 標識の破損、脱落等の状況
放射線発生装置等の状況	<ol style="list-style-type: none"> 1 放射線発生装置等の設置及び破損等の状況 2 放射線発生装置等の緊急停止装置、インターロック、自動表示装置、監視装置等の作動状況

伊勢市告示第 30 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に
より告示します。

令和 3 年 3 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 松 島 秀 雄

伊勢市西豊浜町 110 番地 9

変更後 佐々木 義 治

伊勢市西豊浜町 1401 番地 1

伊勢市告示第 31 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 3 年 3 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 3 年 3 月 5 日 午前 9 時	明野駅東駐輪場 (伊勢市小俣町明野地内)	1 台
〃	〃	明野駅西駐輪場 (伊勢市小俣町明野地内)	3 台
〃	令和 3 年 3 月 5 日 午前 10 時 30 分	小俣駅高架下駐輪場 (伊勢市小俣町元町地内)	1 台
〃	〃	小俣駅西駐輪場 (伊勢市小俣町元町地内)	1 台
〃	〃	小俣駅東駐輪場 (伊勢市小俣町元町地内)	2 台
〃	〃	宮川駅南駐輪場 (伊勢市小俣町本町地内)	3 台
〃	〃	宮町駅駐輪場 (伊勢市御菌町高向地内)	2 台
計			13 台

2 保管場所

自転車等保管場所（伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内）

3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 32 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 3 年 3 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
小俣 5 号線	小俣町相合 758 番 3 地内から 小俣町本町 3 番地先まで	令和 3 年 3 月 30 日

伊勢市告示第 33 号

伊勢市岡本町財産区議会を次のとおり招集します。

令和 3 年 3 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 令和 3 年 3 月 29 日（月）午後 5 時
- 2 招集の場所 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号
伊勢市岡本町財産区岡本会館 2 階小会議室
- 3 付議すべき事件
議案第 1 号 令和 3 年度伊勢市岡本町財産区予算
議案第 2 号 令和 2 年度伊勢市岡本町財産区補正予算（第 1 号）

伊勢市告示第 34 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
柏町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により
告示します。

令和 3 年 3 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	富 谷 道 生
	伊勢市柏町 602 番地
変更後	浅 沼 一 彦
	伊勢市柏町 610 番地

伊勢市告示第 35 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、有滝町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 3 年 3 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 安 井 信 夫

伊勢市有滝町 254 番地 2

変更後 三 宅 得 幸

伊勢市有滝町 2798 番地

伊勢市告示第 36 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、上長屋区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 3 年 3 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	中 東 昇
	伊勢市御薊町長屋 188 番地
変更後	大 西 清 隆
	伊勢市御薊町長屋 2845 番地

伊勢市告示第 37 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条第 1 項の規定により、令和 3 年度分の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり関係者の縦覧に供します。

令和 3 年 3 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 縦覧期間

令和 3 年 4 月 1 日（木曜日）から 4 月 30 日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）のそれぞれ午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、月曜日は、午前 8 時 30 分から午後 7 時までとする。

2 縦覧場所

伊勢市総務部課税課

伊勢市告示第 38 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 3 年 3 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 3 年 3 月 17 日 午前 9 時	五十鈴川駅 (伊勢市楠部町地内)	10 台
〃	令和 3 年 3 月 17 日 午前 10 時 30 分	宇治山田駅前第 2 駐輪場 (伊勢市吹上 2 丁目地内)	8 台
〃	〃	宇治山田駅前第 5 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	5 台
計			23 台

- 2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内)

- 3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 39 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 411 条第 1 項の規定により、令和 3 年度分の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しましたので、同条第 2 項の規定により、告示します。

令和 3 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市告示第 40 号

伊勢市人事行政の運営等の状況について

伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 216 号）第 6 条の規定に基づき、本市の人事行政の運営等の状況を、次のとおり公表します。

令和 3 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和2年度 伊勢市の人事行政の運営等の状況について

「伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」（平成17年伊勢市条例第216号）の規定に基づき、伊勢市職員の給与や部門別職員数などを公表します。

※なお、国・類似団体等の比較資料が提供されていないので、現在は空白になっております。資料が提供され次第、掲載いたします。

○伊勢市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（一般会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和2年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成30年度人件費率
元年度	人	千円	千円	千円	%	%
	125,462	50,041,055	357,693	8,033,732	16.1	14.5

(2) 職員給与費の状況（一般会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
元年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	
	1,001	3,683,521	721,639	1,493,354	5,898,514	5,893	

- (注) 1 職員手当には退職手当、退職手当組合負担金及び児童手当を含みません。
 2 職員数は、平成31年4月1日現在の人数です。
 3 給与費には、特定業務任期付職員及び再任用職員の給与費を含めていますが、職員数には、再任用職員を含めていません。

(3) ラスパイレス指数の状況（令和2年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。
 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和2年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊勢市	42.4 歳	324,500 円	381,560 円	347,130 円
三重県	44.2 歳	341,422 円	438,988 円	—
国	歳	円	—	円
類似団体	歳	円	円	円

②技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊勢市	48.7歳	97人	310,100円	332,385円	319,477円
うち用務員	54.2歳	10人	338,500円	356,160円	349,780円
うち清掃職員	49.8歳	26人	325,600円	360,888円	336,796円
うち学校給食調理員	45.2歳	23人	291,000円	305,974円	300,044円
三重県	56.8歳	—	392,125円	449,264円	—
国				—	
類似団体					

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
 3 伊勢市・三重県・国・類似団体については、正規職員の人数及び平均データです。

(2) 職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		伊勢市	三重県	国
一般行政職	大学卒	188,700 円	189,200 円	182,200 円
	高校卒	160,100 円	154,900 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	157,400 円	154,900 円	－ 円
消 防 職	大学卒	201,200 円	－ 円	－ 円
	高校卒	171,700 円	－ 円	－ 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和2年4月1日現在）

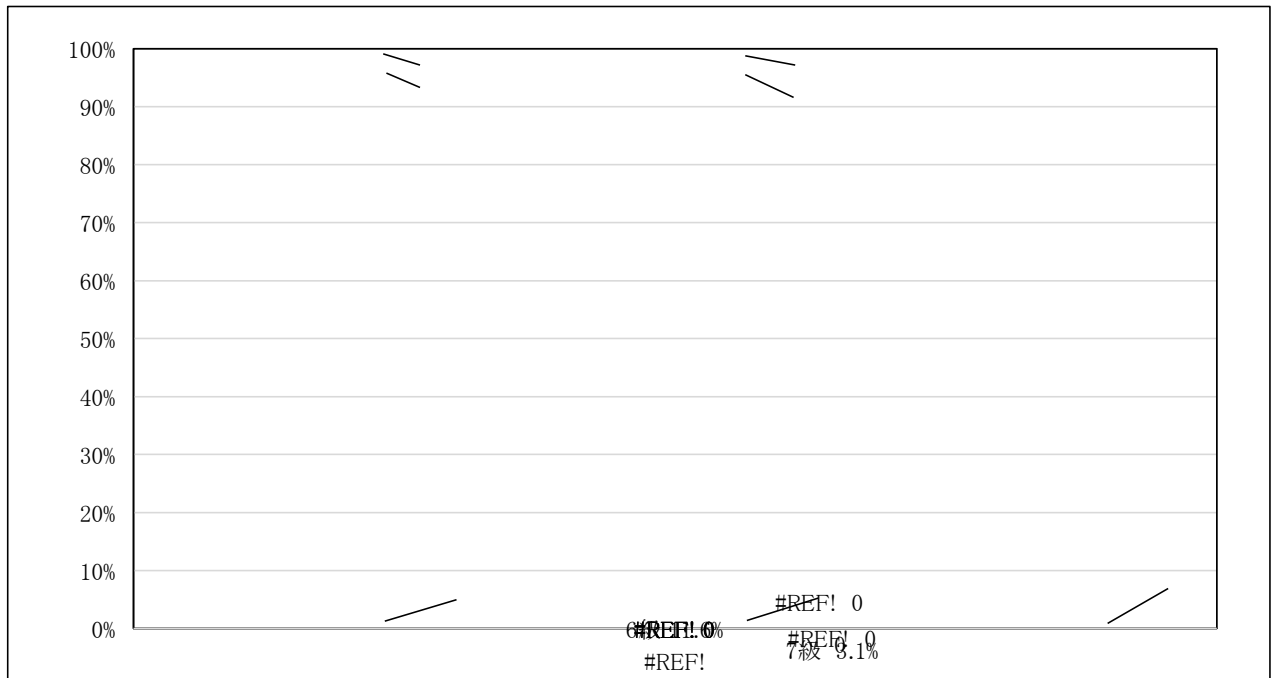
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	260,000 円	316,900 円	345,400 円
	高校卒	228,100 円	266,500 円	300,600 円
技能労務職	高校卒	222,800 円	249,800 円	296,000 円
	中学卒	198,200 円	234,200 円	291,600 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

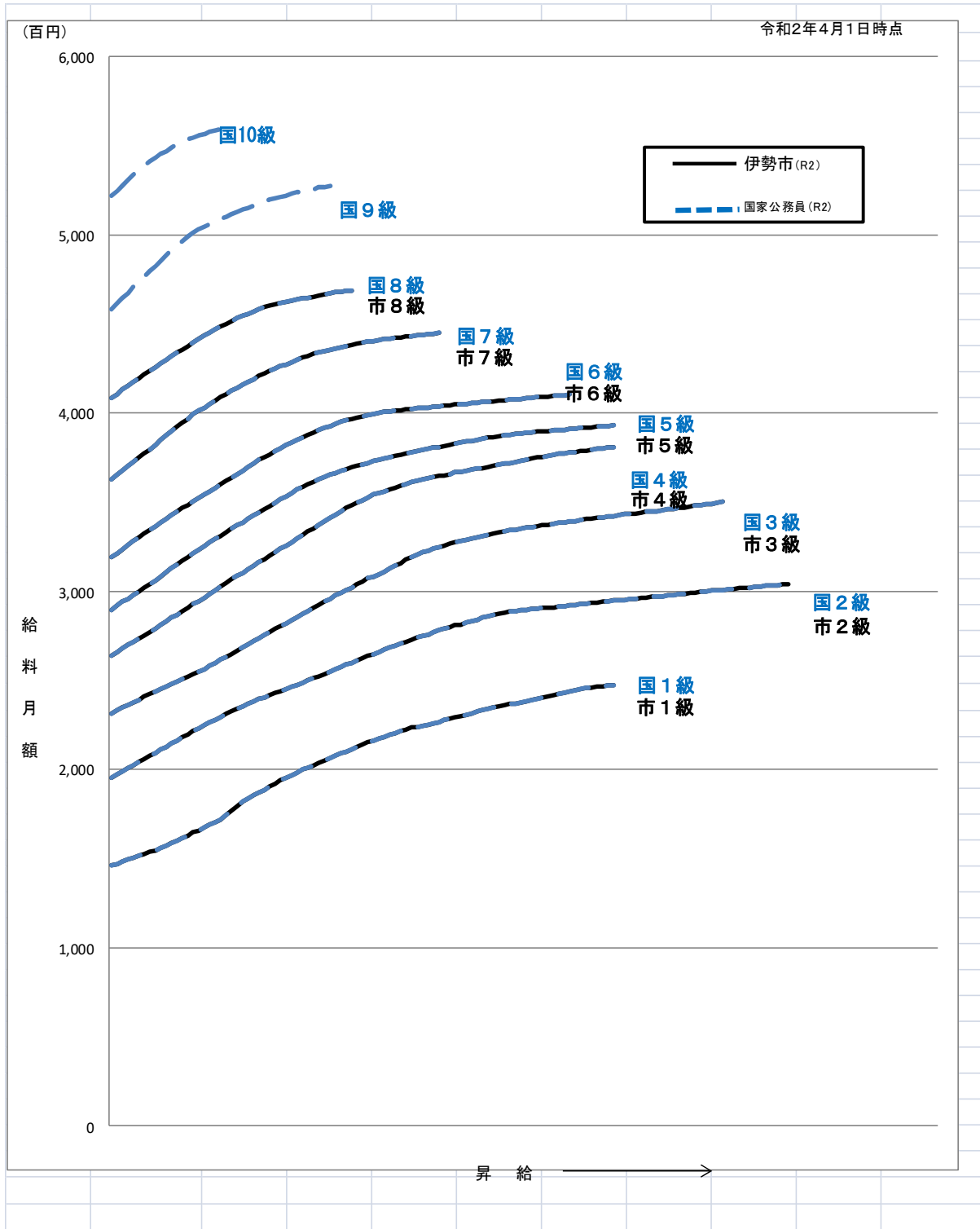
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	職 員	39 人	7.7 %
2 級	職 員	77 人	15.2 %
3 級	主 事	130 人	25.6 %
4 級	係 長	122 人	24.1 %
5 級	課長補佐	51 人	10.1 %
6 級	課 長	59 人	11.6 %
7 級	次 長	16 人	3.1 %
8 級	部 長	13 人	2.6 %
合 計		507 人	100.0 %

(注) 1 伊勢市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和2年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)		○		○
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当(一般会計)

伊勢市	三重県	国
1人当たり平均支給額(令和元年度) 1,492 千円	1人当たり平均支給額(令和元年度) 1,674 千円	—
(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○			
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				○
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和2年4月1日現在)

伊勢市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%～45%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	(自己都合)	314千円			
	(応募認定・定年)	19,454千円			

(注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。
2 1人当たりの平均支給額については令和元年度の状況を掲載しています。

(3) 地域手当(令和2年4月1日現在)

支給実績(令和元年度決算)		2,426 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)		347 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
一級地(東京都特別区)	20 %	3 人	20 %
六級地(三重県津市)	6 %	4 人	6 %

(4) 特殊勤務手当 (令和2年4月1日現在)

支給実績(令和元年度決算)		28,773 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)		29,481 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和元年度)		36.6 %	
手当の種類(手当数)		9種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務等調査交渉従事手当	税務関係・福祉関係・用地交渉担当職員	滞納整理・検税・福祉調査・用地交渉業務	滞納整理・用地交渉 日額400円 その他 日額300円
行旅病人、同死亡人取扱手当	生活支援課職員	身元不明病人の救護及び死亡人の葬送業務	病人 1件 3,000円 死亡人 1件 6,000円
こども発達支援施設勤務手当	おおぞら児童園職員	おおぞら児童園で勤務した場合	日額 200円
清掃業務等従事手当	環境課・清掃課職員	廃棄物の収集、運搬業務及び分別業務、し尿浄化槽検査	廃棄物の収集運搬・し尿浄化槽検査 日額 500円 上記ほか分別、処分作業に従事した場合 日額 1,050円
公害、防疫業務従事手当	環境課・農林水産課職員	公害・汚水検査、消毒業務	公害・汚水検査 日額 300円 消毒・噴霧作業 日額 500円
	健康課職員	新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いがある者の検体の採取に係る業務	日額 3,000円
	消防職員	新型コロナウイルス感染症の患者の移送業務	日額 3,000円。ただし、新型コロナウイルス感染症の患者等の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業等に従事した場合にあっては、日額 4,000円。
危険業務従事手当	維持課職員	・毒劇物の取扱業務 ・高所・深所の特殊現場の作業 ・他者から危害を受けた場合	毒劇物取扱 日額 200円 危険場所作業 日額 400円 身体に危害を受けた場合 1件 3,000円
変則勤務手当	保育所(園)の職員	正規の勤務時間が早番に割り振られた場合	7時30分以前に出務 日額 300円
消防手当	消防職員	救急業務に従事した場合 消防業務に緊急出動した場合	1回につき 300円
		正規の勤務時間が深夜に割り振られた場合(22:00~5:00)	1回につき 400円
		救急救命士が救急業務を行った場合	日額 300円
		新型コロナウイルス感染症の患者等の救急搬送業務を行った場合	日額 3,000円。ただし、新型コロナウイルス感染症の患者等の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業等に従事した場合にあっては、日額 4,000円。
災害時出動手当	全職員	災害時の招集、作業、罹災世帯の調査、死亡者の収容	災害時の招集 日額 1,000円 災害時屋外作業 日額 1,200円 災害調査員 日額 400円 行方不明者捜索 日額 2,000円 死体収容作業 日額 6,000円

(注) 同一の手当で「日額」と記載があるものの重複支給はありません。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和元年度決算)	297,583 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	337 千円
支給実績(平成30年度決算)	274,247 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	314 千円

(6) その他の手当 (令和2年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (元年度決算)																																																																		
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・子 10,000円 ・子以外 6,500円 (ただし、一般職給料表8級職員及び医療職給料表4級以上職員は3,500円) ・16～22歳の子に対し 5,000円加算 	同じ		116,757 千円	252,721 円																																																																		
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ◎借家・借間 ・家賃12,000円以下 支給無し ・12,001円～23,000円以下 支給額(家賃-12,000円) ・23,001円～55,000円未満 支給額(家賃-23,000円) ×1/2+11,000円 ・55,000円以上 支給額 27,000円 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・支給対象となる家賃の下限 12,000円 (国 16,000円) ・手当額の上限 27,000円 (国 28,000円) 	45,435 千円	306,994 円																																																																		
通勤手当	<p>公共交通機関利用者 定期券相当分支給 (支給限度額55,000円)</p> <p>交通用具(自転車等) 利用者</p> <table border="0"> <tr><td>2km未満</td><td>支給無し</td></tr> <tr><td>2～3km未満</td><td>2,500円</td></tr> <tr><td>3～4km未満</td><td>3,500円</td></tr> <tr><td>4～5km未満</td><td>4,300円</td></tr> <tr><td>5～6km未満</td><td>4,600円</td></tr> <tr><td>6～7km未満</td><td>4,900円</td></tr> <tr><td>7～8km未満</td><td>5,200円</td></tr> <tr><td>8～10km未満</td><td>5,500円</td></tr> <tr><td>10～15km未満</td><td>7,600円</td></tr> <tr><td>15～20km未満</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>20～25km未満</td><td>10,400円</td></tr> <tr><td>25～30km未満</td><td>11,800円</td></tr> <tr><td>30～35km未満</td><td>13,200円</td></tr> <tr><td>35～40km未満</td><td>14,600円</td></tr> <tr><td>40～45km未満</td><td>15,900円</td></tr> <tr><td>45～50km未満</td><td>17,700円</td></tr> <tr><td>50～55km未満</td><td>19,500円</td></tr> <tr><td>55～60km未満</td><td>21,300円</td></tr> <tr><td>60km以上</td><td>23,100円</td></tr> </table>	2km未満	支給無し	2～3km未満	2,500円	3～4km未満	3,500円	4～5km未満	4,300円	5～6km未満	4,600円	6～7km未満	4,900円	7～8km未満	5,200円	8～10km未満	5,500円	10～15km未満	7,600円	15～20km未満	9,000円	20～25km未満	10,400円	25～30km未満	11,800円	30～35km未満	13,200円	35～40km未満	14,600円	40～45km未満	15,900円	45～50km未満	17,700円	50～55km未満	19,500円	55～60km未満	21,300円	60km以上	23,100円	同じ	<p>交通用具利用者</p> <table border="0"> <tr><td>2km未満</td><td>支給無し</td></tr> <tr><td>2～5km未満</td><td>…2,000円</td></tr> <tr><td>5～10km未満</td><td>…4,200円</td></tr> <tr><td>10～15km未満</td><td>…7,100円</td></tr> <tr><td>15～20km未満</td><td>…10,000円</td></tr> <tr><td>20～25km未満</td><td>…12,900円</td></tr> <tr><td>25～30km未満</td><td>…15,800円</td></tr> <tr><td>30～35km未満</td><td>…18,700円</td></tr> <tr><td>35～40km未満</td><td>…21,600円</td></tr> <tr><td>40～45km未満</td><td>…24,400円</td></tr> <tr><td>45～50km未満</td><td>…26,200円</td></tr> <tr><td>50～55km未満</td><td>…28,000円</td></tr> <tr><td>55～60km未満</td><td>…29,800円</td></tr> <tr><td>60km以上</td><td>…31,600円</td></tr> </table>	2km未満	支給無し	2～5km未満	…2,000円	5～10km未満	…4,200円	10～15km未満	…7,100円	15～20km未満	…10,000円	20～25km未満	…12,900円	25～30km未満	…15,800円	30～35km未満	…18,700円	35～40km未満	…21,600円	40～45km未満	…24,400円	45～50km未満	…26,200円	50～55km未満	…28,000円	55～60km未満	…29,800円	60km以上	…31,600円	59,058 千円	70,475 円
2km未満	支給無し																																																																						
2～3km未満	2,500円																																																																						
3～4km未満	3,500円																																																																						
4～5km未満	4,300円																																																																						
5～6km未満	4,600円																																																																						
6～7km未満	4,900円																																																																						
7～8km未満	5,200円																																																																						
8～10km未満	5,500円																																																																						
10～15km未満	7,600円																																																																						
15～20km未満	9,000円																																																																						
20～25km未満	10,400円																																																																						
25～30km未満	11,800円																																																																						
30～35km未満	13,200円																																																																						
35～40km未満	14,600円																																																																						
40～45km未満	15,900円																																																																						
45～50km未満	17,700円																																																																						
50～55km未満	19,500円																																																																						
55～60km未満	21,300円																																																																						
60km以上	23,100円																																																																						
2km未満	支給無し																																																																						
2～5km未満	…2,000円																																																																						
5～10km未満	…4,200円																																																																						
10～15km未満	…7,100円																																																																						
15～20km未満	…10,000円																																																																						
20～25km未満	…12,900円																																																																						
25～30km未満	…15,800円																																																																						
30～35km未満	…18,700円																																																																						
35～40km未満	…21,600円																																																																						
40～45km未満	…24,400円																																																																						
45～50km未満	…26,200円																																																																						
50～55km未満	…28,000円																																																																						
55～60km未満	…29,800円																																																																						
60km以上	…31,600円																																																																						
休日給	<ul style="list-style-type: none"> ・休日に勤務が割り振られたとき(消防職員のみ) ・時間外勤務単価×135/100 	同じ		73,273 千円	568,009 円																																																																		
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・22:00～5:00の間に勤務が割り振られたとき ・時間外勤務単価×25/100 	同じ		28,929 千円	185,442 円																																																																		
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・部長 月額 69,000円 ・次長・参事 月額 55,000円 ・課長 月額 49,000円 ・副参事 月額 40,000円 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・給料月額に対する支給割合 7級(伊勢部長級) <ul style="list-style-type: none"> ・2種 88,500円 ・3種 77,400円 ・4種 66,400円 6級(伊勢課長級) <ul style="list-style-type: none"> ・3種 72,700円 ・4種 62,300円 ・5種 51,900円 	61,620 千円	616,200 円																																																																		
管理職員 特別勤務手当	<p>(管理職員が休祝日に勤務を命ぜられたとき)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課長職1回 7,000円 ・部長職1回 8,500円 <p>(管理職員が休祝日以外の日の深夜に災害等により勤務を命ぜられたとき)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課長職1回 3,500円 ・部長職1回 4,300円 <p>(6時間超の場合は150/100を乗じる)</p>	異なる	<p>(休祝日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1種 12,000円 ・2種 10,000円 ・3種 8,500円 ・4種 7,000円 ・5種 6,000円 <p>(休祝日以外の日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1種 6,000円 ・2種 5,000円 ・3種 4,300円 ・4種 3,500円 ・5種 3,000円 <p>(6時間を超えた場合は150/100を乗じる)</p>	7,786 千円	77,859 円																																																																		

5 特別職の報酬等の状況(令和2年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給料	市 長	1,006,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副 市 長	780,000 円	円/	円
	教 育 長	678,000 円	円/	円
報酬	議 長	564,000 円	円/	円
	副 議 長	506,000 円	円/	円
	議 員	448,000 円	円/	円
期末手当	市 長	(令和元年度支給割合)	4.50 月分	・役職加算 20%
	副 市 長		4.50 月分	・役職加算 20%
	教 育 長		4.50 月分	・役職加算 20%
	議 長	(令和元年度支給割合)	3.40 月分	・役職加算 20%
	副 議 長		3.40 月分	・役職加算 20%
	議 員		3.40 月分	・役職加算 20%
退職手当	市 長	(算定方式)	(支給時期)	
	副 市 長	450/100×在職年数×給料月額	任期毎	
	教 育 長	280/100×在職年数×給料月額	任期毎	
		200/100×在職年数×給料月額	任期毎	

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

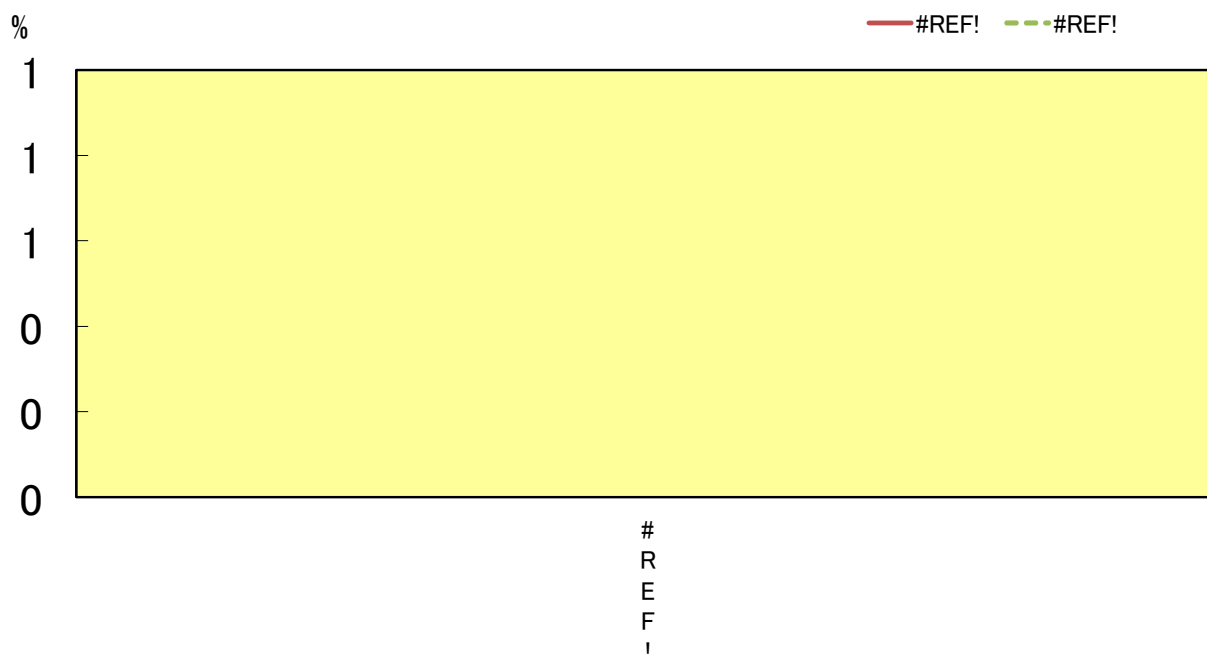
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和2年	平成31年		
一 般 行 政 部 門	議 会	7	7	0	機構改革、国体関連事業の増による増 ・業務の見直し、効率化、退職者の補充抑制などによる減
	総 務	195	178	17	
	税 務	48	46	2	
	民 生	241	235	6	
	衛 生	69	78	▲9	
	労 働	2	2	0	
	農林水産	24	24	0	
	商 工	28	29	▲1	
	土 木	91	92	▲1	
	小 計	705	691	14	<参考> 人口1万人当たり職員数 54.59人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 未公表)
特 別 行 部 政 門	教 育	111	110	1	
	消 防	199	200	▲1	
	小 計	310	310	0	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	418	400	18	医療技術職、看護師の採用による増
	水 道	37	38	▲1	
	下 水 道	33	33	0	
	そ の 他	45	45	0	
	小 計	533	516	17	
合 計		1,548 [1,753]	1,517 [1,753]	31 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 119.85人

(注) 1 職員数には、伊勢広域環境組合派遣職員の人数は含まれていません。

2 [] 内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和2年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	10人	100人	158人	144人	149人	142人	200人	175人	189人	136人	133人	12人	1,548人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	643	651	666	689	691	705	62 (9.6%)
教育	107	103	101	104	110	111	4 (3.7%)
消防	196	200	196	200	200	199	3 (1.5%)
普通会計計	946	954	963	993	1,001	1,015	69 (7.3%)
公営企業等会計計	469	467	469	495	516	533	64 (13.6%)
総合計	1,415	1,421	1,432	1,488	1,517	1,548	133 (9.4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成30年度の総費用に 占める職員給与費比率
元年度	千円 2,232,441	千円 386,793	千円 204,267	% 9.1	% 10.5

(注) 資本勘定支弁職員の職員給与費69,494千円は含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
元年度	40人	千円 147,716	千円 20,816	千円 59,818	千円 228,350	千円 5,709	

(注) 1 職員手当には退職手当、退職手当組合負担金及び児童手当を含みません。
2 職員数は、令和2年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (令和2年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市(水道事業)	43.6 歳	325,135 円	495,932 円
団体平均 (政令指定都市を除く 市町村水道事業)	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市(水道事業)		伊 勢 市(一般会計)	
1人当たり平均支給額(令和元年度)		1人当たり平均支給額(令和元年度)	
1,495 千円		1,492 千円	
(令和元年度支給割合)		(令和元年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
計 2.6(1.45) 月分	1.90(0.90) 月分	計 2.6(1.45) 月分	1.90(0.90) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

平成25年12月分から管理職員を対象に勤務評定を実施し、手当に反映している。

イ 退職手当 (令和2年4月1日現在)

伊 勢 市(水道事業)			伊 勢 市(全体)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額 (自己都合)		退職者なし	1人当たり平均支給額 (自己都合)		314千円
(応募認定・定年)		53,386千円	(勸奨・定年)		18,511千円

(注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。
2 1人当たりの平均支給額については令和元年度の状況を掲載しています。

ウ 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績(令和元年度決算)		1,141 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)		45,620 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和元年度)		62.5 %	
手当の種類(手当数)		5種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
調査交渉従事手当	水道職員	停水処分に従事した場合	日額 400円
		滞納整理業務を行った場合	日額 400円
		検針・集金作業業務に従事した場合	日額 300円
夜間工事従事手当	同上	夜間工事に従事した場合	1回につき 2,200円
危険業務従事手当	同上	道路上の配管・修繕工事	日額 300円
		深所・傾斜地・高所の業務	日額 400円
		危険薬剤、機器に従事する職員	月額 2,500円
		身体に危害を受けた場合	1件につき 3,000円
変則勤務手当	同上	正規の勤務時間が休日、早番、遅番に該当した場合	日額 400円
清掃業務等従事手当	同上	廃棄物の収集、運搬、処分に従事した場合	日額 500円

エ 時間外勤務手当

支給実績(令和元年度決算)	8,248 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	236 千円
支給実績(平成30年度決算)	10,626 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	295 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和元年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ	/	/	4,838 千円	230,357 円
住居手当	一般会計に同じ	/	/	904 千円	301,167 円
通勤手当	一般会計に同じ	/	/	3,160 千円	83,163 円
管理職手当	一般会計に同じ	/	/	2,400 千円	600,000 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ	/	/	127 千円	42,333 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成30年度の総費用に 占める職員給与費比率
元年度	千円 3,338,862	千円 135,225	千円 174,933	% 5.2	% 5.4

(注) 資本勘定支弁職員の職員給与費 102,478千円は含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
元年度	33人	千円 123,618	千円 22,197	千円 52,320	千円 198,135	千円 6,004

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円

(注) 1 職員手当には退職手当、退職手当組合負担金及び児童手当を含みません。
2 職員数は、令和2年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和2年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市(下水道事業)	41.6 歳	325,185 円	510,499 円
団体平均 (政令指定都市を除く 市町村下水道事業)	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市(下水道事業)		伊 勢 市(一般会計)	
1人当たり平均支給額(令和元年度) 1,585 千円		1人当たり平均支給額(令和元年度) 1,492 千円	
(令和元年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 計 2.6(1.45) 月分 1.90(0.90) 月分		(令和元年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 計 2.6(1.45) 月分 1.90(0.90) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

平成25年12月分から管理職員を対象に勤務評定を実施し、手当に反映している。

イ 退職手当(令和2年4月1日現在)

伊 勢 市(下水道事業)			伊 勢 市(全体)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額 (自己都合)		退職者なし	1人当たり平均支給額 (自己都合)		314千円
(応募認定・定年)		退職者なし	(勸奨・定年)		18,511千円

(注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。
2 1人当たりの平均支給額については平成30年度の状況を掲載しています。

ウ 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績(令和元年度決算)		16 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)		2,329 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和元年度)		21.2 %	
手当の種類(手当数)		4種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
調査交渉従事手当	下水道職員	停水処分に従事したとき	日額 400円
		庁外において、滞納整理事務に直接従事したとき	日額 400円
		メーターの検針及び集金業務に職員が直接従事したとき	日額 300円
		事業の用に供する土地若しくは建築物の取得等若しくはこれらに伴う物件の移転又は事業の施行により生ずる損失の補償に係る当該土地若しくは建築物の所有者等又は被補償者等との交渉事務に従事したとき	日額 400円
夜間工事従事手当	同上	夜間工事作業に従事したとき	一回につき 2,200円
危険業務従事手当	同上	交通の頻繁な道路上において交通を遮断することなく工事、点検、検査で管理者が職員の身体に危険と認めるものに従事したとき	日額 300円
		著しく作業困難な特殊現場(高所、深所、船上、特殊自動車等)において業務に従事したとき	日額 400円
		危険または有害な薬剤または機器の取扱いに専ら従事する職員	月額 2,500円
		職員が身体に危害を受けたとき	1件につき 3,000円
清掃業務等従事手当	同上	廃棄物の収集若しくは運搬、溝渠の清掃又は汚土の運搬若しくは処分の作業に従事したとき	日額 500円
		下水道法の規定による立入検査に従事したとき	日額 500円

エ 時間外勤務手当

支給実績(令和元年度決算)	10,141 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	390 千円
支給実績(平成30年度決算)	12,377 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	427 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和元年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ	/	/	5,958 千円	270,795 円
住居手当	一般会計に同じ	/	/	1,173 千円	260,667 円
通勤手当	一般会計に同じ	/	/	3,034 千円	91,949 円
管理職手当	一般会計に同じ	/	/	2,508 千円	627,000 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ	/	/	51 千円	51,000 円

(3) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成30年度の総費用に 占める職員給与費比率
元年度	千円 8,055,467	千円 375,867	千円 4,108,271	% 51.0	% 46.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費26,632千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
元年度	396人	千円 1,455,430	千円 784,485	千円 604,016	千円 2,843,931	千円 7,182

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円

(注) 1 職員手当には退職手当、退職手当組合負担金及び児童手当を含みません。
2 職員数は、令和2年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和2年4月1日現在)

区 分		平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市 (病院事業)	医 師	43.7 歳	563,101 円	1,502,288 円
	看護師	38.1 歳	288,011 円	458,966 円
	事務職	39.8 歳	325,908 円	515,869 円
事業者		61.0 歳		973,889 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市(病院事業)				伊 勢 市(一般会計)			
1人当たり平均支給額(令和元年度) 1,492 千円				1人当たり平均支給額(令和元年度) 1,492 千円			
(令和元年度支給割合)				(令和元年度支給割合)			
期末手当	2.60 月分	勤勉手当	1.90 月分	期末手当	2.60 月分	勤勉手当	1.90 月分
計	(1.45) 月分		(0.90) 月分	計	(1.45) 月分		(0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%				(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

平成25年12月分から経営推進部管理職員等を対象に勤務評定を実施し、手当に反映している。

イ 退職手当(令和2年4月1日現在)

伊 勢 市(病院事業)			伊 勢 市(全体)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額	(自己都合)	709千円	1人当たり平均支給額	(自己都合)	314千円
	(応募認定・定年)	16,404千円		(勸奨・定年)	18,511千円

(注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。
2 1人当たりの平均支給額については令和元年度の状況を掲載しています。

ウ 地域手当（令和2年4月1日現在）

支給実績(令和元年度決算)		50,667 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)		974,357 円	
支給対象	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
医師・歯科医師	16 %	52 人	0 %

エ 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績(令和元年度決算)		389,638 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)		962,070 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和元年度)		100.0 %	
手当の種類(手当数)		16種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医師確保手当	医師及び歯科医師	医師及び歯科医師(研修医を除く。)	月額 200,000円
		研修医	月額 100,000円
医師診療手当	医師及び歯科医師	院長	月額 170,000円
		副院長	月額 140,000円
		理事、医療部長、健診センター長及び医療技術部長	月額 130,000円
		科部長及び科副部長	月額 120,000円
		医長及び医員	月額 70,000円
研修医	月額 30,000円		
医師研究手当	医師及び歯科医師	医学の調査及び研究に従事する医師及び歯科医師	月額 180,000円
		医学の調査及び研究に従事する研修医	月額 120,000円
医療業務手当	薬剤師	調剤等業務に従事した場合	日額 500円
	臨床検査技師、臨床工学技士、視能訓練士、看護師及び准看護師	臨床検査、臨床工学、視能訓練、手術、人工透析業務に従事した場合	日額 400円
	助産師	助産師業務に従事した場合	日額 400円
	一般事務員、医療相談員、診療情報管理士、一般技術員、栄養士、看護補助者及び調理師	病院業務に従事した場合	月額 3,000円
放射線取扱手当	医師、診療放射線技師、その他放射線業務に従事する職員	放射線照射業務に従事した場合	日額 400円
分娩業務手当	助産師	分娩業務に従事した場合	分娩1件につき 400円
解剖業務手当	医師及び臨床検査技師	死体の解剖業務に従事した場合	死体1体につき 3,000円
死体処理手当	看護師、准看護師及び看護補助者	死体の清拭等業務に従事した場合	死体1体につき 500円
解剖死体搬送手当	死体の搬送に従事した職員	死体の搬送に従事した場合	搬送1回につき 1,500円
夜間看護手当	助産師、看護師及び准看護師	深夜の勤務時間が2時間未満 勤務1回 2,200円 正規の勤務時間が深夜に割り振られた場合 (午後10時から翌日午前5時)	深夜の勤務時間が2時間以上4時間未満 勤務1回 3,300円 深夜の勤務時間が4時間以上 勤務1回 3,550円
待機手当	医師及び歯科医師	救急患者等に対処するため、自宅等で待機をした場合	待機1回につき、3,000円。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める待機1回につき10,000円 (1) 当該月に当番日(休日及び夜間において入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため、地域内の病院群が共同連帯して輪番制方式により行う事業の実施日をいう。以下同じ。)の宿日直勤務が無い場合であって、当番日に1月当たり3回以上待機したとき 3回目以降の当番日の待機 (2) 当該月に当番日の宿日直勤務が1回の場合であって、当番日に1月当たり2回以上待機したとき 2回目以降の当番日の待機 (3) 当該月の当番日の宿日直勤務が2回以上の場合であって、当番日に待機したとき 当番日の待機
			一般事務員、医療相談員、診療情報管理士、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、助産師、看護師及び准看護師

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
変則勤務手当	健診センター職員	土曜日に人間ドック業務に従事した場合	日額 300円
	看護部の職員	早番又は遅番勤務に従事した場合	
救急診療手当	医師	当直中に救急患者の診療に従事した場合	患者1人につき3,000円。ただし、研修医に医師にあつては、患者1人につき1,000円。
危険業務従事手当	職員	職員が身体に危害を受けた場合	1件につき 3,000円
管理職緊急業務手当	管理職である医師	正規の勤務時間外に救急医療等の業務に従事した場合	1時間以上の勤務1回につき 10,000円 6時間を超える勤務1回につき 15,000円
防疫等作業手当	職員	新型コロナウイルス感染症に係る作業等に従事した場合	日額 3,000円。ただし、新型コロナウイルス感染症の患者等の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業等に従事した場合にあつては、日額 4,000円。

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和元年度決算)	187,719 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	490 千円
支給実績(平成30年度決算)	185,543 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	521 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 (令和2年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ			36,835 千円	254,035 円
住居手当	一般会計に同じ			28,182 千円	296,653 円
通勤手当	一般会計に同じ			23,971 千円	76,098 円
管理職手当	・院長・副院長 146,400円 ・医師部長級 90,000円 ・その他管理職員 一般会計に同じ	異なる	・給料月額に対する支給割合 医療職俸給表(一) 5級(伊勢院長、副院長、医師部長級) ・1種 146,400円 行政職俸給表(一) 8級(伊勢市部長級) ・1種 117,100円 ・2種 94,000円 ・3種 82,200円 行政職俸給表(一) 7級(伊勢市次長級) ・2種 88,500円 ・3種 77,400円 ・4種 66,400円 行政職俸給表(一) 6級(伊勢市課長級) ・3種 72,700円 ・4種 62,300円 ・5種 51,900円	18,786 千円	853,911 円
管理職員特別勤務手当	・医師 1回 10,000円 ・その他管理職員 一般会計に同じ	同じ		265 千円	12,045 円
夜間勤務手当	一般会計に同じ			29,055 千円	181,594 円
宿日直手当	・医師 1回 平日21,000円 休日26,250円 月3回以上31,500円 ・初期研修医 1回 21,000円 ・その他職員 1回 6,100円	異なる	・医師 1回 21,000円 ・その他病院職員 1回 6,100円	19,368 千円	251,526 円

○ 職員の人事評価の状況

(1) 職員の人事評価の実施状況

職員の能力・資質、業績、勤務態度等を把握して勤務評定を行い、昇任、配置転換等の人事管理を実施しています。

○ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

1日の勤務時間は、8時30分から17時15分までを基本とした週38時間45分勤務で、原則週休2日制となっています。市民サービスの向上、業務の効率化などの目的で、勤務時間帯をずらしたり、交替制勤務としたりするなど、業務内容によって異なる勤務形態をとっています。

(2) 休暇制度

休暇には大きく次の4つがあります。

- ①年次有給休暇：1年（暦年）あたり20日間与えられます。使用残日数があるときは、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。
- ②病欠休暇：病気療養に必要な期間（90日以内）について有給で与えられます。
- ③特別休暇：特定の事由がある場合に有給で与えられます。結婚休暇、忌引休暇、産前・産後休暇、夏季休暇などがあります。
- ④介護休暇：家族の介護が必要な期間（連続する6月以内）について無給で与えられます。

○ 休業の状況

(1) 育児休業の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	育児休業	部分休業
市長部局など	32	26
教 育	2	1
合 計	34	27

○ 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（令和元年度）

区 分	免 職	降 任	休 職	合 計
市長部局など	0	0	14	14
教 育	0	0	4	4
合 計	0	0	18	18

分限処分は、疾病等のため、職員がその職責を十分に果たすことが出来ない場合に、公務能率を維持することを目的として行う職員に対する不利益処分です。分限処分の種類には、免職、降任及び休職の3種類があります。

(2) 懲戒処分の状況（令和元年度）

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
市長部局など	0	0	0	1	1
教 育	1	0	0	0	1
合 計	1	0	0	1	2

懲戒処分は、職員が公務員としてふさわしくない非違行為を行った場合に、公務秩序を維持し、その職員の責任を問うことを目的として行う職員に対する制裁措置をいいます。懲戒処分の種類には、免職、停職、減給及び戒告の4種類があります。

○ 職員のサービスの状況

サービスに関する基本原則の概要

基本原則	概 要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務を遂行しなければいけません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはいけません。
営利企業等の従事制限	職員が営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければいけません。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されています。

○ 退職管理の状況

(1) 退職管理の概要

平成28年4月1日の改正地方公務員法等の施行により、営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前の職務に関して、現職職員への働きかけが禁止されるなど、退職管理の適正化が図られることとなり、伊勢市においても退職管理の適正化を確保を図っています。

○ 職員の研修の状況

(1) 研修実施状況（令和元年度）

①市実施研修状況

研 修 名	受講者数	実施日数 (カレッジは回数)
管理職研修	100	1
伊勢市タイムマネジメント研修（課長補佐級～係長級）	215	1
伊勢市課題解決力向上研修（主事・一般級）	25	3
平成27年度新規採用職員研修（消防体験研修）	16	2
平成28年度新規採用職員研修（法制執務研修）	17	1
平成29年度新規採用職員研修（手話研修）	30	1
平成30年度新規採用職員研修（事業創造研修）	9	1
再任用職員研修	14	1
令和元年度新規採用職員研修（採用時研修）	39	4
令和元年度新規採用職員研修（公務員倫理研修）	40	1
令和元年度新規採用職員研修（福祉施設体験研修）	39	1
令和元年度新規採用職員研修（ごみ収集体験研修）	29	1
令和元年度新規採用職員研修（総合案内研修）	28	1
嘱託・臨時職員研修	66	1
目からうろこ研修	71	1
ハラスメント防止研修	84	1
ハラスメント防止研修（保育所等）	121	1
技能労務職員研修	34	1
消防職員研修	44	1
女性活躍推進研修	66	1
人事評価者研修	27	1
人材育成カレッジ	884	41
計	1,998	

②派遣研修

派遣先	派遣人数
市町総合事務組合	121
自治大学校	1
市町村アカデミー	1
国際文化アカデミー	2
日本経営協会 (NOMA)	36
三重県地方自治研究センター	4
その他研修	52
合計	217

○ 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康に関すること

労働安全衛生法に基づき、職場における職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するため、安全衛生委員会の開催、健康診断等の安全衛生事業を実施しています。

地方公務員法第42条に定められる厚生制度を実施するため、職員の福利厚生として健康増進に対して助成しています。

補助対象事業	事業の内容	補助金 (令和元年度決算)
健康増進福利厚生経費	職員の健康不安を取り、安心して職務に取り組む環境をつくるため、人間ドック及び脳ドック等にかかる経費の一部を助成しています。	7,875千円

(2) その他の福利厚生

公務災害補償については、地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、共済制度については、地方公務員等共済組合法に基づき三重県市町村職員共済組合がそれぞれ主体となり制度を実施しています。

○ 公平委員会の報告

公平委員会の業務の状況（措置要求、不服申立て）

①職員は給与等勤務条件に関して当局が適当な措置を講じるよう公平委員会に要求することができます。

②職員は、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申立てをすることができます。

公平委員会の業務の状況（令和元年度実績）

業務の種別	件数
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分に関する不服申立て	0

伊勢市告示第 41 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 3 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	御菌 52 号線	御菌町高向 547 番 1 地先から 御菌町高向 528 番 14 地先まで	旧	5.6～6.1	64.0
			新	7.1～16.0	64.0
市道	御菌 53 号線	御菌町高向 528 番 14 地先から 御菌町高向 641 番 1 地先まで	旧	5.5～6.0	152.0
			新	16.0～16.0	152.0
市道	高向 28 号線	御菌町高向 606 番 8 地先から 御菌町高向 599 番 1 地内まで	旧	3.4～3.7	47.0
			新	16.0～16.0	47.0

伊勢市告示第 42 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 3 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
御 菌 52 号 線	御 菌 町 高 向 547 番 1 地 先 から 御 菌 町 高 向 528 番 14 地 先 ま で	令 和 3 年 3 月 31 日
御 菌 53 号 線	御 菌 町 高 向 528 番 14 地 先 から 御 菌 町 高 向 641 番 1 地 先 ま で	令 和 3 年 3 月 31 日
高 向 28 号 線	御 菌 町 高 向 606 番 8 地 先 から 御 菌 町 高 向 599 番 1 地 内 ま で	令 和 3 年 3 月 31 日

伊勢市告示第 43 号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のように市道の路線を廃止しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

令和 3 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
小俣明野 29－1 号線	小俣町明野 1493 番 6 地先		
	小俣町明野 1493 番 8 地先		

伊勢市告示第 44 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

令和 3 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
御菌高向令 2 - 39 号線	御菌町高向字小橋 676 番 1 地先		
	御菌町高向字小橋 676 番 5 地先		
小俣明野令 2 - 40 号線	小俣町明野 1523 番 11 地先		
	小俣町明野 1523 番 14 地先		
小俣明野令 2 - 41 号線	小俣町明野 1493 番 6 地先		
	小俣町明野 1493 番 1 地先		
小俣明野令 2 - 42 号線	小俣町明野 1493 番 27 地先		
	小俣町明野 1493 番 8 地先		

伊勢市告示第 45 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 3 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路 線 名	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
市 道	御菌高向令 2 - 39 号線	6.0~12.9	44.2
市 道	小俣明野令 2 - 40 号線	6.0~11.1	56.2
市 道	小俣明野令 2 - 41 号線	6.0~12.8	175.0
市 道	小俣明野令 2 - 42 号線	6.0~12.8	73.2

伊勢市告示第 46 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 3 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
御 菌 高 向 令 2 - 39 号線	御菌町高向字小橋 676 番 1 地先から 御菌町高向字小橋 676 番 5 地先まで	令和 3 年 3 月 31 日
小 俣 明 野 令 2 - 40 号線	小俣町明野 1523 番 11 地先から 小俣町明野 1523 番 14 地先まで	令和 3 年 3 月 31 日
小 俣 明 野 令 2 - 41 号線	小俣町明野 1493 番 6 地先から 小俣町明野 1493 番 1 地先まで	令和 3 年 3 月 31 日
小 俣 明 野 令 2 - 42 号線	小俣町明野 1493 番 27 地先から 小俣町明野 1493 番 8 地先まで	令和 3 年 3 月 31 日

伊勢市告示第 47 号

令和 3 年 3 月 19 日開議の市議会定例会で議決を経た令和 3 年度当初予算並びに令和 2 年度補正予算及び令和 3 年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和 3 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和 3 年度 伊勢市一般会計予算

令和 3 年度 伊勢市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 2, 6 2 0, 3 9 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法第 2 1 2 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5, 5 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市税		14,800,000
	1 市民税	6,391,000
	2 固定資産税	6,012,493
	3 軽自動車税	409,000
	4 市たばこ税	729,507
	5 入湯税	14,000
	6 都市計画税	1,244,000
2 地方譲与税		325,000
	1 地方揮発油譲与税	70,000
	2 自動車重量譲与税	230,000
	3 森林環境譲与税	25,000
3 利子割交付金		16,000
	1 利子割交付金	16,000
4 配当割交付金		80,000
	1 配当割交付金	80,000
5 株式等譲渡所得割交付金		50,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	50,000
6 法人事業税交付金		120,000
	1 法人事業税交付金	120,000
7 地方消費税交付金		2,680,000
	1 地方消費税交付金	2,680,000
8 ゴルフ場利用税交付金		13,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	13,000
9 自動車取得税交付金		1
	1 自動車取得税交付金	1
10 環境性能割交付金		35,000
	1 環境性能割交付金	35,000
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金		84,000
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	84,000
12 地方特例交付金		340,000

(単位：千円)

款	項	金額
	1 地方特例交付金	90,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	250,000
13 地方交付税		10,400,000
	1 地方交付税	10,400,000
14 交通安全対策特別交付金		13,000
	1 交通安全対策特別交付金	13,000
15 分担金及び負担金		638,654
	1 負担金	638,654
16 使用料及び手数料		321,863
	1 使用料	267,332
	2 手数料	54,531
17 国庫支出金		6,886,164
	1 国庫負担金	5,716,312
	2 国庫補助金	1,127,613
	3 委託金	42,239
18 県支出金		3,544,721
	1 県負担金	2,362,302
	2 県補助金	885,799
	3 委託金	296,620
19 財産収入		68,833
	1 財産運用収入	40,593
	2 財産売却収入	28,240
20 寄附金		760,021
	1 寄附金	760,021
21 繰入金		4,732,020
	1 基金繰入金	4,663,574
	2 特別会計繰入金	68,446
22 繰越金		50,000
	1 繰越金	50,000
23 諸収入		729,915

(単位：千円)

款	項	金額
	2 道路橋梁費	1,858,054
	3 河川費	554,835
	4 港湾海岸費	27,809
	5 都市計画費	2,474,306
	6 住宅費	318,531
10 消防費		2,856,308
	1 消防費	2,856,308
11 教育費		5,335,987
	1 教育総務費	2,225,803
	2 小学校費	561,332
	3 中学校費	367,632
	4 幼稚園費	134,411
	5 社会教育費	579,390
	6 保健体育費	1,467,419
12 災害復旧費		36
	1 農林水産業施設災害復旧費	9
	2 公共土木施設災害復旧費	15
	3 文教施設災害復旧費	9
	4 その他公共施設・公用施設災害復旧費	3
13 公債費		5,601,195
	1 公債費	5,601,195
14 諸支出金		2
	1 普通財産取得費	2
15 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳出	合計	52,620,392

第 2 表 継 続 費

款	項	事業名	総額 (千円)	年 度	年割額 (千円)
1 1 教育費	1 教育総務費	二見地区小中学校 整備事業	3,537,500	令和3年度	1,061,250
				令和4年度	2,476,250

第 3 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
住 民 情 報 シ ス テ ム 更 新 業 務 委 託	自 令和3年度 至 令和4年度	340,000
戸 籍 シ ス テ ム 更 新 業 務 委 託	自 令和3年度 至 令和4年度	52,035
二 見 地 区 統 合 園 整 備 事 業	自 令和4年度 至 令和4年度	440,578
連 携 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 医 学 講 座 設 置 事 業 (令 和 3 年 度 債 務 負 担 行 為)	自 令和3年度 至 令和6年度	72,000
観 光 客 実 態 調 査 業 務 委 託 (令 和 3 年 度 債 務 負 担 行 為)	自 令和3年度 至 令和4年度	4,692
景 観 形 成 推 進 事 業 補 助 金 (令 和 3 年 度 債 務 負 担 行 為)	自 令和3年度 至 令和4年度	4,000
立 地 適 正 化 計 画 改 定 業 務 委 託	自 令和4年度 至 令和4年度	5,093
中 学 校 給 食 施 設 運 営 委 託 (令 和 3 年 度 債 務 負 担 行 為)	自 令和3年度 至 令和9年度	708,290

第 4 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 事 業 等 債	517,700	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金・特定資金、地方公共団体金融機構資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
公営住宅整備事業債	40,300			
一般廃棄物処理事業債	3,700			
一般補助施設整備事業債	11,700			
一般単独事業債	193,500			
地域活性化事業債	63,000			
防災対策事業債	141,500			
地方道路等整備事業債	517,700			
緊急防災・減災事業債	1,401,400			
公共施設適正化事業債	135,000			
緊急自然災害防止対策事業債	271,200			
緊急浚渫推進事業債	21,500			
水道事業出資債	14,000			
臨時財政対策債	2,600,000			

令和3年度 伊勢市国民健康保険特別会計予算

令和3年度 伊勢市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12,759,140千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		2,218,600
	1 国民健康保険料	2,218,600
2 国民健康保険税		43
	1 国民健康保険税	43
3 県支出金		9,358,035
	1 県補助金	9,358,035
4 財産収入		790
	1 財産運用収入	790
5 繰入金		1,146,562
	1 他会計繰入金	946,562
	2 基金繰入金	200,000
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		35,109
	1 延滞金、加算金及び過料	20,411
	2 預金利子	10
	3 雑入	14,688
歳入合計		12,759,140

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		169,477
	1 総務管理費	158,423
	2 賦課徴収費	9,904
	3 運営協議会費	380
2 保険給付費		9,154,753
	1 療養諸費	7,929,242
	2 高額療養費	1,190,010
	3 移送費	101
3 国民健康保険事業費納付金		3,223,647
	1 医療給付費分	2,153,858
	2 後期高齢者支援金等分	793,271
	3 介護納付金分	276,518
	4 保健事業費	203,152
4 保健事業費		203,152
	1 特定健康診査等事業費	171,416
5 公債費		20
	1 公債費	20
6 諸支出金		7,091
	1 償還金及び還付加算金	6,301
7 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		12,759,140

令和 3 年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計予算

令和 3 年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3, 255, 299 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200, 000 千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		1,371,626
	1 後期高齢者医療保険料	1,371,626
2 繰入金		1,881,352
	1 一般会計繰入金	1,881,352
3 繰越金		10
	1 繰越金	10
4 諸収入		2,311
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	2,310
歳入合計		3,255,299

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		56,507
	1 総務管理費	51,857
	2 徴収費	4,650
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,195,470
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,195,470
3 公債費		2
	1 公債費	2
4 諸支出金		2,320
	1 償還金及び還付加算金	2,320
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		3,255,299

令和3年度 伊勢市介護保険特別会計予算

令和3年度 伊勢市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,543,441千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		2,841,005
	1 介護保険料	2,841,005
2 国庫支出金		3,592,280
	1 国庫負担金	2,763,275
	2 国庫補助金	829,005
3 支払基金交付金		3,806,586
	1 支払基金交付金	3,806,586
4 県支出金		1,775,083
	1 県負担金	1,727,047
	2 県補助金	48,036
5 財産収入		500
	1 財産運用収入	500
6 繰入金		2,527,981
	1 一般会計繰入金	2,271,320
	2 基金繰入金	256,661
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		5
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 預金利子	1
	3 雑入	3
歳入合計		14,543,441

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		296,726
	1 総務管理費	218,871
	2 徴収費	12,496
	3 介護認定諸費	65,359
2 保険給付費		13,816,378
	1 介護サービス等諸費	13,816,378
3 地域支援事業費		370,797
	1 地域支援事業費	370,797
4 基金積立金		500
	1 基金積立金	500
5 公債費		400
	1 公債費	400
6 諸支出金		57,640
	1 償還金及び還付加算金	5,101
	2 繰出金	52,539
7 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		14,543,441

令和3年度 伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

令和3年度 伊勢市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3, 570千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業収入		2,820
	1 事業収入	2,820
2 県支出金		631
	1 県補助金	631
3 財産収入		19
	1 財産運用収入	19
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
歳入合計		3,570

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		2,898
	1 総務管理費	2,898
2 公債費		672
	1 公債費	672
歳出合計		3,570

令和3年度 伊勢市観光交通対策特別会計予算

令和3年度 伊勢市の観光交通対策特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ585,199千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業収入		451,010
	1 事業収入	451,010
2 財産収入		199
	1 財産運用収入	199
3 繰入金		133,970
	1 基金繰入金	133,970
4 繰越金		10
	1 繰越金	10
5 諸収入		10
	1 雑入	10
歳入合計		585,199

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 観光交通対策事業費		585,198
	1 管理費	585,198
2 公債費		1
	1 公債費	1
歳出合計		585,199

令和3年度 伊勢市土地取得特別会計予算

令和3年度 伊勢市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 506,107千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		78,468
	1 財産運用収入	4,210
	2 財産売却収入	74,258
2 繰入金		427,637
	1 基金繰入金	427,637
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		506,107

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 用地取得事業費		506,107
	1 管理費	78,470
	2 事業費	427,637
歳出合計		506,107

令和3年度伊勢市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度伊勢市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 病 床 数	300 床
(2) 年 間 患 者 数	入 院 80,300 人
	外 来 121,000 人
	健診・ドック 13,529 人
(3) 1 日 平 均 患 者 数	入 院 220 人
	外 来 500 人
	健診・ドック 49 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(単位：千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 病院事業収益	7,879,452
第1項 医 業 収 益	5,823,610
第2項 健 診 収 益	333,833
第3項 医 業 外 収 益	1,721,909
第4項 特 別 利 益	100

(単位：千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 病院事業費用	8,228,761
第1項 医 業 費 用	7,796,832
第2項 健 診 費 用	197,337
第3項 医 業 外 費 用	169,729
第4項 特 別 損 失	63,863
第5項 予 備 費	1,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 404,529 千円は、当年度分損益勘定留保資金等 404,529 千円で補填するものとする。)

(単位：千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 資本的収入	558,317
第1項 負担金	453,747
第2項 企業債	50,000
第3項 寄附金	3,000
第4項 基金繰入金	49,320
第5項 投資償還金	2,250

(単位：千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 資本的支出	962,846
第1項 建設改良費	150,000
第2項 企業債償還金	708,956
第3項 投資	49,320
第4項 基金積立金	54,570

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
病院給食業務委託	自 令和4年度 至 令和6年度	435,606

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりとする。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
医療器械整備事業	50,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金、地方公共団体金融機構資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用
- (2) 健診費用
- (3) 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位：千円)

項	目	予	定	額
(1)	職員給与費			4,251,413
(2)	交際費			3,000

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりとする。 (単位：千円)

項	目	予	定	額
(1)	病院群輪番制病院運営費補助金			4,262
(2)	経営改善のための補助金			428,317

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は 1,364,000 千円と定める。

令和3年度 伊勢市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度伊勢市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 給 水 戸 数	57,504 戸
(2) 総 給 水 量	16,626 千m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	45,551 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要	(単位 千円)
ア 水源地施設更新事業	25,800
イ 送配水管・施設新設及び更新事業	1,047,316
ウ 老朽管更新事業	354,240
エ 加圧施設新設・更新事業	182,400

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(単位 千円)

収 入		予 定 額
款 項		
第1款 水道事業収益		2,848,772
第1項 営業収益		2,547,087
第2項 営業外収益		301,685

(単位 千円)

支 出		予 定 額
款 項		
第1款 水道事業費用		2,575,690
第1項 営業費用		2,429,070
第2項 営業外費用		107,068
第3項 特別損失		29,552
第4項 予備費		10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,267,358千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。)

(単位 千円)

収 入		予 定 額
款 項		
第1款 資本的収入		766,366
第1項 企業債		510,000
第2項 負担金		174,256
第3項 他会計補助金		21,610
第4項 出資金		14,000
第5項 補助金		46,500

(単位 千円)

支		出
款	項	予 定 額
第 1 款	資 本 的 支 出	2, 0 3 3, 7 2 4
第 1 項	建 設 改 良 費	1, 6 4 1, 2 9 4
第 2 項	償 還 金	3 9 2, 4 3 0

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額 (単位 千円)
水道料金納入通知書等作成業務委託 (令和 3 年度債務負担行為)	自 令和 4 年度 至 令和 6 年度	1 9, 3 2 7

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額 (単位 千円)	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
上水道事業	5 1 0, 0 0 0	証書借入 又は 証券発行	5.0 % 以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 後の利率)	政府資金及び地方 公共団体金融機構 資金については、そ の融通条件により、 銀行その他の場合 には、その債権者 との協定によるもの とする。 ただし、財政の都 合により据置期間 及び償還期限を短 縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借 換えすることができる。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、5 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位 千円)

項 目	予 定 額
(1) 職 員 給 与 費	318,454

(他会計からの補助金)

第10条 水道料金軽減措置等のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、25,675千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、40,000千円と定める。

令和3年度 伊勢市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度伊勢市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 排 水 戸 数	26,354 戸
(2) 総 排 水 量	7,040 千m ³
(3) 一 日 平 均 排 水 量	19,288 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要	(単位 千円)
ア 汚水管渠敷設事業	2,785,590
イ 汚水管渠更新事業	57,000
ウ 処理場更新事業	10,000
エ 雨水管渠敷設事業	48,000
オ 雨水管渠更新事業	20,000
カ ポンプ場築造事業	14,000
キ ポンプ場更新事業	368,404

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。 (単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 下水道事業収益	4,064,515
第1項 営業収益	1,499,784
第2項 営業外収益	2,315,245
第3項 特別利益	249,486

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 下水道事業費用	3,729,842
第1項 営業費用	3,236,199
第2項 営業外費用	483,568
第3項 特別損失	75
第4項 予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,796,581千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 資本的収入	3,406,360
第1項 企業債	1,933,100
第2項 負担金	293,260
第3項 国庫補助金	1,180,000

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 資本的支出	5,202,941
第1項 建設改良費	3,523,514
第2項 企業債償還金	1,677,927
第3項 諸支出金	1,500

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額 (単位 千円)
令和3年度水洗便所等改造資金融資あっせんに伴う利子補給金	自 令和4年度 至 令和8年度	192
令和3年度水洗便所等改造資金助成金	自 令和3年度 至 令和4年度	3,300
令和3年度浄化槽雨水貯留施設転用補助金	自 令和3年度 至 令和4年度	150
吹上ポンプ場ほか電気設備更新工事委託	自 令和3年度 至 令和4年度	335,500

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額 (単位 千円)	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流域関連公共 下水道事業	1,715,800	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 後の利率)	政府資金及び地方 公共団体金融機構 資金については、 その融通条件に より、銀行その 他の場合には、 その債権者との 協定によるもの とする。 ただし、財政の 都合により据置 期間及び償還期 限を短縮し、又 は繰上償還若し は低利に借換え することができる。
流域下水道事業	217,300			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位 千円)

項 目	予 定 額
(1) 職 員 給 与 費	308,231

(他会計からの補助金)

第10条 下水道使用料軽減措置等のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、119,010千円である。

令和 2 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 1 3 号）

令和 2 年度 伊勢市の一般会計補正予算（第 1 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、2,032,801 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、70,969,116 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

- 第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第 3 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第 4 条 債務負担行為の廃止及び変更は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第 5 条 地方債の追加及び変更は、「第 5 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		2,305,527	47,009	2,352,536
	1 国民健康保険料	2,305,527	47,009	2,352,536
2 国民健康保険税		106	△81	25
	1 国民健康保険税	106	△81	25
3 国庫支出金		13,570	14,992	28,562
	1 国庫補助金	13,570	14,992	28,562
4 県支出金		9,347,089	△73,944	9,273,145
	1 県補助金	9,347,089	△73,944	9,273,145
5 財産収入		760	10	770
	1 財産運用収入	760	10	770
6 繰入金		1,115,925	2,979	1,118,904
	1 他会計繰入金	915,925	2,979	918,904
7 繰越金		34,111	76,489	110,600
	1 繰越金	34,111	76,489	110,600
8 諸収入		29,594	1,200	30,794
	3 雑入	8,984	1,200	10,184
歳入合計		12,846,682	68,654	12,915,336

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		186,998	△599	186,399
	1 総務管理費	175,392	△599	174,793
2 保険給付費		9,144,460	△91,000	9,053,460
	1 療養諸費	7,943,544	△100,000	7,843,544
	2 高額療養費	1,158,250	10,000	1,168,250
	6 傷病手当金	1,958	△1,000	958
3 国民健康保険事業費納付金		3,268,221	△48,613	3,219,608
	1 医療給付費分	2,202,088	△48,231	2,153,857
	2 後期高齢者支援金等分	793,652	△382	793,270
4 保健事業費		211,041	△12,194	198,847
	1 特定健康診査等事業費	173,974	△7,795	166,179
	2 保健事業費	37,067	△4,399	32,668
6 諸支出金		34,942	221,060	256,002
	1 償還金及び還付加算金	34,182	△4,000	30,182
	2 基金積立金	760	225,060	225,820
歳出合計		12,846,682	68,654	12,915,336

第 2 表 継 続 費 補 正

変 更

款	項	事 業 名	区分	総 額 (千円)	年 度	年割額 (千円)
9 土木費	3 河川費	排水施設整備事業	補正前	196,509	令和元年度	71,509
					令和2年度	125,000
			補正後	187,329	令和元年度	71,509
					令和2年度	115,820
11 教育費	2 小学校費	神社小学校・大湊小学校 統合校整備事業	補正前	2,861,284	令和元年度	834,951
					令和2年度	2,026,333
			補正後	2,813,747	令和元年度	834,951
					令和2年度	1,978,796

第 3 表 繰 越 明 許 費 補 正

追 加

款	項	事 業 名	金 額 (千円)
2 総務費	1 総務管理費	行政情報システム管理経費	6,000
		行政事務デジタル化推進事業	5,100
3 民生費	2 老人福祉費	老人福祉施設等整備事業	1,320
4 衛生費	2 清掃費	廃棄物一般経費	19,275
6 農林水産業費	1 農業費	県営事業負担金	63,763
		農村地域防災減災事業	2,040
9 土木費	5 都市計画費	街路整備事業	48,399
		中心市街地再生事業	1,155,000

変 更

款	項	事業名	区分	金額 (千円)
9 土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業	補正前	25,000
			補正後	98,303
		橋梁維持事業	補正前	7,100
			補正後	38,820
		道路整備事業	補正前	212,520
			補正後	327,014
	3 河川費	排水施設整備事業	補正前	15,300
			補正後	98,324
11 教育費	1 教育総務費	二見地区小中学校整備事業	補正前	300,000
			補正後	234,366

第 4 表 債務負担行為補正

廃 止

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
寿バス乗車券交付受付業務委託 (令和2年度債務負担行為)	自 令和3年度 至 令和3年度	584

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額 (千円)	期 間	限 度 額 (千円)
行政情報システム 更新業務委託	自 令和3年度 至 令和3年度	73,700	自 令和3年度 至 令和3年度	73,179

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額 (千円)	期 間	限 度 額 (千円)
固定資産土地評価及び 地番図・家屋図修正業務委託 (令和2年度債務負担行為)	自 令和2年度 至 令和5年度	120,802	自 令和2年度 至 令和5年度	106,700
観光客実態調査業務委託 (令和2年度債務負担行為)	自 令和2年度 至 令和3年度	4,393	自 令和2年度 至 令和3年度	3,729
観光地等混雑状況配信事業	自 令和3年度 至 令和4年度	12,000	自 令和3年度 至 令和4年度	9,002
備蓄倉庫基本設計業務委託	自 令和3年度 至 令和3年度	9,800	自 令和3年度 至 令和3年度	8,021
みなと小学校スクールバス等 運 行 業 務 委 託	自 令和2年度 至 令和5年度	31,076	自 令和2年度 至 令和5年度	21,946

第 5 表 地 方 債 補 正

追 加

起 債 の 目 的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
道路整備事業債	44,100	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政 府資金及び地方公 共団体金融機構資 金について、利率の 見直しを行った後 においては当該見直 しの利率)	政府資金・特定資金、 地方公共団体金融機 構資金についてはそ の融通条件により、銀 行その他の場合には その債権者との協定に よるものとする。 ただし、市財政の都合 により据置期間及び償 還期限を短縮し、又は 繰上償還もしくは低利 に借換えすることができる。
緊急浚渫推進事業債	9,400			

変更

起債の目的	限度額 (千円)	
	補正前	補正後
市町村合併特例事業債	1,214,600	1,301,800
公共事業等債	447,400	305,900
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業債	84,900	75,900
公営住宅整備事業債	27,500	17,400
一般単独事業債	117,400	54,600
地域活性化事業債	22,000	27,200
防災対策事業債	38,200	2,300
地方道路等整備事業債	65,200	57,800
緊急防災・減災事業債	3,262,800	3,158,000
公共施設適正化事業債	70,400	58,700
緊急自然災害防止対策事業債	521,700	523,800
臨時財政対策債	1,400,000	1,489,300
災害復旧事業債	45,200	32,200

令和 2 年度 伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和 2 年度 伊勢市の国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、68,654 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、12,915,336 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		2,305,527	47,009	2,352,536
	1 国民健康保険料	2,305,527	47,009	2,352,536
2 国民健康保険税		106	△81	25
	1 国民健康保険税	106	△81	25
3 国庫支出金		13,570	14,992	28,562
	1 国庫補助金	13,570	14,992	28,562
4 県支出金		9,347,089	△73,944	9,273,145
	1 県補助金	9,347,089	△73,944	9,273,145
5 財産収入		760	10	770
	1 財産運用収入	760	10	770
6 繰入金		1,115,925	2,979	1,118,904
	1 他会計繰入金	915,925	2,979	918,904
7 繰越金		34,111	76,489	110,600
	1 繰越金	34,111	76,489	110,600
8 諸収入		29,594	1,200	30,794
	3 雑入	8,984	1,200	10,184
歳入合計		12,846,682	68,654	12,915,336

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		186,998	△599	186,399
	1 総務管理費	175,392	△599	174,793
2 保険給付費		9,144,460	△91,000	9,053,460
	1 療養諸費	7,943,544	△100,000	7,843,544
	2 高額療養費	1,158,250	10,000	1,168,250
	6 傷病手当金	1,958	△1,000	958
3 国民健康保険事業費納付金		3,268,221	△48,613	3,219,608
	1 医療給付費分	2,202,088	△48,231	2,153,857
	2 後期高齢者支援金等分	793,652	△382	793,270
4 保健事業費		211,041	△12,194	198,847
	1 特定健康診査等事業費	173,974	△7,795	166,179
	2 保健事業費	37,067	△4,399	32,668
6 諸支出金		34,942	221,060	256,002
	1 償還金及び還付加算金	34,182	△4,000	30,182
	2 基金積立金	760	225,060	225,820
歳出合計		12,846,682	68,654	12,915,336

令和2年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和2年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、33,533千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、3,215,637千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		1,354,727	△24,856	1,329,871
	1 後期高齢者医療保険料	1,354,727	△24,856	1,329,871
2 繰入金		1,822,398	△296	1,822,102
	1 一般会計繰入金	1,822,398	△296	1,822,102
3 繰越金		2,137	58,496	60,633
	1 繰越金	2,137	58,496	60,633
4 諸収入		2,311	189	2,500
	1 延滞金、加算金及び過料	1	199	200
	2 雑入	2,310	△10	2,300
歳入合計		3,182,104	33,533	3,215,637

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		56,745	△1,240	55,505
	1 総務管理費	51,900	△1,240	50,660
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,122,037	30,120	3,152,157
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,122,037	30,120	3,152,157
4 諸支出金		2,320	4,653	6,973
	1 償還金及び還付加算金	2,320	4,653	6,973
歳出合計		3,182,104	33,533	3,215,637

令和2年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和2年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、10,224千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、14,647,612千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		2,678,773	1,454	2,680,227
	1 介護保険料	2,678,773	1,454	2,680,227
2 国庫支出金		3,582,341	△219,700	3,362,641
	1 国庫負担金	2,688,785	△245,016	2,443,769
	2 国庫補助金	893,556	25,316	918,872
3 支払基金交付金		3,731,082	△65,879	3,665,203
	1 支払基金交付金	3,731,082	△65,879	3,665,203
4 県支出金		1,779,088	228,387	2,007,475
	1 県負担金	1,680,490	235,483	1,915,973
	2 県補助金	98,598	△7,096	91,502
5 財産収入		500	45	545
	1 財産運用収入	500	45	545
6 繰入金		2,657,013	△256,132	2,400,881
	1 一般会計繰入金	2,282,310	△40,375	2,241,935
	2 基金繰入金	374,703	△215,757	158,946
7 繰越金		229,034	295,523	524,557
	1 繰越金	229,034	295,523	524,557
8 諸収入		5	6,078	6,083
	1 延滞金、加算金及び過料	1	913	914
	2 預金利子	1	54	55
	3 雑入	3	5,111	5,114
歳入合計		14,657,836	△10,224	14,647,612

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		307,526	△29,101	278,425
	1 総務管理費	233,069	△13,819	219,250
	2 徴収費	13,238	△47	13,191
	3 介護認定諸費	61,219	△15,235	45,984
2 保険給付費		13,443,926	70,476	13,514,402
	1 介護サービス等諸費	13,443,926	70,476	13,514,402
3 地域支援事業費		656,681	△60,779	595,902
	1 地域支援事業費	656,681	△60,779	595,902
4 基金積立金		500	45	545
	1 基金積立金	500	45	545
6 諸支出金		247,803	9,135	256,938
	2 繰出金	0	9,135	9,135
歳出合計		14,657,836	△10,224	14,647,612

令和 2 年度 伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別会計 補正予算(第 1 号)

令和 2 年度 伊勢市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、638 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、4,615 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		2,844	△59	2,785
	1 事業収入	2,844	△59	2,785
2 県支出金		631	1	632
	1 県補助金	631	1	632
3 財産収入		29	△10	19
	1 財産運用収入	29	△10	19
4 繰入金		373	△373	0
	1 基金繰入金	373	△373	0
5 繰越金		100	1,079	1,179
	1 繰越金	100	1,079	1,179
歳入合計		3,977	638	4,615

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		2,897	638	3,535
	1 総務管理費	2,897	638	3,535
歳出合計		3,977	638	4,615

令和2年度 伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第3号）

令和2年度 伊勢市の観光交通対策特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、153,163千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、444,017千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		509,010	△230,569	278,441
	1 事業収入	509,010	△230,569	278,441
3 繰入金		81,755	54,325	136,080
	1 基金繰入金	57,755	54,325	112,080
4 繰越金		6,147	23,091	29,238
	1 繰越金	6,147	23,091	29,238
5 諸収入		10	△10	0
	1 雑入	10	△10	0
歳入合計		597,180	△153,163	444,017

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 観光交通対策事業費		597,165	△153,163	444,002
	1 管理費	597,165	△153,163	444,002
歳出合計		597,180	△153,163	444,017

令和2年度 伊勢市土地取得特別会計補正予算（第1号）

令和2年度 伊勢市の土地取得特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、650,981千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、818,351千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		554,728	41,294	596,022
	1 財産運用収入	4,367	△56	4,311
	2 財産売払収入	550,361	41,350	591,711
2 繰入金		914,602	△692,705	221,897
	1 基金繰入金	914,602	△692,705	221,897
3 繰越金		1	430	431
	1 繰越金	1	430	431
歳入合計		1,469,332	△650,981	818,351

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用地取得事業費		1,469,332	△650,981	818,351
	1 管理費	554,730	41,724	596,454
	2 事業費	914,602	△692,705	221,897
歳出合計		1,469,332	△650,981	818,351

令和2年度伊勢市病院事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和2年度伊勢市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項	目	既決予定量	補正予定量	計
(2) 年間患者数	入院	93,075人	△ 15,427人	77,648人
	外来	126,360人	△ 5,032人	121,328人
	健診・ドック	15,375人	△ 2,397人	12,978人
(3) 1日平均患者数	入院	255人	△ 42人	213人
	外来	520人	△ 21人	499人
	健診・ドック	53人	△ 5人	48人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（単位：千円）

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業収益	8,105,816	△ 37,062	8,068,754
第1項	医療収益	6,304,994	△ 480,357	5,824,637
第2項	健診収益	337,250	△ 18,747	318,503
第3項	医療外収益	1,463,472	462,042	1,925,514

（単位：千円）

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業費用	8,328,789	△ 67,875	8,260,914
第1項	医療費用	7,919,729	△ 30,232	7,889,497
第2項	健診費用	199,375	△ 2,381	196,994
第3項	医療外費用	208,585	△ 35,262	173,323

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 437,638千円は、当年度分損益勘定留保資金等 437,638千円で補填するものとする。)

(単位：千円)

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	715,993	31,017	747,010
第3項	寄附金	3,000	9,322	12,322
第5項	投資償還金	2,250	21,530	23,780
第7項	県補助金	17,479	165	17,644

(単位：千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	1,153,796	30,852	1,184,648
第4項	基金積立金	61,770	30,852	92,622

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計
(1)	職員給与費	4,265,210	△ 3,200	4,262,010

(たな卸資産購入限度額)

第6条 予算第10条に定めたたな卸資産購入限度額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計
	たな卸資産購入限度額	1,427,646	8,885	1,436,531

令和2年度 伊勢市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和2年度伊勢市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和2年度伊勢市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(1) 給 水 戸 数	57,521 戸	△246 戸	57,275 戸
(2) 総 給 水 量	15,704 千m ³	1,158 千m ³	16,862 千m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	43,025 m ³	3,172 m ³	46,197 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要			
ア 水源地施設更新事業	113,041 千円	△13,000 千円	100,041 千円
イ 送配水管・施設新設及び更新事業	1,042,618 千円	△139,749 千円	902,869 千円
ウ 老朽管更新事業	248,400 千円	△5,276 千円	243,124 千円
エ 加圧施設新設・更新事業	212,500 千円	△23,310 千円	189,190 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

収 入				
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 水道事業収益	2,829,948	△14,986	2,814,962	
第1項 営業収益	2,533,024	△17,051	2,515,973	
第2項 営業外収益	296,924	2,065	298,989	

（単位 千円）

支 出				
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 水道事業費用	2,500,800	△30,191	2,470,609	
第1項 営業費用	2,377,341	△28,355	2,348,986	
第2項 営業外費用	113,459	△1,836	111,623	

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、同条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,248,943千円」を「1,036,893千円」に改める。

(単位 千円)

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	770,767	21,252	792,019
第1項	企業債	513,000	△91,000	422,000
第2項	負担金	158,767	117,252	276,019
第4項	補助金	69,000	△5,000	64,000

(単位 千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	2,019,710	△190,798	1,828,912
第1項	建設改良費	1,653,783	△188,118	1,465,665
第2項	償還金	365,927	△2,680	363,247

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
上水道事業	513,000	422,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	307,217	△969	306,248

令和2年度 伊勢市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和2年度伊勢市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和2年度伊勢市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(1) 排水戸数	25,306戸	296戸	25,602戸
(2) 総排水量	6,835千m ³	△94千m ³	6,741千m ³
(3) 一日平均排水量	18,726m ³	△258m ³	18,468m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要			
ア 污水管渠敷設事業	2,569,518千円	△705千円	2,568,813千円
オ 雨水管渠更新事業	104,427千円	△29千円	104,398千円
キ ポンプ場更新事業	185,377千円	△30千円	185,347千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

収 入			
款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業収益	3,799,287	△23,864	3,775,423
第1項 営業収益	1,483,240	△61,537	1,421,703
第2項 営業外収益	2,316,047	37,673	2,353,720

（単位 千円）

支 出			
款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業費用	3,587,050	△20,056	3,566,994
第1項 営業費用	3,067,531	△10,369	3,057,162
第2項 営業外費用	509,519	△9,687	499,832

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、同条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,624,808千円」を「1,638,420千円」に改める。

(単位 千円)

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	3,199,491	△21,691	3,177,800
第2項	負担金	376,141	△22,341	353,800
第3項	国庫補助金	929,150	650	929,800

(単位 千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	4,824,299	△8,079	4,816,220
第1項	建設改良費	3,228,947	△764	3,228,183
第2項	企業債償還金	1,593,802	△7,315	1,586,487

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	337,803	△854	336,949

(他会計からの補助金)

第6条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

項目	既決予定額	補正予定額	計
一般会計から補助を受ける金額	156,233	50,698	206,931

令和 2 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 1 4 号）

令和 2 年度 伊勢市の一般会計補正予算（第 1 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、308,771 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、71,277,887 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		22,924,958	149,471	23,074,429
	2 国庫補助金	16,613,036	149,471	16,762,507
21 繰入金		5,055,986	△97,000	4,958,986
	1 基金繰入金	5,040,517	△97,000	4,943,517
24 市債		7,188,400	256,300	7,444,700
	1 市債	7,188,400	256,300	7,444,700
歳入合計		70,969,116	308,771	71,277,887

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費		951,357	83,475	1,034,832
	1 農業費	766,148	83,475	849,623
8 観光費		774,781	0	774,781
	1 観光費	774,781	0	774,781
9 土木費		7,118,505	119,096	7,237,601
	2 道路橋梁費	2,042,915	85,496	2,128,411
	5 都市計画費	3,691,369	33,600	3,724,969
10 消防費		2,380,604	71,200	2,451,804
	1 消防費	2,380,604	71,200	2,451,804
11 教育費		7,511,343	35,000	7,546,343
	1 教育総務費	2,391,634	3,000	2,394,634
	6 保健体育費	1,067,015	32,000	1,099,015
歳出合計		70,969,116	308,771	71,277,887

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額 (千円)
4 衛生費	1 保健衛生費	休日・夜間応急診療所運営事業	1,562
8 観光費	1 観光費	クリエイターズ・ワーケーション促進事業	2,584
9 土木費	2 道路橋梁費	通学路整備事業	15,916
	5 都市計画費	公園維持事業	33,600
10 消防費	1 消防費	避難所等整備事業	71,200
11 教育費	1 教育総務費	学校教育活動継続支援事業	3,000
	6 保健体育費	学校保健特別対策事業	32,000
		体育施設整備事業	28,690

変 更

款	項	事業名	区分	金額 (千円)
6 農林水産業費	1 農業費	県営事業負担金	補正前	63,763
			補正後	146,238
		農村地域防災減災事業	補正前	2,040
			補正後	3,040
9 土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業	補正前	98,303
			補正後	106,303
		橋梁維持事業	補正前	38,820
			補正後	98,300
		道路整備事業	補正前	327,014
			補正後	337,114

第 3 表 地 方 債 補 正

追 加

起 債 の 目 的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
減 収 補 て ん 債	129,000	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政 府資金及び地方公 共団体金融機構資 金について、利率の 見直しを行った後 においては当該見直 後の利率)	政府資金・特定資金、 地方公共団体金融機 構資金についてはその 融通条件により、銀行 その他の場合にはその 債権者との協定による ものとする。 ただし、市財政の都合 により据置期間及び償 還期限を短縮し、又は 繰上償還もしくは低利 に借換えすることができ る。

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
市 町 村 合 併 特 例 事 業 債	1,301,800	1,294,200
公 共 事 業 等 債	305,900	352,600
防 災 ・ 減 災 ・ 国 土 強 靱 化 緊 急 対 策 事 業 債	75,900	164,100

令和2年度伊勢市病院事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和2年度伊勢市病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。（単位：千円）

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業収益	8,068,754	94,500	8,163,254
第3項	医業外収益	1,925,514	94,500	2,020,014

令和2年度 伊勢市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和2年度伊勢市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和2年度伊勢市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
（4）主要な建設改良事業の概要			
ア 汚水管渠敷設事業	2,568,813千円	130,000千円	2,698,813千円
イ 汚水管渠更新事業	82,000千円	21,000千円	103,000千円
カ ポンプ場築造事業	5,000千円	14,000千円	19,000千円
キ ポンプ場更新事業	185,347千円	44,000千円	229,347千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、同条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,638,420千円」を「1,646,020千円」に改める。

（単位 千円）

収		入		
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 資本的収入	3,177,800	201,400	3,379,200	
第1項 企業債	1,894,200	111,900	2,006,100	
第3項 国庫補助金	929,800	89,500	1,019,300	

（単位 千円）

支		出		
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 資本的支出	4,816,220	209,000	5,025,220	
第1項 建設改良費	3,228,183	209,000	3,437,183	

(企業債)

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
流域関連公共下水道事業	1,649,800	1,761,700

令和3年度 伊勢市一般会計補正予算（第1号）

令和3年度 伊勢市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、711,839千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、53,276,231千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		6,886,164	610,886	7,497,050
	2 国庫補助金	1,127,613	610,886	1,738,499
18 県支出金		3,544,721	15,953	3,560,674
	2 県補助金	885,799	15,953	901,752
21 繰入金		4,676,020	85,000	4,761,020
	1 基金繰入金	4,607,574	85,000	4,692,574
歳入合計		52,564,392	711,839	53,276,231

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		20,455,942	85,630	20,541,572
	1 社会福祉費	5,933,225	45,110	5,978,335
	3 児童福祉費	7,774,340	40,520	7,814,860
4 衛生費		5,413,832	79,753	5,493,585
	1 保健衛生費	3,216,491	79,753	3,296,244
7 商工費		394,628	526,456	921,084
	1 商工費	394,628	526,456	921,084
8 観光費		771,975	20,000	791,975
	1 観光費	771,975	20,000	791,975
歳出合計		52,564,392	711,839	53,276,231

令和3年度 伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和3年度 伊勢市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1,007千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、12,760,147千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		9,358,035	1,007	9,359,042
	1 県補助金	9,358,035	1,007	9,359,042
歳入合計		12,759,140	1,007	12,760,147

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		9,154,753	1,007	9,155,760
	6 傷病手当金	0	1,007	1,007
歳出合計		12,759,140	1,007	12,760,147

伊勢市告示第 48 号

令和 3 年 1 月 29 日に専決処分をした令和 2 年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和 3 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和 2 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 1 2 号）

令和 2 年度 伊勢市の一般会計補正予算（第 1 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、9 4 6, 1 6 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、7 3, 0 0 1, 9 1 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		22,463,192	536,973	23,000,165
	1 国庫負担金	5,842,767	397,349	6,240,116
	2 国庫補助金	16,580,548	139,624	16,720,172
21 繰入金		6,010,967	409,192	6,420,159
	1 基金繰入金	5,978,553	409,192	6,387,745
歳入合計		72,055,752	946,165	73,001,917

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		5,481,368	946,165	6,427,533
	1 保健衛生費	3,359,016	946,165	4,305,181
歳出合計		72,055,752	946,165	73,001,917

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事 業 名	金 額 (千円)
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン 接種事業	946,165

伊勢市告示第 49 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、次の施設に係る使用料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 3 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務を委託した施設

- (1) 伊勢市市営庭球場
- (2) 伊勢市倉田山公園野球場
- (3) 伊勢フットボールヴィレッジ
- (4) 伊勢市御薊 B & G 海洋センター

2 収納の事務の委託を受けた者

伊勢市西豊浜町 141 番地 1

公益社団法人 伊勢市シルバー人材センター

3 委託期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

伊勢市上下水道事業告示第4号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成17年上下水道事業管理規程第2号)第10条第1項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定を次のとおり取り消しましたので、同規程第13条第1項の規定により告示します。

令和3年3月19日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定取消し年月日
122	三重環境管理 有限会社	伊勢市船江4丁目14 番6号	令和3年3月16日

伊勢市公告第 18 号

伊勢市地域の農業の振興に関する計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年農林省令第 45 号）第 4 条の 5 第 1 項第 27 号ロの規定により公告し、当該計画の変更案を公告の日から 30 日間縦覧に供します。

本市に住所を有する者は、当該計画の変更案に対し意見があるときは、縦覧期間満了日までに市に意見書を提出することができます。

令和 3 年 3 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 伊勢市地域の農業の振興に関する計画の変更案の縦覧期間
自 令和 3 年 3 月 22 日
至 令和 3 年 4 月 21 日

- 2 伊勢市地域の農業の振興に関する計画の変更案の縦覧場所及び意見書の提出先
伊勢市産業観光部 農林水産課 本庁舎 東館 3 階
郵送 〒516-8601
伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 29 号 伊勢市役所 農林水産課
T E L 0596-21-5645
F A X 0596-21-5651
電子メール nourin@city.ise.mie.jp

- 3 意見書の提出方法、提出に当たっての留意事項
意見書は、提出先に直接持参するか、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。
意見の要旨並びに住所、氏名及び電話番号（法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記してください。

伊勢市公告第 19 号

第 2 期伊勢市生活排水対策推進計画を変更しましたので、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 14 条の 9 第 8 項において準用する同条第 7 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 3 年 3 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市環境生活部環境課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 20 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

令和 3 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 21 号

公 示 送 達

下記の者の差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）及び充当通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 3 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した監査について、同条第9項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

令和3年3月31日

伊勢市監査委員	畑	芳	嗣
伊勢市監査委員	中	井	豊
伊勢市監査委員	辻	孝	記

令和 2 年度

定期監査等結果報告書

伊勢市監査委員

目 次

1	監 査 の 種 類	1 頁
2	監査の対象及び実施期日	1 頁
3	監 査 の 範 囲	2 頁
4	監 査 の 着 眼 点	2 頁
5	監 査 の 実 施 内 容	2 頁
6	監 査 委 員 の 除 斥	3 頁
7	監 査 の 結 果	3 頁
	検 査 室	3 頁
	総 務 部	4 頁
	危 機 管 理 部	4 頁
	情 報 戦 略 局	4 頁
	資 産 経 営 部	5 頁
	環 境 生 活 部	5 頁
	健 康 福 祉 部	6 頁
	産 業 観 光 部	7 頁
	国 体 推 進 局	8 頁
	都 市 整 備 部	8 頁
	二 見 総 合 支 所	8 頁
	小 俣 総 合 支 所	9 頁
	御 菌 総 合 支 所	9 頁
	会 計 課	9 頁
	議 会 事 務 局	9 頁
	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	10 頁
	監 査 委 員 事 務 局	10 頁
	農 業 委 員 会 事 務 局	10 頁
	市 立 伊 勢 総 合 病 院	10 頁
	上 下 水 道 部	11 頁

教育委員会事務局	11 頁
消防本部	12 頁
工事の現場確認	13 頁
8 む す び	13 頁

令和2年度定期監査等結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査について、伊勢市監査基準に準拠して実施したので、その結果を次のとおり報告する。

令和3年3月31日

伊勢市監査委員 畑 芳嗣
伊勢市監査委員 中井 豊
伊勢市監査委員 辻 孝記

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項に基づく財務監査及び同法同条第2項に基づく行政監査

2 監査の対象及び実施期日

実施期日	対 象 箇 所
令和2年10月14日	四郷支所 宮本支所 浜郷支所 神社支所 大湊支所
令和2年10月15日	北浜支所 豊浜支所 城田支所 沼木支所
令和2年10月19日	総務課 職員課 課税課 収納推進課
令和2年10月20日	危機管理課 防災施設整備課
令和2年10月21日	検査室 企画調整課 情報政策課
令和2年10月22日	財政課 広報広聴課 資産経営課 契約課
令和2年10月26日	営繕課 会計課 秘書課
令和2年10月27日	市立伊勢総合病院
令和2年10月28日	戸籍住民課 人権政策課 環境課 清掃課
令和2年10月29日	医療保険課 介護保険課 高齢者支援課 生活支援課
令和2年11月4日	浜郷保育所 明倫保育所 御菌第一保育園 御菌第二保育園
令和2年11月5日	農林水産課 商工労政課 市民交流課 農業委員会事務局

令和2年11月6日	福祉総務課 子育て応援課 健康課 こども発達支援室
令和2年11月11日	保育課 障がい福祉課 選挙管理委員会事務局 議会事務局 監査委員事務局
令和2年11月12日	観光振興課 観光誘客課 国体総務課 国体競技課 特別定額給付金対策室
令和3年1月14日	監理課 都市計画課 住宅政策課
令和3年1月15日	交通政策課 基盤整備課 維持課 用地課
令和3年1月19日	社会教育課 学校統合推進室 学校教育課 御蔭総合支所生活福祉課
令和3年1月21日	スポーツ課 文化振興課 小俣総合支所生活福祉課
令和3年1月25日	教育研究所 教育総務課
令和3年1月26日	水道事業 下水道事業 二見総合支所生活福祉課
令和3年2月1日	消防本部
令和3年2月18日	工事の現場確認（上水道課 神蔭11-1号線配水本管布設工事）
令和3年2月26日 （書面監査）	進修小学校 早修小学校 厚生小学校 四郷小学校 北浜小学校 東大淀小学校 小俣小学校 二見浦小学校 二見中学校 御蔭中学校 伊勢宮川中学校 小俣幼稚園

3 監査の範囲

令和2年度9月末まで（必要がある場合は対象期間以外にも及ぶ）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行状況について監査を実施した。

4 監査の着眼点

予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか、収入及び支出に係る会計処理、契約事務、現金等の保管及び公有財産の管理は適正に行われているか、個人情報の管理及び職員の時間外勤務の管理は適正になされているか、前年度定期監査で指摘または意見を述べた事項が是正または検討されているかなどを着眼点として実施した。

5 監査の実施内容

事前に提出された資料に基づき、関係職員から説明を聴き取り、質疑を行ったほか、関係文書の閲覧及び諸帳簿と証書類の照合を行った。また、決算審査及び出納検査の結果も踏まえ、監査を実施した。

なお、市議会議員の内から選任された監査委員として、令和2年11月12日までは岡田善行が、令和3年1月14日からは辻孝記が監査を行った。

工事の現場確認については、令和2年度に施行している工事の内から1件を抽出し、工

事現場において担当者から説明を受け、進捗状況を確認した。

各小中学校、幼稚園については、新型コロナウイルス感染拡大を考慮し、現地での監査に替えて書面監査とした。各学校、幼稚園へ資料及び簿冊の提出を求め、必要に応じて聴き取りを行った。

6 監査委員の除斥

地方自治法第199条の2の規定に基づき、政務活動費に関する部分については市議会議員の内から選任された監査委員を除斥とした。

7 監査の結果

監査した限りにおいて、日常の事務処理に軽微な間違いは見受けられるものの、その運営の大筋においては、事務が法令に適合し、正確に行われ、効率化に努めていることが伺えた。同様にその組織の活性を図り、運営の合理化に努めていると認められた。

詳細については次に述べるとおりである。簡易な事項については確認の上、口頭で指摘し、改善を必要とする項目については是正を指示した。

また、時間外勤務については、新型コロナウイルス感染症対応に関する業務を除いて月60時間を超える残業実施者が所属する部署を指摘事項とした。

(全般的共通事項)

- (1) 関係文書、諸帳簿、証書類等を確認したところ、一部に不備が見受けられたものの、おおむね良好に処理がなされていると認める。
- (2) 時間外勤務については、新型コロナウイルス感染症への対応業務により、長時間の時間外勤務を行っている部署があるものの、その業務を除いた時間外勤務時間は昨年と比べ減っており、60時間を超える残業実施者が所属する部署数も減少している。
今後も業務の遂行方法を見直し、職員の勤務時間の平準化を図るとともに、ワークライフ・バランスの促進に努められたい。
- (3) 支出に関する決裁文書について、事務決裁規程で定める決裁権者で決裁されていない事例があった。事務決裁規程を確認し、適正な事務処理に努められたい。
- (4) 各部署で領収した現金について、速やかに払い込まず当該部署で保管している事例があった。現金を長期間保管することは紛失等につながるリスクを伴うものである。適切な処理をされたい。
- (5) 所管課の完結文書は、文書管理規程に基づき保存されているが、保存期間が満了した文書で、延長して保存する必要があるものが見受けられる。保存期間の延長を確実にし、適切な文書保存に努められたい。
- (6) 郵便切手受払簿について、使用の際の記載漏れや受払証印の押印漏れがあった。金券の保管管理業務は現金取扱いに準じて厳正に管理をされたい。

(各課に関する事項)

検 査 室

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

総 務 部

総務課 職員課 課税課 収納推進課

収納推進課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に行われていると認められた。
なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

【総務課】

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。例規審査等によるものが要因であるが、労働基準法では時間外勤務の上限が規制されている。その趣旨から月 60 時間超えを時間外勤務管理の指標とし、その削減に努められたい。

【職員課】

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 80 時間を超えている職員がいる。会計年度任用職員制度の開始に伴う事務等に時間を要したことが要因であるが、厚生労働省の定めている労災認定基準では、月 80 時間超えの時間外勤務が続くことを労災認定の目安としている。職員の健康保持に十分配慮し、改善に努められたい。

【課税課】

指摘事項

- (1) 伊勢地区税務事務研究会の経理事務において、請求日から 15 日を超えて支払われている事例があった。公金の取扱いに準じて事務処理をされたい。

危機管理部

危機管理課 防災施設整備課

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

情報戦略局

秘書課 情報政策課 企画調整課 財政課 広報広聴課

秘書課、企画調整課、財政課、広報広聴課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

【情報政策課】

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。国勢調査に係る事務によるものが要因であるが、労働基準法では時間外勤務の上限が規制されている。その趣旨から月 60 時間超えを時間外勤務管理の指標とし、その削減に努められたい。

資産経営部

資産経営課 契約課 営繕課

営繕課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【資産経営課】

意見

- (1) 統合に伴い閉校となった学校の運動場及び体育館の使用について、目的外使用許可の取扱いとして要綱に定め対応しているが、使用料については条例で定めるべきであると考えるので検討いただきたい。

【契約課】

指摘事項

- (1) 契約約款の代金について、課内で保管し、数日分をまとめて払い込んでいる事例があった。現金での保管は紛失等につながるリスクを伴うものである。適切な事務処理をされたい。

環 境 生 活 部

市民交流課 戸籍住民課 人権政策課 環境課 清掃課 支所

市民交流課、人権政策課、環境課、清掃課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【戸籍住民課】

意見

- (1) 会計年度任用職員制度の開始により、支所長が一人で勤務する時間帯がある。勤務体制や支所の開所時間の見直しが必要と考えるが、検討いただきたい。

【支所】

指摘事項

- (1) 自治会で集めた募金について、現金での保管期間が長い事例があった。現金を長期間保管することは紛失等につながるリスクを伴うものである。適切な処理をされたい。

意見

- (1) 会計年度任用職員制度の開始により、支所長が一人で勤務する時間帯がある。勤務体制や支所の開所時間の見直しが必要と考えるが、検討いただきたい。

健康福祉部

健康課 医療保険課 介護保険課 高齢者支援課 生活支援課
福祉総務課 子育て応援課 保育課 こども発達支援室 障がい福祉課
特別定額給付金対策室 保育所等

健康課、介護保険課、子育て応援課、障がい福祉課、保育所等については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行及び所管施設の管理については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【医療保険課】

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。国民健康保険料業務においてシステムのスケジュールの都合上、休日出勤が重なったためであるが、労働基準法では時間外勤務の上限が規制されている。その趣旨から月 60 時間超えを時間外勤務管理の指標とし、その削減に努められたい。

【高齢者支援課】

指摘事項

- (1) 補助金の交付及び概算払いについて、事務決裁規程で定める決裁権者で決裁されていない事例があった。事務決裁規程に基づき、適正な事務処理をされたい。

【生活支援課】

指摘事項

- (1) 郵便切手受払簿について、使用枚数及び残高の記載誤りがあった。金券の保管管理業務は現金取扱いに準じて厳正に管理をされたい。

【福祉総務課】

指摘事項

- (1) 過去の生活支援貸付金の貸付事務において、必要書類に不足があった。適切な事務処理をされたい。

【保育課】

意見

- (1) 社会福祉法人一字郷福祉会が運営するみどり保育園に対して児童送迎バス負担金を覚書に基づき交付しているが、本負担金の算定基準は要綱等で規定するべきであると考え。覚書の内容の見直しについても検討いただきたい。
- (2) 公立保育所の定員は施設面積に応じて設定されているが、一部の保育所でその定員と利用者数の差が大きいところがある。実情に合わせた定員の見直しを検討いただきたい。
- (3) 公立保育所の一部に公用車が配置されているが、偏りのないよう適正な配置を検討いただきたい。

【こども発達支援室】

指摘事項

- (1) コピー代金の領収書について、出納員の印と間違えて収受印を押したものがあつた。領収の際には十分注意し、正確な事務処理をされたい。

【特別定額給付金対策室】

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 200 時間を超えている職員がいる。特別定額給付金の支給に係る業務によるものであるが、職員の健康保持に十分配慮するとともに、その改善を図られたい。

産 業 観 光 部

商工労政課 農林水産課 観光振興課 観光誘客課

観光誘客課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【商工労政課】

指摘事項

- (1) 補助金の交付について、事務決裁規程で定める決裁権者で決裁されていない事例があつた。事務決裁規程に基づき、適正な事務処理をされたい。
- (2) 産業支援センターの指定管理において、報告書が期限内に提出されていない事例があつた。受託者に、協定書で定めた期限を遵守するよう指導されたい。

【農林水産課】

指摘事項

- (1) 鳥獣飼養許可手数料の領収書について、領収日に誤りがあつた。領収の際には十分注意し、正確な事務処理をされたい。

【観光振興課】

指摘事項

- (1) お伊勢さんマラソン実行委員会における旅費の領収について、一覧表を作成し各委員の押印を受けているが、領収金額及び領収した旨の記載事項が明示されていない。適切な事務処理をされたい。
- (2) 伊勢神宮奉納全国花火大会委員会が管理する収入印紙について、前年度からの繰越分があるにも関わらず、今年度の受払簿が作成されていない。金券の保管管理業務は現金取扱いに準じて厳正に管理をされたい。

意見

- (1) 飲食店・宿泊施設応援事業として、クラウドファンディングを活用したプレミアム付き応援券を発行しており、対象となる店舗が閉店した際に支援金（寄附金）を他の店舗に振り替えている。事業の目的は理解できるが、そのような措置は制度に沿っていないように思われるので、今後同様の事業に取り組みれる場合には、支援者に対して制度の説明を十分に行い、進めていただきたい。

国体推進局

国体総務課 国体競技課

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

都市整備部

監理課 都市計画課 交通政策課 基盤整備課 維持課 用地課
住宅政策課

都市計画課、維持課、用地課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【監理課】

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 80 時間を超えている職員がいる。職員の休職及び新任職員の配置により、年度当初の経理事務が限られた職員に集中したことが要因であるが、厚生労働省の定めている労災認定基準では、月 80 時間超えの時間外勤務が続くことを労災認定の目安としている。職員の健康保持に十分配慮し、引き続き改善に努められたい。

【交通政策課】

指摘事項

- (1) 委託業務契約書に、当該業務とは全く関係のない不要な書類が綴じられていた。適切な事務処理をされたい。

【基盤整備課】

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。豪雨や台風による災害復旧業務が要因であるが、労働基準法では時間外勤務の上限が規制されている。その趣旨から月 60 時間超えを時間外勤務管理の指標とし、その削減に努められたい。

【住宅政策課】

意見

- (1) 民法改正により契約書に極度額の明記が必須となったが、極度額の基準は要綱等で規定するべきであると考えるので検討いただきたい。

二見総合支所

生活福祉課

財務に関する事務の執行及び所管施設の管理については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

指摘事項

- (1) 賓日館の指定管理において、入館料の変更の申請が期限までに提出されていない事例があった。受託者に、協定書で定めた事項を遵守するよう指導されたい。

小 俣 総 合 支 所

生活福祉課

財務に関する事務の執行及び所管施設の管理については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

指摘事項

- (1) 令和元年度に実施した講習会について、講師謝金の支払い遅延があった。適切に事務が行われるよう、事務処理の管理を見直しされたい。
- (2) 安全衛生委員会小俣総合支所部会について、結果報告書が作成されていない。会議の結果については、適切に記録をされたい。

御 菌 総 合 支 所

生活福祉課

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

会 計 課

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 80 時間を超えている職員がいる。3月から5月にかけて集中する書類審査業務が要因であるが、厚生労働省の定めている労災認定基準では、月 80 時間超えの時間外勤務が続くことを労災認定の目安としている。職員の健康保持に十分配慮し、引き続き改善に努められたい。

議 会 事 務 局

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

選挙管理委員会事務局

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

監査委員事務局

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

農業委員会事務局

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に行われていると認められた。
なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

指摘事項

- (1) 領収した証明手数料を事務局で保管し、1か月間をまとめて翌月に払い込んでいる。現金での保管は紛失等につながるリスクを伴うものである。適切な事務処理をされたい。
- (2) 領収印の印面が摩滅しており、押印した文字が判読できない。適切なものに改められたい。

市立伊勢総合病院

経営に係る事業の管理及び所管施設の管理については、おおむね良好に行われていると認められた。
なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月80時間を超えている職員がいる。年度当初の繁忙期に、人事異動による新任者の時間外勤務が増加したことが要因であるが、厚生労働省の定めている労災認定基準では、月80時間超えの時間外勤務が続くことを労災認定の目安としている。職員の健康保持に十分配慮し、改善に努められたい。
- (2) 病院事業会計規程に規定されている現金取扱員の任命手続きが行われていない。適正な事務処理をされたい。
- (3) 復命書について、期限内に作成していない事例があった。適正な事務処理をされたい。
- (4) 委託契約書について、仕様の詳細を定めた書類が添付されていない事例があった。適切な事務処理をされたい。
- (5) 学会参加費等の支払いについて、立替払いを行っている事例があった。立替払いの発生に注意し、適正な事務処理をされたい。
- (6) 病院の駐車場を部外に貸し出した際に、病院事業会計規程に定められた行政財産の目的外使用許可の手続きが行われていない。適正な事務処理をされたい。

上 下 水 道 部

水道事業 下水道事業

(上下水道総務課 料金課 上水道課 下水道建設課 下水道施設管理課)

水道事業については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

経営に係る事業の管理、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

【下水道事業】

指摘事項

- (1) 下水道使用料の徴収猶予申請について、申請書を供覧しているのみで、徴収猶予を決定する決裁文書が作成されていない。適正な事務処理をされたい。

教育委員会事務局

教育総務課 学校統合推進室 学校教育課 社会教育課 スポーツ課

文化振興課 教育研究所 小中学校・幼稚園

学校統合推進室については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【教育総務課】

意見

- (1) 同一施設における修繕業務について、同じ時期に同様の設備を修繕しているにも関わらず、2件の業務として実施している事例があった。1件の契約とすることで、事務作業の効率化や費用の削減につながらないか検討いただきたい。

【学校教育課】

指摘事項

- (1) 各小中学校への依頼文書の起案文書について、決裁時に手書きで添削された文書のみが添付されており、実際に送付した文書の内容が残されていない事例があった。適切な事務処理をされたい。

意見

- (1) 伊勢薬剤師会に委託した、学校における飲料水の水質検査において、日常点検の実施及びその記録の保管状況が不適とされている事例があった。日常点検は努力義務であり、その実施状況は学校により様々である。全校での実施を検討いただきたい。

【社会教育課】

指摘事項

- (1) 業務委託費の支出について、事務決裁規程で定める決裁権者で決裁されていない事

例があった。事務決裁規程に基づき、適正な事務処理をされたい。

【スポーツ課】

指摘事項

- (1) 施設使用料の領収書控について、年度や内訳を後から記載、訂正している事例があった。領収書の記載内容を十分確認するよう、管理業務の受託者に指導されたい。

意見

- (1) スポーツクラブ等の団体に対して負担金を支出しているが、当該金額の算定基準を要綱等で規定するべきであると考え。検討いただきたい。

【文化振興課】

意見

- (1) 同一施設の屋根の修繕業務について、同じ時期に実施しているにも関わらず、2件の業務として実施している事例があった。1件の契約とすることで、事務作業の効率化や費用の削減につながるか検討いただきたい。

【教育研究所】

指摘事項

- (1) 授業等で児童が使用する端末機等を紛失する事例が3件あった。公金で賄われた大切な備品であることはもちろんのこと、紛失等によって児童の学習機会が損なわれることのないよう適切な備品管理の指導を各学校に徹底されたい。

【各小中学校・幼稚園】

指摘事項

- (1) 通帳への入金を失念し、現金で長期間保管していた事例があった。現金での保管は紛失等につながるリスクを伴うものである。適切な事務処理をされたい。
- (2) 学校口座の通帳に一部精算処理がなされていないものが見受けられた。速やかに精算処理を行うとともに、適切な事務処理をされたい。
- (3) 委託事業の経理事務において、立替払いを行っている事例があった。立替払いの発生に注意し、適切な事務処理をされたい。
- (4) 薬品管理記録簿について、購入年月日や残量が記載されていないものや記載内容が誤っているものがあった。使用状況を正確に記録し薬品保管に努められたい。

消防本部（署）

財務に関する事務の執行及び所管施設の管理については、良好に行われていると認められた。なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

工事の現場確認

上水道課 神菌 11-1 号線配水本管布設工事

工事は、安全に配慮して行われており、工程表に基づき順調に進捗していると認められた。また、契約事務については適正に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

8 むすび

今年度における定期監査を実施した結果、報告書に「指摘事項」、「意見」として、記載したもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

一方、依然として複数の課で過去と同様の単純な誤りが散見され、その原因としては、注意不足によるものをはじめ、関係法令等の認識不足やチェック機能の不備などが挙げられる。

誤った事務処理を繰り返さないよう関係法令等に対する正しい理解とチェック機能体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。

新型コロナウイルス感染症は、市民の暮らしと経済に深刻な影響を与えており、その対応に様々な対策を行っている。引き続き、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、市民の生命と健康を守るための対策とともに、市民の生活支援、地域経済活性化、感染拡大の防止など、必要な対策の迅速かつ効果的な実施に一層努められたい。また、実施にあたっては関係職員に業務が偏ることのないよう実施体制にも留意願いたい。

今後、税収入等の減収が見込まれ、大変厳しい財政運営が予想される。職員全員が財政状況を常に意識し、最少の経費で最大の効果を発揮できる事業運営に取り組み、事業成果や費用対効果の十分な検証も実施していただきたい。

伊勢市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

令和3年3月31日

伊勢市監査委員	畑	芳	嗣
伊勢市監査委員	中	井	豊
伊勢市監査委員	辻	孝	記

令和 2 年度

財政援助団体等監査結果報告書

伊勢市監査委員

目 次

1	監 査 の 種 類	1 頁
2	監査の対象及び実施期日	1 頁
3	監 査 の 範 囲	1 頁
4	監 査 の 着 眼 点	1 頁
5	監 査 の 実 施 内 容	2 頁
6	監 査 の 結 果	2 頁
	(1) 財 政 援 助 団 体 に 対 す る 監 査	2 頁
	ア 公益社団法人 伊勢市シルバー人材センター	2 頁
	イ まちづくり協議会	3 頁
	○厚生地区まちづくりの会	3 頁
	○小俣まちづくり協議会	3 頁
	(2) 公の施設の指定管理者に対する監査	4 頁
	ア イオンディライト株式会社 東海支社 三重支店	4 頁
7	む す び	4 頁

令和2年度財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査について、伊勢市監査基準に準拠して実施したので、その結果を次のとおり報告する。

令和3年3月31日

伊勢市監査委員 畑 芳 嗣
伊勢市監査委員 中 井 豊
伊勢市監査委員 辻 孝 記

1 監査の種類

財政援助団体等に対する監査

2 監査の対象及び実施期日

(1) 財政援助団体に対する監査

実施年月日	対 象 団 体	所 管 課
令和3年2月16日	公益社団法人 伊勢市シルバー人材センター	商工労政課

財政援助団体に対する監査（書面監査）

実施年月日	対 象 団 体	所 管 課
令和3年3月3日	厚生地区まちづくりの会	市民交流課
令和3年3月3日	小俣まちづくり協議会	

(2) 公の施設の指定管理者に対する監査

実施年月日	対 象 団 体（施設名）	所 管 課
令和3年2月17日	イオンディライト株式会社 東海支社 三重支店 (離宮の湯)	小俣総合支所 生活福祉課

3 監査の範囲

令和元年度（必要がある場合は対象期間以外にも及ぶ）における、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行状況について監査を実施した。

4 監査の着眼点

(1) 財政援助団体に対する監査

補助金等の算定、交付方法、時期、手続等は適正に行われているか、補助等の目的に沿って事業が実施され効果をあげているか、補助金等は交付条件に従って適正に執行されているか、出納関係諸帳票、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切に行われているか、所管課による指導監督は適切に行われているかなどを着眼点として実施した。

(2) 公の施設の指定管理者に対する監査

指定管理者の指定は適正かつ公正に行われているか、協定書等には必要事項が適正に記載されているか、施設は協定等に基づき適切に管理されているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、利用料金の収納や費用の支出等の会計事務は適正に行われているか、所管課による指導監督は適切に行われているかなどを着眼点として実施した。

5 監査の実施内容

事前に提出された資料に基づき、所管課から説明を受けた後、団体の担当者から当該財政的援助等に係る事業概要等について説明を受け、関係諸帳簿の監査を実施した。

また、まちづくり協議会については、所管課及び団体から提出された事業実績報告書、収支決算書、関係諸帳簿等により書面監査を実施した。

6 監査の結果

(1) 財政援助団体に対する監査

ア 公益社団法人 伊勢市シルバー人材センター

(ア) 事業の内容

(単位：円)

事業名	科目	金額	事業の目的
高齢者労働能力活用事業費補助金	補助金	17,083,000	シルバー人材センターの管理運営費の一部を補助することにより、高齢者の能力活用と福祉の増進を図る。

(イ) 所見

監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体の当該補助金に係る出納その他の事務の執行が、補助の目的に沿って行われていると認められた。

なお、意見については、次に述べるとおりである。

【所管課】

意見

- ① 補助金額は、国の交付要綱及び執行方針に基づき支出しているが、当該金額の算定基準は市の要綱等で規定すべきであると考えるので検討していただきたい。

イ まちづくり協議会

○厚生地区まちづくりの会

(ア) 事業の内容

(単位：円)

事業名	科目	金額	事業の目的
地域自治推進事業 (事務運営費 広報紙配布等協力金)	交付金	9,605,000	まちづくり協議会が、地域課題を解決するために行う活動に対し、一定の財源を交付する。
地域自治推進事業 (活動事業費 基本額及び世帯割額)		3,173,250	
地域自治推進事業 (活動事業費 臨時特例分)		600,000	
合計		13,378,250	

(イ) 所見

監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体の当該交付金に係る出納その他の事務の執行が、交付の目的に沿って行われていると認められた。

なお、意見については、次に述べるとおりである。

【所管課】

意見

- ① 事業の実施内容については、実績報告書及び決算書により報告を受けているが、交付金が目的に沿って活用されているか、経理関係書類をもとに十分に照査し、適切に指導されたい。

○小俣まちづくり協議会

(ア) 事業の内容

(単位：円)

事業名	科目	金額	事業の目的
地域自治推進事業（事務運営費）	交付金	1,668,187	まちづくり協議会が、地域課題を解決するために行う活動に対し、一定の財源を交付する。
地域自治推進事業（活動事業費 基本額）		1,745,236	
合計		3,413,423	

※当初交付された、事務運営費 1,800,000 円、活動事業費（基本額） 2,000,000 円のうち、収支決算の残額 386,577 円を市へ返還している。

(イ) 所見

監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体の当該交付金に係る出納その他の事務の執行が、交付の目的に沿って行われていると認められた。

なお、意見については、次に述べるとおりである。

【所管課】

意見

- ① 事業の実施内容については、実績報告書及び決算書により報告を受けているが、交付金が目的に沿って活用されているか、経理関係書類をもとに十分に照査し、適切に指導されたい。

(2) 公の施設の指定管理者に対する監査

ア イオンディライト株式会社 東海支社 三重支店

(ア) 公の施設の管理委託内容

施設の名称：離宮の湯

指定期間：平成27年4月1日から令和2年3月31日まで

指定管理料：64,920,000円（指定期間における指定管理料の総額、消費税込）

〃：13,080,000円（令和元年度分、消費税込）

(イ) 事業実績について

収支計算書（自平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

〈イオンディライト株式会社 東海支社 三重支店分〉

（消費税込、単位：円）

支出の部		収入の部	
科目	決算額	科目	決算額
支出		収入	
人件費	16,344,841	指定管理料	13,080,000
水道・光熱費	6,899,786	入浴料金	15,442,270
共益費	674,091	入浴商品	207,480
保守点検費	1,334,734	喫茶売上	368,600
材料仕入れ	463,213	手数料	93,997
一般管理費	1,568,642		
支出計	27,285,307	収入計	29,192,347
収支差額			1,907,040

(ウ) 所見

監査した限りにおいて、監査の対象となった公の施設の指定管理者の当該施設の管理に係る出納その他の事務の執行が、委託の目的に沿って行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

7 むすび

補助金や交付金、委託料の支出にあたっては、事業の目的や要綱等に沿って行われているか確認するとともに、事業成果と費用対効果を十分に検証し、健全な事業運営に取り組んでいただきたい。